国連障害者の権利条約

関連資料

2003年

日本障害者リハビリテーション協会

関係資料　目次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

＜世界レベルの資料＞
世界人権宣言（1948 年）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約）・・・・・・・・・・・・・ 12
市民的及び政治的権利に関する国際規約（B 規約）（1966 年）・・・・・・・・・・・ 21

知的障害者の権利宣言（1971 年）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

障害者の権利宣言（1975 年）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

国際障害者年行動計画（1980）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

障害者に関する世界行動計画（1982 年）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

障害者の機会均等化に関する基準規則（1993 年）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

新世紀における障害者の権利に関する北京宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
（世界障害 NGO サミット決議、2000 年 3 月）
Beijing Declaration on the Rights of People with Disabilities
in the New Century

国連総会決議 56/115（2001 年 12 月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
「障害者に関する世界行動計画の実施
：21 世紀における万人のための社会に向けて」
Implementation of the World Programme of Action concerning
Disabled Persons: towards a society for all in the twenty-first century

国連総会決議 56/168（2001 年 12 月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な国際条約
Comprehensive and integral international convention to promote
and protect the rights and dignity of persons with disabilities

国連社会開発委員会　E/CN.5/2002/4（2002年1月）障害特別報告者による
スタンダード・ルール実施状況のモニタリングについての第3期最終報告　・・・・　94
Report of the Special Rapporteur on Monitoring the implementation
of the Standard Rules

国連人権委員会決議　E/CN.4/2002/L.84（2002年4月）・・・・・・・・・・・・・・・ 132
Specific Groups and Individuals：Other Vulnerable Groups
and Individuals／特定集団と個人：その他の弱い立場の集団と個人

「障害者の権利と尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な
国際条約（メキシコ政府のワーキング・ペーパー）」（2002年7月15日）・・・・・　138
国連文書番号（A/AC.265/WP.1）

＜アジア太平洋地域レベルの資料＞
国連ESCAP総会決議48/3（1992年）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　149

アジア太平洋地域の障害者の完全参加と平等に関する宣言（1993年）・・・・・・　151

国連ESCAP総会決議58/4（2002年5月22日）
21世紀における、アジア太平洋地域の障害者にとって包括的で
バリアフリーの、権利に基いた社会の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　152
Promoting an inclusive, barrier-free and rights-based society for
people with disabilities

「障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な
国際条約」の起草に関するバンコク提案（2003年6月4日）・・・・・・・・・・・・　155
Bangkok Recommendation on the Elaboration of a Comprehensive and
Integral International Convention to Promote and Protect the Rights
and Dignity of Persons with Disabilities

はじめに

障害者の権利条約に関しては、２００１年の国連総会においてメキシコ政府が提案して以来、急速に制定促進に向けて動いています。

2001年の総会決議では、「社会開発、人権及び非差別分野における全体的アプローチに基づき、障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な国際条約についての諸提案を検討するため、すべての国連加盟国及びオブザーバーに参加の途が開かれている特別委員会を設置すること」が決定されました。

それを受けて、２００２年には第１回特別委員会開催、２００３年の第２回特別委員会では、事実上草案作成を行なう作業委員会の設置が決まりました。

本資料では、障害者の権利条約に関する動きをご理解いただくため、世界人権宣言以降の国連決議並びに、ESCAP決議等を網羅して提供いたします。皆様のお役にたてれば幸いです。

なお、翻訳については、全日本ろうあ連盟、長瀬修氏（東京大学先端科学技術センター）川島聡氏（新潟大学）のご好意によりご紹介させていただくことになりました。感謝申し上げます。

日本障害者リハビリテーション協会
2003年8月8日

＜世界レベルの資料＞

世界人権宣言

（国際連合第３回総会決議217(III)-A、1948年12月10日採択）

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、　諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第１条（自由平等）

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第２条（権利と自由の享有に関する無差別待遇）

1.　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2.　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第３条（生存、自由、身体の安全）

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第４条（奴隷の禁止）

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第５条（非人道的な待遇又は刑罰の禁止）

何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱もしくは刑罰を受けることはない。

第６条（法の下に人としての承認）

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第７条（法の下における平等）

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第８条（基本的権利の侵害に対する救済）

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第９条（逮捕、拘禁又は追放の制限）

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第 10 条（裁判所の公正な審理）

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第 11 条（無罪の推定、罪刑法定主義）

1. 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2. 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかったり作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は課せられない。

第 12 条（私生活、名誉、信用の保護）

何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条（移転と居住）

1. すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2. すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条（迫害）

1. すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2. この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条（国籍）

1. すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2. 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条（婚姻と家庭）

1. 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2. 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3. 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条（財産）

1. すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2. 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条（思想、良心、宗教）

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条（意見、発表）

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国籍を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条（集会、結社）

1. すべて人は、平和的な集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2. 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条（参政権）

1. すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2. すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3. 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条（社会保障）

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条（勤労の権利）

1. すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2. すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3. 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4. すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条（休息、余暇）

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条（生活の保障）

1. すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2. 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条（教育）

1. すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できる

ものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3. 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条（文化）

1. すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2. すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条（社会的国際的秩序）

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条（社会に対する義務）

1. すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2. すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3. これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条（権利と自由に対する破壊的活動）

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）

（国連第21回総会　1966年12月16日採択）

この規約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、

これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、

世界人権宣言によれば、自由な人間は恐怖及び欠乏からの自由を享受することであるとの理想は、すべての者がその市民的及び政治的権利とともに経済的、社会的及び文化的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、

人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、

個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、

次のとおり協定する。

第一部

第一条　（人民自決の権利）

1　すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。

2　すべて人民は、互恵の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。

3　この規約の締約国（非自治地域及び信託統治地域の施政の責任を有する国を含む。）は、国際連合憲章の規定に従い、自決の権利が実現されることを促進し及び自決の権利を尊重する。

第二部

第二条　（締約国の実施義務）

1　この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。

2　この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。

3　開発途上にある国は、人権及び自国の経済の双方に十分な考慮を払い、この規約において認められる経済的権利をどの程度まで外国人に保障するかを決定することができる。

第三条　（男女の平等）

この規約の締約国は、この規約に定めるすべての経済的、社会的及び文化的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する。

第四条　（公共の福祉）

この規約の締約国は、この規約に合致するものとして国により確保される権利の享受に関し、その権利の性質と両立しており、かつ、民主的社会における一般的福祉を増進することを目的としている場合に限り、法律で定める制限のみをその権利に課すことができることを認める。

第五条　（保護の基準）

1　この規約のいかなる規定も、国、集団又は個人が、この規約において認められる権利若しくは自由を破壊し若しくはこの規約に定める制限の範囲を超えて制限することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権利を有することを意味するものと解することはできない。

2　いずれかの国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ又は存する基本的人権については、この規約がそれらの権利を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利を制限し又は侵すことは許されない。

第三部

第六条　（労働の権利）

1　この規約の締約国は、労働の権利を認めるものとし、この権利を保障するため適当な措置をとる。この権利には、すべての者が自由に選択し又は承諾する労働によって生計を立てる機会を得る権利を含む。

2　この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためとる措置には、個人に対して基本的な政治的及び経済的自由を保障する条件の下で着実な経済的、社会的及び文化的発展を実現し並びに完全かつ生産的な雇用を達成するための技術及び職業の指導及び訓練に関する計画、政策及び方法を含む。

第七条　（労働条件）

この規約の締約国は、すべての者が公正かつ良好な労働条件を享受する権利を有することを認める。この労働条件は、特に次のものを確保する労働条件とする。

(a)　すべての労働者に最小限度次のものを与える報酬

(i)公正な資金及びいかなる差別もない同一価値の労働についての同一報酬。特に、女子については、同一の労働についての同一報酬とともに男子が享受する労働条件に劣らない労働条件が保障されるこ

と。

(ii)労働者及びその家族のこの規約に適合する相応な生活
(b) 安全かつ健康的な作業条件
(c) 先任及び能力以外のいかなる事由も考慮されることなく、すべての者がその雇用関係においてより高い過当な地位に昇進する均等な機会
(d) 休息、余暇、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇並びに公の休日についての報酬

第八条 (団結権・ストライキ権)

1 この規約の締約国は、次の権利を確保することを約束する。

(a) すべての者がその経済的及び社会的利益を増進し及び保護するため、労働組合を結成し及び当該労働組合の規則にのみ従うことを条件として自ら選択する労働組合に加入する権利。この権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公の秩序のため又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。
(b) 労働組合が国内の連合又は総連合を設立する権利及びこれらの連合又は総連合が国際的な労働組合団体を結成し又はこれに加入する権利
(c) 労働組合が、法律で定める制限であって国の安全若しくは公の秩序のため又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も受けることなく、自由に活動する権利
(d) 同盟罷業をする権利。ただし、この権利は、各国の法律に従って行使されることを条件とする。

2 この条の規定は、軍隊若しくは警察の構成員又は公務員による 1 の権利の行使について合法的な制限を課することを妨げるものではない。

3 この条のいかなる規定も、結社の自由及び団結権の保護に関する千九百四十八年の国際労働機関の条約の締約国が、同条約に規定する保障を阻害するような立法措置を講ずること又は同条約に規定する保障を阻害するような方法により法律を適用することを許すものではない。

第九条 (社会保障)

この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。

第十条 (家族、母親、児童に対する保護)

この規約の締約国は、次のことを認める。

1 できる限り広範な保護及び援助が、社会の自然かつ基礎的な単位である家族に対し、特に、家族の形成のために並びに扶養児童の養育及び教育について責任を有する間に、与えられるべきである。婚姻は、両当事者の自由な合意に基づいて成立するものでなければならない。

2 産前産後の合理的な期間においては、特別な保護が母親に与えられるべきである。働いている母親には、その期間において、有給休暇又は相当な社会保障給付を伴う休暇が与えられるべきである。

3　保護及び援助のための特別な措置が、出生の他の事情を理由とするいかなる差別もなく、すべての児童及び年少者のためにとられるべきである。児童及び年少者は、経済的及び社会的な搾取から保護されるべきである。児童及び年少者を、その精神若しくは健康に有害であり、その生命に危険があり又はその正常な発育を妨げるおそれのある労働に使用することは、法律で処罰すべきである。また、国は年齢による制限を定め、その年齢に達しない児童を賃金を支払って使用することを法律で禁止しかつ処罰すべきである。

第十一条　（生活水準及び食料の確保）

1　この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。

2　この規約の締約国は、すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、個々に及び国際協力を通じて、次の目的のため、具体的な計画その他の必要な措置をとる。

(a)　技術的及び科学的知識を十分に利用することにより、栄養に関する原則についての知識を普及させることにより並びに天然資源の最も効果的な開発及び利用を達成するように農地制度を発展させ又は改革することにより、食糧の生産、保存及び分配の方法を改善すること。
(b)　食糧の輸入国及び輸出国の双方の問題に考慮を払い、需要との関連において世界の食糧の供給の衡平な分配を確保すること。

第十二条　（健康を享受する権利）

1　この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

2　この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。

(a)　死産率及び幼児の死亡率を低下させるための並びに児童の健全な発育のための対策
(b)　環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善
(c)　伝染病、風土病、職業病その他の疾病の予防、治療及び抑圧
(d)　病気の場合にすべての者に医療及び看護を確保するような条件の創出

第十三条　（教育に対する権利）

1　この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

2　この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a)　初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。
(b)　種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。
(c)　高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること。
(d)　基礎教育は、初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。
(e)　すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。

3　この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、公の機関によって設置される学校以外の学校であって国によって定められ又は承認される最低限度の教育上の基準に適合するものを児童のために選択する自由並びに自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

4　この条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行なわれる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第十四条　（無償の初等義務教育）

この規約の締約国となる時にその本土地域又はその管轄の下にある他の地域において無償の初等義務教育を確保するに至っていない各締約国は、すべての者に対する無償の義務教育の原則をその計画中に定める合理的な期間内に漸進的に実施するための詳細な行動計画を二年以内に作成しかつ採用することを約束する。

第十五条　（科学及び文化に関する権利）

1　この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。

(a)　文化的な生活に参加する権利
(b)　科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利
(c)　自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利

2　この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、科学及び文化の保存、発展及び普及に必要な措置を含む。

3　この規約の締約国は、科学研究及び創作活動に不可欠な自由を尊重することを約束する。

4　この規約の締約国は、科学及び文化の分野における国際的な連絡及び協力を奨励し及び発展させることによって得られる利益を認める。

第四部

第十六条　（実施措置の報告１）

1　この規約の締約国は、この規約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の実現についてもたらされた進歩に関する報告をこの部の規定に従って提出することを約束する。

2
(a)　すべての報告は、国際連合事務総長に提出するものとし、同事務総長は、この規約による経済社会理事会の審議のため、その写しを同理事会に送付する。
(b)　国際連合事務総長は、また、いずれかの専門機関の加盟国であるこの規約の締結によって提出される報告又はその一部が当該専門機関の基本文書によりその任務の範囲内にある事項に関連を有するものである場合には、それらの報告又は関係部分の写しを当該専門機関に送付する。

第十七条　（同２）

1　この規約の締約国は、経済社会理事会が締約国及び関係専門機関との協議の後この規約の効力発生の後一年以内に作成する計画に従い、報告を段階的に提出する。

2　報告には、この規約に基づく義務の履行程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

3　関連情報がこの規約の締約国により国際連合又はいずれかの専門機関に既に提供されている場合には、その情報については、再び提供の必要はなく、提供に係る情報について明確に言及することで足りる。

第十八条　（専門機関からの報告）

経済社会理事会は、人権及び基本的自由の分野における国際連合憲章に規定する責任に基づき、いずれかの専門機関の任務の範囲内にある事項に関するこの規約の規定の遵守についてもたらされた進歩に関し当該専門機関が同理事会に報告することにつき、当該専門機関と取極を行うことができる。報告には、当該専門機関の権限のある機関がこの規約の当該規定の実施に関して採択した決定及び勧告についての詳細を含ませることができる。

第十九条　（人権委員会への報告送付）

経済社会理事会は、第十六条及び第十七条の規定により締約国が提出する人権に関する報告並びに前条の規定により専門機関が提出する人権に関する報告を、検討及び一般的な性格を有する勧告のため又は適当な場合には情報用として、人権委員会に送付することができる。

第二十条　（締約国及び専門機関による意見の提出）

この規約の締約国及び関係専門機関は、前条にいう一般的な性格を有する勧告に関する意見又は人権委員会の報告において若しくはその報告で引用されている文書において言及されている一般的な性格を有する勧告に関する意見を、経済社会理事会に提出することができる。

第二十一条　（経済社会理事会の総会への報告）

経済社会理事会は、一般的な性格を有する勧告を付した報告、並びにこの規約の締約国及び専門機関から得た情報であってこの規約において認められる権利の実現のためにとられた措置及びこれらの権利の実現についてもたらされた進歩に関する情報の概要を、総会に随時提出することができる。

第二十二条　（経済社会理事会による注意の喚起）

経済社会理事会は、技術援助の供与に関係を有する国際連合の他の機関及びこれらの補助機関並びに専門機関に対し、この部に規定する報告により提起された問題であって、これらの機関がそれぞれの権限の範囲内でこの規約の効果的かつ漸進的な実施に寄与すると認められる国際的措置をとることの適否の決定に当たって参考となるものにつき、注意を喚起することができる。

第二十三条　（権利実現のための国際的措置）

この規約の締約国は、この規約において認められる権利の実現のための国際的措置には条約の締結、勧告の採択、技術援助の供与並びに関係国の政府との連携により組織される協議及び検討のための地域会議及び専門家会議の開催のような措置が含まれることに同意する。

第二十四条　（国連憲章及び専門機関の憲章との関係）

この規約のいかなる規定も、この規約に規定されている事項につき、国際連合の諸機関及び専門機関の任務をそれぞれ定めている国際連合憲章及び専門機関の基本文書の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第二十五条　（天然の富及び資源の享有）

この規約のいかなる規定も、すべての人民がその天然の富及び資源を十分かつ自由に享受し及び利用する固有の権利を害するものと解してはならない。

第五部

第二十六条　（署名・批准・加入・寄託）

1　この規約は、国際連合又はいずれかの専門機関の加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの規約の締約国となるよう国際連合総会が招請する他の国による署名のために開放しておく。

2　この規約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

3　この規約は、1に規程する国による加入のために開放しておく。

4　加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

5　国際連合事務総長は、この規約に署名し又は加入したすべての国に対し、各批准書又は各加入書の寄託を通報する。

第二十七条　（効力発生）

1　この規約は、三十五番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

2　この規約は、三十五番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

第二十八条　（連邦国家に対する適用）

　この規約は、いかなる制限又は例外もなしに連邦国家のすべての地域について適用する。

第二十九条　（改正）

1　この規約のいずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、この規約の締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国会議の開催についての賛否を同事務総長に通告するよう要請する。締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2　改正は、国際連合総会が承認し、かつ、この規約の締約国の三分の二以上の多数がそれぞれの国の憲法上の手続に従って受諾したときに、効力を生ずる。

3　改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの規約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第三十条　（国連事務総長による通報）

　第二十六条5の規定により行われる通報にかかわらず、国際連合事務総長は、同条1に規定するすべての国に対し、次の事項を通報する。

(a)　第二十六条の規定による署名、批准及び加入
(b)　第二十七条の規定に基づきこの規約が効力を生ずる日及び前条の規定により改正が効力を生ずる日

第三十一条　（正文）

1　この規約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合に寄託される。

2　国際連合事務総長は、この規約の認証謄本を第二十六条に規定するすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、千九百六十六年十二月十九日にニューヨークで署名のために開放されたこの規約に署名した。

(署名欄は省略)

外務省 HP
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_001.html

市民的及び政治的権利に関する国際規約（B 規約）

(国際連合第 21 回総会　1966 年 12 月 16 日採択)

この規約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、

これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、

世界人権宣言によれば、自由な人間は市民的及び政治的自由並びに恐怖及び欠乏からの自由を享受するものであるとの理想は、すべての者がその経済的、社会的及び文化的権利とともに市民的及び政治的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、

人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、

個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、

次のとおり協定する。

第一部

第一条(人民自決の権利)

1 すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。

2 すべての人民は、互恵の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。

3 この規約の締約国(非自治地域及び信託統治地域の施政の責任を有する国を含む。)は、国際連合憲章の規定に従い、自決の権利が実現されることを促進し及び自決の権利を尊重する

第二部

第二条（締約国の実施義務）

1 この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。

2 この規約の各締約国は、立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとることを約束する。

3 この規約の各締約国は、次のことを約束する。

(a) この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること。

(b) 救済措置を求める者の権利が権限のある司法上、行政上若しくは立法上の機関又は国の法制で定める他の権限のある機関によって決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させること。

(c) 救済措置が与えられる場合に権限のある機関によって執行されることを確保すること。

第三条（男女の平等）

この規約の締約国は、この規約に定めるすべての市民的及び政治的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する。

第四条（非常事態における例外）

1 国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要とする限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならず、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。

2 一の規定は、第六条、第七条、第八条1及び2、第十一条、第十五条、第十六条並びに第十八条の規定に違反することを許すものではない。

3 義務に違反する措置をとる権利を行使するこの規約の締約国は、違反した規定及び違反するに至った理由を国際連合事務総長を通じてこの規約の他の締約国に直ちに通知する。更に、違反が終了する日に、同事務総長を通じてその旨通知する。

第五条（保護基準）

1 この規約のいかなる規定も、国、集団又は個人が、この規約において認められる権利及び自由を破壊し若しくはこの規約に定める制限の範囲を超えて制限することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権利を有することを意味するものと解することはできない。

2 この規約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ又は存する基本的人権については、この規約がそれらの権利を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利を制限し又は侵してはならない。

第三部

第六条 （ 生命に対する権利及び死刑）

1 すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。

2 死刑を廃止していない国においては、死刑は、犯罪が行われた時に効力を有しており、かつ、この規約の規定及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に抵触しない法律により、最も重大な犯罪についてのみ科することができる。この刑罰は、権限のある裁判所が言い渡した確定判決によってのみ執行することができる。

3 生命の剥奪が集団殺害犯罪を構成する場合には、この条のいかなる想定も、この規約の締約国が集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に基づいて負う義務を方法のいかんを問わず免れることを許すものではないと了解する。

4 死刑を言い渡されたいかなる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する。死刑に対する大赦、特赦又は減刑はすべての場合に与えることができる。

5 死刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科してはならず、また、妊娠中の女子に対して執行してはならない。

6 この条のいかなる規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない。

第七条（拷問又は残酷な刑の禁止）

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

第八条（奴隷及び強制労働の禁止）

1 何人も、奴隷の状態に置かれない。あらゆる形態の奴隷制度及び奴隷取引は、禁止する。

2 何人も、隷属状態に置かれない。

3

(a) 何人も、強制労働に服することを要求されない。

(b) (a)の規定は、犯罪に対する刑罰として強制労働を伴う拘禁刑を科することができる国において、権限のある裁判所による刑罰の言渡しにより強制労働をさせることを禁止するものと解してはならない。

(c) この三の適用上、「強制労働」には、次のものを含まない。

(i)作業又は役務であって、(b)の規定において言及されておらず、かつ、裁判所の合法的な命令によって抑留されている者又はその抑留を条件付きで免除されている者に通常要求されるもの

(ii) 軍事的性質の役務及び、良心的兵役拒否が認められている国においては、良心的兵役拒否者が法律によって要求される国民的役務
(iii) 社会の存立又は福祉を脅かす緊急事態又は災害の場合に要求される役務
(iv) 市民としての通常の義務とされる作業又は役務

第九条（身体の自由と逮捕抑留の要件）

1 すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。

2 逮捕される者は、逮捕の時にその理由を告げられるものとし、自己に対する被疑事実を速やかに告げられる。

3 刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する。裁判に付される者を抑留することが原則であってはならず、釈放に当たっては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭及び必要な場合における判決の執行のための出頭が保証されることを条件とすることができる。

4 逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する。

5 違法に逮捕され又は抑留された者は、賠償を受ける権利を有する。

第十条（被告人の取扱・行刑制度）

1 自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。

2
(a) 被告人は、例外的な事情がある場合を除くほか有罪の判決を受けた者とは分離されるものとし、有罪の判決を受けていない者としての地位に相応する別個の取扱いを受ける。
(b) 少年の被告人は、成人とは分離されるものとし、できる限り速やかに裁判に付される。

3 行刑の制度は、被拘禁者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含む。少

年の犯罪者は、成人とは分離されるものとし、その年齢及び法的地位に相応する取扱いを受ける。

第十一条（契約不履行による拘禁）

何人も、契約上の義務を履行することができないことのみを理由として拘禁されない。

第十二条（移動、居住及び出国の自由）

1 合法的にいずれかの国の領域内にいるすべての者は、当該領域内において、移動の自由及び居住の自由についての権利を有する。

2 すべての者は、いずれの国(自国を含む。)からも自由に離れることができる。

3 1及び2の権利は、いかなる制限も受けない。ただし、その制限が、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この規約において認められる他の権利と両立するものである場合は、この限りでない。

4 何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない。

第十三条(外国人の追放)

合法的にこの規約の締約国の領域内にいる外国人は、法律に基づいて行われた決定によってのみ当該領域から追放することができる。国の安全のためのやむを得ない理由がある場合を除くほか、当該外国人は、自己の追放に反対する理由を提示すること及び権限のある機関又はその機関が特に指名する者によって自己の事案が審査されることが認められるものとし、この為にその機関又はその者に対する代理人の出頭が認められる。

第十四条(公正な裁判を受ける権利)

1 すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。報道機関及び公衆に対しては、民主的社会における道徳、公の秩序若しくは国の安全を理由として、当事者の私生活の利益のため必要な場合において又はその公開が司法の利益を害することとなる特別な状況において裁判所が真に必要があると認める限度で、裁判の全部又は一部を公開しないことができる。もっとも、刑事訴訟又は他の訴訟において言い渡される判決は、少年の利益のために必要がある場合又は当該手続が夫婦間の争い若しくは児童の後見に関するものである場合を除くほか、公開する。

2 刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。

3 すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。

(a) その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること。
(b) 防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡すること。
(c) 不当に遅延することなく裁判を受けること。
(d) 自ら出席して裁判を受け及び、直接に又は自ら選任する弁護人を通じて、防御すること。弁護人がいない場合には、弁護人を持つ権利を告げられること。司法の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること。

(e) 自己に不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
(f) 裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
(g) 自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないこと。

4 少年の場合には、手続は、その年齢及びその更生の促進が望ましいこと考慮し

たのとする。

5 有罪の判決を受けたすべての者は、法律に基づきその判決及び刑罰を上級の裁判所によって再審理される権利を有する。

6 確定判決によって有罪と決定された場合において、その後に、新たな事実又は新しく発見された事実により誤審のあったことが決定的に立証されたことを理由としてその有罪の判決が破棄され又は赦免が行われたときは、その有罪の判決の結果刑罰に服した者は、法律に基づいて補償を受ける。ただし、その知られなかった事実が適当な時に明らかにされなかったことの全部又は一部がその者の責めに帰するものであることが証明される場合は、この限りでない。

7 何人も、それぞれの国の法律及び刑事手続に従って既に確定的に有罪又は無罪の判決を受けた行為について再び裁判され又は処罰されることはない。

第十五条（遡及処罰の禁止）

1 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為を理由として有罪とされることはない。何人も、犯罪が行われた時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されない。犯罪が行われた後により軽い刑罰を科する規定が法律に設けられる場合には、罪を犯した者は、その利益を受ける。

2 この条のいかなる規定も、国際社会の認める法の一般原則により実行の時に犯罪とされていた作為又は不作為を理由として裁判しかつ処罰することを妨げるものでない。

第十六条（人として認められる権利）

すべての者は、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有する。

第十七条（私生活・名誉及び信用の尊重）

1 何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

2 すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第十八条（思想・良心及び宗教の自由）

1 すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。

2 何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。

3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

4 この規約の締約国は父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

第十九条（表現の自由）

1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。

2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重
(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第二十条（戦争宣伝及び憎悪唱道の禁止）

1 戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止する。

2 差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。

第二十一条（集会の自由）

平和的な集会の権利は、認められる。この権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第二十二条（結社の自由）

1 すべての者は、結社の自由についての権利を有する。この権利には、自己の利益の保護のために労働組合を結成し及びこれに加入する権利を含む。

2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。この条の規定は、1の権利の行使につき、軍隊及び警察の構成員に対して合法的な制限を課することを妨げるものではない。

3 この条のいかなる規定も、結社の自由及び団結権の保護に関する千九百四十八年の国際労働機関の条約の締約国が、同条約に規定する保障を阻害するような立法措置を講ずること又は同条約に規定する保障を阻害するような方法により法律を適用することを許すものではない。

第二十三条（婚姻の自由）

1 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。

2 婚姻をすることができる年齢の男女が婚姻をしかつ家族を形成する権利は、認められる。

3 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意なしには成立しない。

4 この規約の締約国は、婚姻中及び婚姻の解消の際に、婚姻に係る配偶者の権利及び責任の平等を確保するため、適当な措置をとる。その解消の場合には、児童に対する必要な保護のため、措置がとられる。

第二十四条（児童の保護）

1 すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置について権利を有する。

2 すべての児童は、出生の後直ちに登録され、かつ、氏名を有する。

3 すべての児童は、国籍を取得する権利を有する。

第二十五条（選挙及び公務への参与）

すべての市民は、第二条に規定するいかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行う権利及び機会を有する。

(a) 直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参与すること。
(b) 普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する

真正な定期的選挙において、投票し及び選挙されること。
(c) 一般的な平等条件の下で自国の公務に携わること。

第二十六条（法の前の平等・無差別）

すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

第二十七条（少数民族の保護）

種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第四部

第二十八条（「人権委員会」の設置と委員）

1 人権委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、十八人の委員で構成するものとして、この部に定める任務を行う。

2 委員会は、高潔な人格を有し、かつ、人権の分野において能力を認められたこの規約の締約国の国民で構成する。この場合において、法律関係の経験を有する者の参加が有益であることに考慮を払う。

3 委員会の委員は、個人の資格で、選挙され及び職務を遂行する。

第二十九条（委員の選挙）

1 委員会の委員は、前条に定める資格を有し、かつ、この規約の締約国により選挙のために指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。

2 この規約の各締約国は、一人又は二人を指名することができる。指名される者は、指名する国の国民とする。

3 いずれの者も、再指名される資格を有する。

第三十条（選挙の手続）

1 委員会の委員の最初の選挙は、この規約の効力発生の日の後六箇月以内に行う。

2 第三十四条の規定に従って空席（第三十三条の規定により宣言された空席をいう。）を補充するための選挙の場合を除くほか、国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも四箇月前までに、

この規約の締約国に対し、委員会の委員に指名された者の氏名を三箇月以内に提出するよう書面で要請する。

3 国際連合事務総長は、2 にいう指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、名簿を各選挙の日の遅くとも一箇月前までにこの規約の締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集されるこの規約の締約国の会合において行う。この会合は、この規約の締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

第三十一条(委員の配分)

1 委員会は、1 の国の国民を二人以上含むことができない。

2 委員会の選挙に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

第三十二条(任期)

1 委員会の委員は、四年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、第三十条 4 に規定する会合において議長によりくじ引で選ばれる。

2 任期満了の際の選挙は、この部の前諸条の規定に従って行う。

第三十三条(欠員の宣言)

1 委員会の委員が一時的な不在以外の理由のためその職務を遂行することができなくなったことを他の委員が一致して認める場合には、委員会の委員長は国際連合事務総長にその旨を通知するものとし、同事務総長は、当該委員の職が空席となったことを宣言する。

2 委員会の委員が死亡し又は辞任した場合には、委員長は、直ちに国際連合事務総長にその旨を通知するものとし、同事務総長は、死亡し又は辞任した日から当該委員の職が空席となったことを宣言する。

第三十四条(欠員の補充)

1 前条の規定により空席が宣言された場合において、当該宣言の時から六箇月以内に交代される委員の任期が満了しないときは、国際連合事務総長は、この規約の各締約国にその旨を通知する。各締

約国は、空席を補充するため、二箇月以内に第二十九条の規定により指名された者の氏名を提出することができる。

2 国際連合事務総長は、1にいう指名された者のアルファベット順による名簿を作成し、この規約の締約国に送付する。空席を補充するための選挙は、この部の関連規定に従って行う。

3 前条の規定により宣言された空席を補充するために選出された委員会の委員は、同条の規定により委員会における職が空席となった委員の残余の期間在任する。

第三十五条（報酬）

委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第三十六条（便宜の提供）

国際連合事務総長は、委員会がこの規約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第三十七条（会合）

1 国際連合事務総長は、委員会の最初の会合を国際連合本部に招集する。

2 委員会は、最初の会合の後は、手続規則に定める時期に会合する。

3 委員会は、通常、国際連合本部又はジュネーブにある国際連合事務所において会合する。

第三十八条（就任宣誓）

委員会のすべての委員は、職務の開始に先立ち、公開の委員会において、職務を公平かつ良心的に遂行する旨の厳粛な宣誓を行う。

第三十九条（定足数・表決手続）

1 委員会は、役員を二年の任期で選出する。役員は、再選されることができる。

(a) 十二人の委員をもって定足数とすること。
(b) 委員会の決定は、出席する委員が投ずる票の過半数によって行うこと。

第四十条（締約国の報告義務と「委員会」による検討）

1 この規約の締約国は、(a) 当該締約国についてこの規約が効力を生ずる時から一年以内に、(b) その後は委員会が要請するときに、この規約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出することを約束する。

2 すべての報告は、国際連合事務総長に提出するものとし、同事務総長は、検討のため、これらの報告を委員会に送付する。報告には、この規約の実施に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。

3 国際連合事務総長は、委員会との協議の後、報告に含まれるいずれかの専門機関の権限の範囲内にある事項に関する部分の写しを当該専門機関に送付することができる。

4 委員会は、この規約の締約国の提出する報告を検討する。委員会は、委員会の報告及び適当と認める一般的な性格を有する意見を締約国に送付しなければならず、また、この規約の締約国から受領した報告の写しとともに当該一般的な性格を有する意見を経済社会理事会に送付することができる。

5 この規約の締約国は、四の規定により送付される一般的な性格を有する意見に関する見解を委員会に提示することができる。

第四十一条（締約国の義務不履行と「委員会」の審議権）

1 この規約の締約国は、この規約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を委員会が受理しかつ検討する権限を有することを認めることを、この条の規定に基づいていつでも宣言することができる。この条の規定に基づく通報は、委員会の当該権限を自国について認める宣言を行った締約国による通報である場合に限り、受理しかつ検討することができる。委員会は、宣言を行っていない締約国についての通報を受理してはならない。この条の規定により受理される通報は、次の手続に従って取り扱う。

(a) この規約の締約国は、他の締約国がこの規約を実施していないと認める場合には、書面による通知により、その事態につき当該他の締約国の注意を喚起することができる。通知を受領する国は、通知の受領の後三箇月以内に、当該事態について説明する文書その他の文書を、通知を送付した国に提供する。これらの文書は、当該事態について既にとられ、現在とっており又は将来とることができる国内的な手続及び救済措置に、可能かつ適当な範囲において、言及しなければならない。
(b) 最初の通知の受領の後六箇月以内に当該事案が関係締約国の双方の満足するように調整されない場合には、いずれの一方の締約国も、委員会及び他方の締約国に通告することにより当該事案を委員会に付託する権利を有する。
(c) 委員会は、付託された事案について利用し得るすべての国内的な救済措置がとられかつ尽くされたことを確認した後に限り、一般的に認められた国際法の原則に従って、付託された事案を取り扱う。ただし、救済措置の実施が不当に遅延する場合は、この限りでない。
(d) 委員会は、この条の規定により通報を検討する場合には、非公開の会合を開催する。
(e) (c)の規定に従うことを条件として、委員会は、この規約において認められる人権及び基本的自由の尊重を基礎として事案を友好的に解決するため、関係締約国に対してあっ旋を行う。
(f) 委員会は、付託されたいずれの事案についても、(b)にいう関係締約国に対し、あらゆる関連情報を提供するよう要請することができる。
(g) (b)にいう関係締約国は、委員会において事案が検討されている間において代表を出席させる権利を有するものとし、また、口頭又は書面により意見を提出する権利を有する。

(h) 委員会は、(b)の通告を受領した日の後十二箇月以内に、報告を提出する。報告は、各事案ごとに、関係締約国に送付する。
(i) (e)の規定により解決に到達した場合には、委員会は、事実及び到達した解決について簡潔に記述したものを報告する。
(ii) (e)の規定により解決に到達しない場合には、委員会は、事実について簡潔に記述したものを報告するものとし、当該報告に関係締約国の口頭による意見の記録及び書面による意見を添付する。

2 この条の規定は、この規約の十の締約国が1の規定に基づく宣言を行った時に効力

を生ずる。宣言は、締約国が国際連合事務総長に寄託するものとし、同事務総長は、その写しを他の締約国に送付する。宣言は、同事務総長に対する通告によりいつでも撤回することができる。撤回は、この条の規定に従って既に送付された通報におけるいかなる事案の検討をも妨げるものではない。宣言を撤回した締約国による新たな通報は、同事務総長がその宣言の撤回の通告を受領した後は、当該締約国が新たな宣言を行わない限り、受理しない。

第四十二条（特別委員会とその調停活動）

1
(a) 前条の規定により委員会に付託された事案が関係締約国の満足するように解決されない場合には、委員会は、関係締約国の事前の同意を得て、特別調停委員会（以下「調停委員会」という。）を設置することができる。調停委員会は、この規約の尊重を基礎として当該事案を友好的に解決するため、関係締約国に対してあっ旋を行う。
(b) 調停委員会は、関係締約国が容認する五人の者で構成する。調停委員会の構成について三箇月以内に関係締約国が合意に達しない場合には、合意が得られない調停委員会の委員については、委員会の秘密投票により、三分の二以上の多数による議決で、委員会の委員の中から選出する。

2 調停委員会の委員は、個人の資格で、職務を遂行する。委員は、関係締約国、この規約の締約国でない国又は前条の規定に基づく宣言を行っていない締約国の国民であってはならない。

3 調停委員会は、委員長を選出し及び手続規則を採択する。

4 調停委員会の会合は、通常、国際連合本部又はジュネーブにある国際連合事務所において開催する。もっとも、この会合は、調停委員会が国際連合事務総長及び関係締約国との協議の上決定する他の適当な場所において開催することができる。

5 第三十六条の規定により提供される事務局は、また、この条の規定に基づいて設置される調停委員会のために役務を提供する。

6 委員会が受領しかつ取りまとめる情報は、調停委員会の利用に供しなければならず、また、調停委員会は、関係締約国に対し、他のあらゆる関連情報を提供するよう要請することができる。

7 調停委員会は、事案を十分に検討した後に、かつ、検討のため事案を取り上げた後いかなる場合にも十二箇月以内に、関係締約国に通知するため、委員会の委員長に報告を提出する。

(a) 十二箇月以内に事案の検討を終了することができない場合には、調停委員会は、事案の検討状況について簡潔に記述したものを報告する。
(b) この規約において認められる人権の尊重を基礎として事案の友好的な解決に到達した場合には、調停委員会は、事実及び到達した解決について簡潔に記述したものを報告する。
(c) (b)に規定する解決に到達しない場合には、調停委員会の報告には、関係締約国間の係争問題に係るすべての事実関係についての調査結果及び当該事案の友好的な解決の可能性に関する意見を記載するとともに関係締約国の口頭による意見の記録及び書面による意見を添付する。
(d) (c)の規定により調停委員会の報告が提出される場合には、関係締約国は、その報告の受領の後三箇月以内に、委員会の委員長に対し、調停委員会の報告の内容を受諾するかどうかを通告する。

8 この条の規定は、前条の規定に基づく委員会の任務に影響を及ぼすものではない。

9 関係締約国は、国際連合事務総長が作成する見積りに従って、調停委員会の委員に係るすべての経費を平等に分担する。

10 国際連合事務総長は、必要なときは、9の規定による関係締約国の経費の分担に先立って調停委員会の委員の経費を支払う権限を有する。

第四十三条（委員の特権・免除）

委員会の委員及び前条の規定に基づいて設置される調停委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に規定する国際連合のための職務を行う専門家の便益、特権及び免除を享受する。

第四十四条（他の国際条約による手続との関係）

この規約の実施に関する規定は、国際連合及び専門機関の基本文書並びに国際連合及び専門機関において作成された諸条約により又はこれらの基本文書及び諸条約に基づき人権の分野に関し定められた手続を妨げることなく適用するものとし、この規約の締約国の間で効力を有する一般的な又は特別の国際取極による紛争の解決のため、この規約の締約国が他の手続を利用することを妨げるものではない。

第四十五条（年次報告）

委員会は、その活動に関する年次報告を経済社会理事会を通じて国際連合総会に提出する。

第五部

第四十六条（国連憲章及び専門機関の憲章との関係）

この規約のいかなる規定も、この規約に規定されている事項につき、国際連合の諸機関及び専門機関の任務をそれぞれ定めている国際連合憲章及び専門機関の基本文書の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第四十七条（天然の富及び資源の享有）

この規約のいかなる規定も、すべての人民がその天然の富及び資源を十分かつ自由に享受し及び利用する固有の権利を害するものと解してはならない。

第六部

第四十八条（署名・批准・加入・寄託）

1 この規約は、国際連合又はいずれかの専門機関の加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの規約の締約国となるよう国際連合総会が招請する他の国による署名のために開放しておく。

2 この規約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 この規約は、1に規定する国による加入のために開放しておく。

4 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

5 国際連合事務総長は、この規約に署名し又は加入したすべての国に対し、各批准書又は各加入書の寄託を通報する。

第四十九条（効力発生）

1 この規約は、三十五番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

2 この規約は、三十五番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

第五十条（連邦国家に対する適用）

この規約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第五十一条（改正）

1 この規約のいずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、この規約の締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国会議の開催についての賛否を同事務総長に通告するよう要請する。締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に

会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2 改正は、国際連合総会が承認し、かつ、この規約の締約国の三分の二以上の多数がそれぞれの国の憲法上の手続に従って受諾したときに、効力を生ずる。

3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの規約の規定(受諾した従前の改正を含む。)により引き続き拘束される。

第五十二条 (国連事務総長による通報)

第四十八条五の規定により行われる通報にかかわらず、国際連合事務総長は、同条1に規定するすべての国に対し、次の事項を通報する。

(a) 第四十八条の規定による署名、批准及び加入
(b) 第四十九条の規定に基づきこの規約が効力を生ずる日及び前条の規定により改正が効力を生ずる日

第五十三条 (正文)

1 この規約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合に寄託される。

2 国際連合事務総長は、この規約の認証謄本を第四十八条に規定するすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、千九百六十六年十二月十九日にニューヨークで署名のために開放されたこの規約に署名した。

(署名欄は省略)

外務省 HP
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001.html

国連
総会決議2856（第26回会期）
1971年12月20日採択

知的障害者の権利宣言

総会は、

● 国際連合憲章のもとにおいて，一層高い生活水準，完全雇用及び経済的，社会的進歩及び発展の条件を促進するためこの機構と協力して共同及び個別の行動をとるとの加盟国の誓約に留意し，

● 国際連合憲章で宣言された人権と基本的自由並びに平和，人間の尊厳と価値及び社会的正義の諸原則に対する信念を再確認し，

● 世界人権宣言，国際人権規約，児童の権利に関する宣言の諸原則並びに国際労働機関，国連教育科学文化機関，世界保健機関，国連児童基金及びその他の関係機関の規約，条約，勧告及び決議においてすでに設定された社会の進歩のための基準を想起し，社会の進歩と発展に関する宣言が心身障害者の権利を保護し，かつそれらの福祉及びリハビリテーションを確保する必要性を宣言したことを強調し，

● 精神薄弱者が多くの活動分野においてその能力を発揮し得るよう援助し，かつ可能な限り通常の生活にかれらを受け入れることを促進する必要性に留意し，

● 若干の国は，その現在の発展段階においては，この目的のために限られた努力しか払い得ないことを認識し，

● この精神薄弱者の権利宣言を宣言し，かつこれらの権利の保護のための共通の基礎及び指針として使用されることを確実にするための国内的及び国際的行動を要請する。

1. 精神薄弱者は，実際上可能な限りにおいて，他の人間と同等の権利を有する。

2. 精神薄弱者は，適当な医学的管理及び物理療法並びにその能力と最大限の可能性を発揮せしめるような教育，訓練，リハビリテーション及び指導を受ける権利を有する。

3. 精神薄弱者は権済的保障及び相当な生活水準を享有する権利を有する。また，生産的仕事を遂行し，又は自己の能力が許す最大限の範囲においてその他の有意義な職業に就く権利を有する。

4. 可能な場合はいつでも，精神薄弱者はその家族又は里親と同居し，各種の社会生活に参加すべきである。精神薄弱者が同居する家族は扶助を受けるべきである。施設における処遇が必要とされる場合はできるだけ通常の生活に近い環境においてこれを行うべきである。

5. 自己の個人的福祉及び利益を保護するために必要とされる場合は，精神薄弱者は資格を有する後見人を与えられる権利を有する。

6. 精神薄弱者は，搾取，乱用及び虐待から保護される権利を有する。犯罪行為のため訴追される場合は，精神薄弱者は正当な司法手続に対する権利を有する。ただし，その精神上の責任能力は十分認識されなければならない。

7. 重度障害のため，精神薄弱者がそのすべての権利を有意義に行使し得ない場合，又はこれらの権利の若干又は全部を制限又は排除することが必要とされる場合は，その権利の制限又は排除のために援用された手続はあらゆる形態の乱用防止のための適当な法的保障措置を含まなければならない。この手続は資格を有する専門家による精神薄弱者の社会的能力についての評価に基づくものであり，かつ，定期的な再検討及び上級機関に対する不服申立の権利に従うべきものでなければならない。

国連
総会決議 3447（第 30 回会期）
1975 年 12 月 9 日採択

障害者の権利宣言

総会は，

● 国際連合憲章のもとにおいて，国連と協力しつつ，生活水準の向上，完全雇用，経済・社会の進歩・発展の条件を促進するため，この機構と協力して共同及び個別の行動をとるとの加盟諸国の誓約に留意し，

● 国際連合憲章において宣言された人権及び基本的自由並びに平和，人間の尊厳と価値及び社会正義に関する諸原則に対する信念を再確認し，

● 世界人権宣言，国際人権規約，児童権利宣言，及び精神薄弱者の権利宣言の諸原則並びに国際労働機関，国連教育科学文化機関，世界保健機関，国連児童基金及び他の関係諸機関の規約，条約，勧告及び決議において社会発展を目的として既に定められた基準を想定し，

● 障害防止及び障害者のリハビリテーションに関する 1975 年 5 月 6 日の経済社会理事会決議 1921（第 58 回会期）をも，また想起し，

● 社会の進歩及び発展に関する宣言が心身障害者の権利を保護し，またそれらの福祉及びリハビリテーションを確保する必要性を宣言したことを強調し，

● 身体的・精神的障害を防止し，障害者が最大限に多様な活動分野においてその能力を発揮し得るよう援助し，また可能な限り通常の生活への統合を促進する必要性に留意し，

● 若干の国においては，その現在の発展段階においては，この目的のために限られた努力しか払い得ないことを確認し，

● この障害者の権利に関する宣言を宣言し，かつこれらの権利の保護のための共通の基礎及び指針として使用されることを確実にするための国内的及び国際的行動を要請する。

1. 「障害者」という言葉は，先天的か否かにかかわらず，身体的又は精神的能力の不全のために，通常の個人又は社会生活に必要なことを確保することが，自分自身では完全に又は部分的にできない人のことを意味する。

2. 障害者は，この宣言において掲げられるすべての権利を享受する。これらの権利は，いかなる例外もなく，かつ，人種，皮膚の色，性，言語，宗教，政治上若しくはその他の意見，国若しくは社会的身分，貧富，出生又は障害者自身若しくはその家族の置かれている状況に基づく区別又は差別もなく，すべての障害者に認められる。

3. 障害者は，その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は，その障害の原因，特質及び程度にかかわらず，同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。このことは，まず第一に，可能な限り通常のかつ十分満たされた相当の生活を送ることができる権利を意味する。

4. 障害者は，他の人々と同等の市民権及び政治的権利を有する。「精神薄弱者の権利宣言」の第７条は，精神障害者のこのような諸権利のいかなる制限又は排除にも適用される。

5. 障害者は，可能な限り自立させるよう構成された施策を受ける資格がある。

6. 障害者は，補装具を含む医学的，心理学的及び機能的治療，並びに医学的・社会的リハビリテーション，教育，職業教育，訓練リハビリテーション，介助，カウンセリング，職業あっ旋及びその他の障害者の能力と技能を最大限に開発でき，社会統合又は再統合する過程を促進するようなサービスを受ける権利を有する。

7. 障害者は，経済的社会的保障を受け，相当の生活水準を保つ権利を有する。障害者は，その能力に従い，保障を受け，雇用され，または有益で生産的かつ報酬を受ける職業に従事し，労働組合に参加する権利を有する。

8. 障害者は，経済社会計画のすべての段階において，その特別のニーズが考慮される資格を有する。

9. 障害者は，その家族又は養親とともに生活し，すべての社会的活動，創造的活動又はレクリエーション活動に参加する権利を有する。障害者は，その居住に関する限り，その状態のため必要であるか又はその状態に由来して改善するため必要である場合以外，差別的な扱いをまぬがれる。もし，障害者が専門施設に入所することが絶対に必要であっても，そこでの環境及び生活条件は，同年齢の人の通常の生活に可能な限り似通ったものであるべきである。

10. 障害者は，差別的，侮辱的又は下劣な性質をもつ，あらゆる搾取，あらゆる規則そしてあらゆる取り扱いから保護されるものとする。

11. 障害者は，その人格及び財産の保護のために適格なる法的援助が必要な場合には，それらを受け得るようにされなければならない。もし，障害者に対して訴訟が起こされた場合には，その適用される法的手続きは，彼らの身体的精神的状態が十分に考慮されるべきである。

12. 障害者団体は，障害者の権利に関するすべての事項について有効に協議を受けるものとする。

13. 障害者，その家族及び地域社会は，この宣言に含まれる権利について，あらゆる適切な手段により十分に知らされるべきである。

国連
総会決議 34/158
1980 年 1 月 30 日採択

訂正：
総会決議 34/154
1979年12月17日採択

国際障害者年行動計画（抜粋）

注・　国連国際障害者年諮問委員会が，総会決議 32／133 の第５項に則り，国連事務総長あて提出した勧告は，総会決議 34／154 の第２項により，1980 年～81 年における「国際障害者年行動計画」として採択された。本文は，国連総会に対する事務総長報告Ａ/34/154（1979 年６月 13 日）の第 57～76 項である。

訂正：A/34/158

Ａ　序・国際障害者年行動計画の概念構成と主な原則

57・　国際障害者年の目的は，障害者がそれぞれの住んでいる社会において社会生活と社会の発展における「完全参加」並びに彼らの社会の他の市民と同じ生活条件及び社会的・経済的発展によって生み出された生活条件の改善における平等な配分を意味する「平等」という目標の実現を推進することにある。こうした考え方は，すべての国においてその発展の水準いかんにかかわらず，同様に，等しい緊急性をもってとり入れられるべきである。

58・　障害者の抱える問題は全体としてとらえるとともに，発展のあらゆる側面を考慮に入れなければならない。しかしながら，発展途上国は，優先的に取り組むべき問題が多く，手段と社会資源が不十分であるがゆえに，障害者の問題を解決するために必要な社会資源を振りむけることができずにきてしまったという事実は留意されなければならない。

59・　障害者の問題の解決は，その国の総合的発展の水準と密接な関係があるため，発展途上国におけるこれらの問題の解決も，これらの国のより速やかな社会経済的発展のための適切な国際的条件をつくり出し得るか否かに大きくかかっている。それ故，新国際経済体制の確立は，国際障害者年の目標達成のためにまさに適切なものである。今日，世界にはおよそ４億５千万人の障害者がいると推定されているが，その大半は発展途上国において生活している。それ故，国際障害者年関連活動の大部分は，これらの国々における障害者のための環境条件の改善に向けられるべきことは不可欠である。二国間及び多国間の開発計画という枠組みの中で，この分野におけるプロジェクトが国内レベル，地域レベル，国際レベルで，より多くの機会を与えられてしかるべきである。このようなプロジェクトは国家開発戦略の必須の部分たるべきである。そのためには，この障害者年のプログラムの採択と実行においては，加盟諸国の参加とともに，政府系及び民間の障害者の国際組織の参加を確保する必要がある。

60・　障害者のうち多数の者は，戦争及び他の形態の暴力の犠牲者であるという事実に想いを至すなら，国際障害者年は，世界平和のための諸国民間の継続的で強い協力の必要性を強調する一つの機会として，最適に利用され得るものである。

61・　国際障害者年の重要目的の一つは，障害とは何か，それはどのような問題をもたらすかについての公衆の理解を促進することでなければならない。今日，多くの人々は，障害とは「人体の物理的動作

の支障」と等しいと考えている。しかし，障害者といっても等質の集団をなすものではない。例えば耳が全く聴こえない者及び聴覚機能に障害のある者と，視覚障害者，精神薄弱者及び精神病者，身体の動きに障害のある者，そして様々な医学的支障を有している者は，それぞれ異なった解決法を有する異なった問題を有しているのである。

62・　国際障害者年は，個人の特質である「身体的・精神的不全（impairment）」と，それによって引き起こされる機能的な支障である「障害（能力不全）（disability）」そして能力不全の社会的結果である「不利（handicap）」の間には区別があるという事実について認識を促進すべきである。

63・　障害という問題をある個人とその環境との関計としてとらえることがずっとより建設的な解決の方法であるということは，最近ますます明確になりつつある。過去の経験は，多くの場合社会環境が一人の人間の日常生活に与える身体・精神の不全の影響を決定することを示している。社会は，今なお身体的・精神的能力を完全に備えた人々のみの要求を満たすことを概して行っている。社会は，全ての人々のニーズに適切に，最善に対応するためには今なお学ばねばならないのである。社会は，一般的な物理的環境，社会保健事業，教育，労働の機会，それからまたスポーツを含む文化的・社会的生活全体が障害者にとって利用しやすいように整える義務を負っているのである。これは単に障害者のみならず，社会全体にとっても利益となるものである。ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合，それは弱くもろい社会なのである。障害者は，その社会の他の異なったニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく，その通常の人間的なニーズを満たすのに特別の困難を持つ普通の市民と考えられるべきなのである。障害者のための条件を，改善する行動は，社会のすべての部門の一般的な政策及び計画の不可欠な部分を形成すべきであり，また，それは，国の改革プログラム及び国際協力のための常例的プログラムの一環でなければならない。

64・　国際障害者年の間に行われる活動は，実質的なものを指向すべきであり，従って活動の焦点はプライマリー・ヘルス・ケア（基礎的保健事業），リハビリテーションそして疾病予防事業に当てられるべきである。それは，このような活動が社会的・人道的観点から重要だからであり，特に，社会が障害者の数とその障害程度をかなり減じ得るような方法や手段が存在するようになって以来はなおのことである。

65・　「障害者の権利宣言」を含む総会決議 3447（第 30 回総会）の第 12 項に基づき，障害者の組織は，彼らの権利に関するあらゆる事項において有効な協議が受けられてしかるべきである。国際障害者年の重要目的のひとつは，障害者が彼らの考えを効果的に表明し，また政策形成機関の仕事や社会一般の管理運営に活発に参加する権利を確保しうるように，彼らが自らを組織することを支援することである。

66・　国際障害者年は，地方，国，地域及び国際レベルにおいて行動をめざしたプログラムを通じて上記の諸原則の実現に貢献すべきである。

67・　国際障害者年の進行を通じて得られた経験は，長期行動プログラムの採択ということをもたらすものでなければならない。

国際連合総会
ジュネーブ，1983年

障害者に関する世界行動計画

（連合第37回総会決議32/57、1982年12月3日採択）

I　目的・背景及び概念

A．目的

1.　「障害者に関する世界行動計画」の目的は，障害の予防，リハビリテーションならびに，障害者の社会生活と社会の発展への「完全参加」と「平等」という目標実現のための効果的な対策を推進することにある。つまりすべての人々が平等の機会を与えられるか，また社会的・経済的発展の成果としての生活の向上に等しくあずかることが出来るようになることを目的とする。これらの考え方は，その発展の如何を問わずすべての国に同様に，また等しい緊急性をもって適用される。

B．背景

2.　精神，身体，または感覚の損傷の結果として障害を負っている人は，世界中で5億人以上いる。彼らは他のすべての人々と同一の権利を有しており，平等の機会を保障されなければならい。

しかしこれらの人たちの生活は，完全参加を妨げる社会の物理的及び社会的障壁の故に不利を被っている場合があまりにも多い。このため，世界中いたる所で，何百万人という子供やおとなが，終始隔離と屈辱の生活に直面しているのである。

3.　障害者のおかれた状況についての分析は，経済や社会の発展の違い，文化の違いをふまえて行う必要がある。しかしながら，どこにおいても，損傷をもたらすような条件を取り除き，障害の結果に対処する最終的責任は，各国政府にある。このことは，社会一般，個人，或いは各団体にかかる責任を軽くするものではない。

社会，経済，政治など生活のあらゆる側面に障害者を組み入れていくことが，個人にとっても社会にとっても利益であるという点の国民の意識を目覚めさせるには，政府がイニシアティブをとらねばならない。重い障害により依存を強いられている人々が，仲間である他の市民と等しい生活水準を達成する機会がもてるよう保障することも政府の任務である。非政府団体はニーズを明らかにし，適切な解決策を提案し，政府の行う事業を補うようなサービスを提供するなど，いろいろな形で政府を援助することができる。財源や物的資源を開発途上国の農村地区を含めてすべての部分の人々が分かち合うことは，それがコミュニティ・サービスの拡大と経済的機会の改善をもたらすことから障害者にとって重要な意味を持つ。

4.　多くの障害は，栄養失調，環境汚染，不衛生，不適切な産前・産後の処置，水が媒介となるいろいろな病気，そしてあらゆる種類の事故への対策を講ずることによって予防することができる筈である。国際社会は，予防接種のプログラムを世界的に広めることにより，ポリオ，はしか，破傷風，百日咳，ジフテリア，そしてややむずかしくはあるが結核による障害をも大きくくい止めることができるであろう。

5.　多くの国では，本計画の目的達成のために経済と社会の発展，人道的領域における国民全体への包括的サービス，資源と所得の再分配，国民生活水準の向上が必要条件となっている。荒廃と破局，貧困，飢え，苦難，病気，そして障害者の大量発生をもたらす戦争を防止すること，したがってこのために国際平和を強化し，国際間のすべての紛争を平和的に解決し，人種主義や人種差別が今なお存在する国では，いかなる形のものでもこれを除去するために，すべてのレベルで方策を講ずるべくあらゆる努力を傾けることが必要である。全国連加盟国に対して，それぞれの資源を障害の予防と障害者のニーズを含めた平和目的のために最大限に活用するよう勧告することも望ましいと思われる。発展途上国がこれらの目標に向かって進むのを助けるような技術援助は，いかなる形のものであれ，本計画遂行の支えとなることができる。これらの目標の実現には長期にわたる努力が必要であり，その間にも障害者の数は増大すると思われる。その救済のための有効な行動を起こさなければ，障害のも

たらす結果は，発展に対する新たな障壁となっていくであろう。したがって，すべての国家がその開発計画の中に，損傷の予防，障害者のリハビリテーションならびに機会の平等のための直接的な方策を含むことが本質的に重要である。

C．定義

6. WHOは，保健分野の関連において，損傷，能力不全，不利を次のように区別した。損傷(Impairment)：心理的，生理学的，もしくは解剖学的構造ないしは機能の喪失または異常。能力不全(Disability)：人間として普通とみなされている方法ないし範囲内で活動を遂行する能力が損傷の結果として)制約され，または欠けること。不利(Handicap)：損傷または能力不全によってもたらされる特定の個人にとっての不利益で，その個人の年齢，性別，社会的ならびに文化的要素に従って普通とされる役割の充足を限定または妨げられること。

7. 従ってハンディキャップ(不利)とは障害者と彼らをとりまく環境の関係のあり方から生まれるものである。それは他の市民が利用できる社会の種々のシステムについて障害者の利用を妨げる文化的，物理的あるいは社会的障壁に障害者自身が実際にぶつかった時に生じる。このように，ハンディキャップとは，他の人々と平等に社会生活に参加する機会を喪失，または制約されることである。

8. 障害者は同質のグループではない。例えば，精神病者と精神薄弱者，視力，聴力，言語障害者，移動の不自由な人々やいわゆる医学的障害(Medical Disabilities)をもつ人たちはみな異なる性質の異なる壁にぶつかり，各々異なる方法でそれらを克服しなくてはならないのである。

9. 次の定義は以上の観点からつくられたものである。世界行動計画で提案されている行動に関連した用語は予防，リハビリテーションならびに機会の均等化と規定された。

10. **予防**とは，精神，身体ならびに感覚の損傷の発生を防ぎ（１次予防），あるいは損傷がいったん起こってしまった場合には，それが身体的，心理的そして社会的に不利な結果をひき起こすのを防ぐことを目的とした対策を意味する。

11. **リハビリテーション**とは，損傷を負った人に対して身体的，精神的，かつまた社会的に最も適した機能水準の達成を可能にすることにより，各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことをめざし，かつ時間を限定したプロセスを意味する。これは，社会的適応あるいは再適応を容易にするための方策はもとより，機能の喪失や制約を補う（たとえば自助具などの技術的手段により）ことを目的とする方策を含めることができる。

12. **機会の均等化**とは，物理的環境，住宅と交通，社会サービスと保健サービス，教育や労働の機会，スポーツやレクリエーションの施設を含めた文化・社会生活といった社会の全体的な機構を，すべての人が利用できるようにしていくプロセスを意味する。

D．予防

13. 予防の計画は，損傷や，能力不全の発生を減らす上で本質的に重要である。予防計画の中で何が中心的要素になるかは，それぞれの国の発展の状況によって変わってくる。

a. 損傷の予防のための最も重要な方策としては，次のようなものがあげられる：戦争の回避，最も恵まれない人々の教育的，経済的および社会的地位の向上；特定地域内での損傷のタイプとその原因の解明；栄養改善対策など特定の介入対策を講ずること；保健サービスの向上，早期発見と診断;産前産後のケア;患者と医師の教育，家族計画を含む正しい保健知識の普及；法律と規則;生活様式の変更；選択的な就労援助；環境破壊の危険に関する教育；家庭とコミュニティにより充分な情報を提供し，その機能の強化をはかること。

b. 予防の普及にともない従前からの危険は減少する一方，新しい危険が生じてくる。環境の 変化に応じて対策を切り替えることが必要である。例えばビタミンA欠乏のために最も危険にさらされている特

定グループを対象とした栄養改善対策プログラム；高齢者のための医療ケアの向上；工業，農業，道路ならびに家庭での事故を少なくするための訓練や規則；環境汚染や薬とアルコールの利用と濫用についての規制；プライマリー・ヘルスケア（基礎的保健事業）を通して2000年までにすべての人々に健康をもたらすためのWHOの戦略に適切な関心を向けるべきである。

14. 障害を予防し，あるいは少なくとも障害の程度をかなり軽減したり，時には障害が永久的なものとなることを避けられるように，損傷の兆候をできる限り早期に発見する対策をとり，直ちにその回復・治療に必要な処置を行うべきである。早期発見のためには，医療ならびに社会サービスにより，各家庭に対する適切な教育と指導，技術援助を確実に行うことが肝要である。

E．リハビリテーション

15. リハビリテーションのプロセスには，通常相互に関連しあう次のような形のサービスが含まれる。

a. 早期発見と診断。
b. 医療ケア及び治療。
c. 社会的，心理的およびその他のタイプのカウンセリングならびに援助。
d. 身辺処理活動における訓練。これには移動，コミュニケーション，日常生活の能力などが含まれる。聴力障害者，視力障害者，および精神薄弱者に対しては，特別な方策が必要である。
e. 補装具，移動のための自助具ならびにその他の器具の提供。
f. 専門化された教育サービス。
g. 職業リハビリテーションサービス（職業指導を含む），職業訓練，一般または保護雇用への就職あっせん。
h. フォローアップ。

16. リハビリテーションのあらゆる活動では，障害を負っている個々人の持つ能力を重視しなければならない。障害児も普通の発達と成長のプロセスを遂げるということに最大の関心をはらうべきである。成人障害者の場合には，労働やその他の活動能力を活用すべきである。

17. リハビリテーションのための重要な資源は障害者の家族およびコミュニティにある。障害者が家族と共に生きることを助け，それぞれのコミュニティの中での生活を可能にし，この目標達成に取り組む家族やコミュニティ集団を支えるために，あらゆる努力がなされなければならない。リハビリテーションならびに支援のプログラムを立案するにあたっては，家族およびコミュニティにおける慣習や構造を考慮にいれるとともに，障害者のニーズに対応する能力を高めることが肝要である。

18. 障害者に対するサービスは可能な限り社会サービス，保健，教育，労働などの現存の社会機構の枠の中で行うべきである。これらの社会機構とは，あらゆるレベルのヘルスケア，初等・中等・高等教育・職業訓練や就職斡旋の一般的プログラム，社会保障と社会サービスのための方策を含む。リハビリテーション・サービスは，通常のコミュニティ・サービスや諸活動への障害者の参加を容易にすることをめざすものである。リハビリテーションは，自然な環境において，コミュニティに基盤をおいたサービスと専門施設に支えられて行われるべきである。大きな施設はさけなくてはならない。専門的な施設が必要な場合には，障害者の社会への早急かつ永続的統合を保障するような体制が整備されなければならない。

19. リハビリテーションのプログラムは，障害者とその家族が必要と考えるサービスの企画と編成に，障害者自身ができるだけ参加しうるようになっていなければならない。リハビリテーションに関する決定に障害者が参加できる過程が，プログラムの体系の中に，きちんと組み込まれなければならない。重度精神障害者などで，自己の生活に影響をおよぼす決定について十分意見を表明できない場合には，その家族，または法に基づいて選定された代理人が，企画と決定に関与すべきである。

20. リハビリテーション・サービスを他のサービスと統合した形で発展させ，もっと容易に利用できるようにするために，更に大きな努力を払わなければならない。これらは、高価な輸入の機器や技術にたよるべきではない。国家間の技術の提供は促進されなければならないがその場合，実用的でそれぞれの条件に適応した方法を選ぶべきである。

F．機会の均等化

21. 「完全参加と平等」という最終目標を達成するためには，障害者個人に向けられたリハビリテーションの方策だけでは十分ではない。経験の示すところによれば，損傷や能力不全が日々の生活におよぼす影響の度合を決定するのは，主として環境である。一般の人々がコミュニティにおいて得ている生活の基本的諸要素を得る機会が否定されたとき，その人は不利を負うことになるのである。その基本的諸要素とは，家庭生活，教育，就労，住宅，経済保障ならびに身の安全，社交や政治のグループへの参加，宗教活動，親しい性的関係，公共施設への出入り，移動及び全体的な生活様式の自由などを含むものである。

22. 社会は概して，すべての身体的，精神的機能を完全に備えた者のみの要求を満たすようつくられている。予防への努力にもかかわらず，損傷や能力不全を負った人は常に相当数いるという事実と，社会はそういう人々の完全参加を阻むものを見きわめ，除去すべきであるということを，認識しなければならない。したがって，可能な限り教育は一般の学校のシステムの中で，雇用は一般労働市場において行われ，住宅も一般住宅が利用できるようにすべきである。開発プログラムによる成果が障害のある市民にまで及ぶようにすることは，各国政府の責務である。この目的のための諸方策をそれぞれの社会の総合的立案過程と行政機構の中に組み入れていくべきである。障害者が必要とするような特別なサービスは，可能な限り，一国の全体的なサービスの一部とされるべきである。

23. 以上の点は，政府だけにあてはまるのではない。いかなる企画でも責任者となっている者は，障害を持つ人たちにもそれが利用できるようにしなければならない。これは，いろいろなレベルの公的機関，非政府団体，会社並びに個人にも適用される。国際間レベルにおいても同じことが言える。

24. 家庭とコミュニティのいずれにおいてもできるだけ普通の生活が営みうるようになるために，コミュニティ支援サービス，自助具ならびに機器を必要とする。永続する障害をもつ人々がこうしたサービスを利用できるようにしなければならない。このような障害者とともに生活し，その日々の行動を援助している人々についても，十分な休息と息ぬきができ，自分自身のニーズを満たす機会がもてるよう支援をうけることができなければならない。

25. 障害者ならびに非障害者の権利の平等の原則は，各々のそしてすべての人のニーズは等しく重要であること，これらのニーズが社会計画の基礎となされなければならないこと，そして全ての人に参加への機会を平等に保証できるようあらゆる資源を動員しなければならない，ということを意味している。障害者政策は，障害者がすべてのコミュニティサービスを利用できるようにすることを確認すべきである。

26. 障害者は平等の権利を有すると同時に，等しく義務を負っている。社会建設に参加することは彼らの義務である。社会は障害者に対する期待のレベルを高め，そうすることで社会変革に向けて彼らの全資源を動員しなければならない。このことは，とりわけ若い障害者に繰り上げ定年年金や公的扶助によるよりはむしろ職業と教育の機会を提供すべきであることを意味している。

27. 障害を持つ人々が社会の中でそれぞれの役割を遂行し，大人としての義務を果たすことを大いに期待すべきである。

障害者のイメージは種々の要素に基づく社会の態度―それがおそらく参加と平等を阻む最も大きな障壁になっているといえるのであるが―によって決まる。我々はえてして障害にばかり目を向け，白い杖，松葉杖，補聴器や車いすに注目するが，人間を見ようとしない。今求められているのは，障害者の障害ではなく，能力に目を向けることである。

28. 世界中いたるところで障害者が,政府や社会のあらゆる分野における決定に影響を与える自らの権利擁護に向けて組織をつくり，団結しつつある。これらの障害者組織の果たす役割の中には，自らの声をあげる，障害者のニーズが何かを明らかにする，優先順位について意見を表明する，サービスの良し悪しの評価，変革を促進し，公衆の意識を高めることなどがある。これらの組織はその組織づくりの手段として交渉過程上の技術,組織能力,相互援助，情報交換およびしばしば職業技能と機会を開発するための機会を提供している。参加の過程におけるその決定的重要性を考えるならば，これらの組織づくりを奨励することは急務である。

29. 精神障害者は，現在自ら発言することを要求し，決定と議論に参加する権利を主張している。コミュニケーションの手段が限られた人々でさえも自分の考えを表現できることを証明している。この点で，精神障害者は他の障害をもつ人々の自己擁護運動(self - advocacy movement) から学ぶことが多くある。こうした進展は奨励されるべきである。

30. 障害者のおかれた状況を改善するために，情報を準備し，広めることが必要である。一般の人々と障害をもつ人々自身に対し，障害者の権利についての理解を増進し，なおかつ従来の固定観念や偏見を強めるのを避けるような情報を提供してゆくには，すべての公共メディアの協力を求めなくてはならない。

G. 国連組織で採用された概念

31. 国連憲章の中で，平和の原則の再確認，人権と基本的自由の尊重，人間の尊厳と価値ならびに社会正義の推進が最重要事項とされた。

32. 世界人権宣言(the Universal Declaration of Human Rights)は，いかなる種類の差別なく，すべての結婚,財産の所有；公のサービスへの平等の権利；社会保障；ならびに経済的，社会的，文化的権利の実現への権利を確認している。国際人権規約(the International Cove - nants on Human Rights)，精神薄弱者の権利宣言(the Declaration on the Rights of Mentally Retarded Persons)そして障害者の権利宣言(the Declaration on the Rights of Disablid Per - sons)はその中でこの世界人権宣言にもりこまれている原則を明確に唱っている。

33. 社会の発展と開発に関する宣言(the Declaration on Social Progress and Development) は心身障害者の権利を保護し，彼らの福祉とリハビリテーションを確実にすることの必要性を宣言している。すべての人々に有意義で生産的な労働の機会の権利を保証している。

34. 国連事務局の中で，数多くの部署が上記の概念ならびに世界行動計画に関連した活動を行っている；つまり人権部，国際経済社会問題局，開発技術協力局，広報局，麻薬部および国連貿易開発会議など。地域委員会も重要な役割を果たしている；アジスアベバ（エチオピア）のアフリカ経済委員会，ジュネーブ（スイス）のヨーロッパ経済委員会，サンチャゴ（チリ）のラテンアメリカ経済委員会，バンコク（タイ）のアジア太平洋地域経済社会委員会，ベイルート（レバノン）の西アジア経済委員会である。

35. 国連組織の他の諸機関並びに諸プログラムは，「障害者に関する世界行動計画」を実施するに当たって重要となる開発に関連する方策をすでに採用している。下記に列挙する。

a. 国連開発計画(UNDP)の指針となる「技術協力の新局面」に関する国連総会決議事項 3405 の中で，開発途上国間の技術協力の考え方を含むこと，および国連開発計画に対し，各国政府からの緊急重大なニーズに対する援助要請に応じる時は，社会の最も貧しくかつ弱い層に到達することの重要性を考慮するようにすることが義務づけられている。
b. ユニセフ(UNICEF)はすべての子供に基本的サービスを与えようという考えにたっており， 1980 年にとくに家族およびコミュニティの資源を強化して障害児をその自然な環境の中で援助していく方針を採択している。
c. 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)は障害をもつ難民のためのプログラムを行っている。
d. 近東における国連パレスチナ難民救済事業機関は，他にもあるが，その中でもとくにパレスチナ難民の損傷の予防と，難民の障害者に対する社会的および物理的障壁を少なくすることにたずさわっている。

e. すでに障害をもつ人々のための災害に対する備えと予防，ならびに災害時に受けた傷害や処理が永久的な障害となることの予防のために特定の対策をとるとの考え方が国連災害救助協力機構(UNDRO)によって提唱された。

f. 国連人間居住センター(UNCHS)は物理的障壁の問題および物理的環境へのアクセスについて関心をもっている。

g. 国連産業開発機関(UNIDO)の活動には，障害の予防に必要な医薬と障害者のための補装具の生産も含まれている。

36. 現業活動の推進，支援および実施に参画している国連の専門機関は，障害者に関連した仕事では長い経験をもっている。障害の予防，栄養，衛生，障害児，障害者の教育職業訓練，職業あっせんその他のプログラムは，経験とノウハウの蓄積を示している。それにより，今後さらに実績をあげる機会を提供すると同時に，障害者問題に関係している各国政府および私設機関と経験を分かち合うことも可能にする。それには次のものが含まれている。

a. 国際労働機関(ILO)の基本的ニーズへの戦略ならびに原則は，1955 年の障害者の職業リハビリテーションに関する ILO の第 99 号勧告に表わされている。

b. 国連農業食料機関(FAO)は栄養と障害の関連を強調している。

c. ユネスコの障害児教育専門化グループが勧告した適切な教育についての概念は，サンバーグ宣言(Sunberg Declaration)の２つの指導原則により強化されている。
—障害者は，彼らの特定なニーズに適したサービスをコミュニティから受けること。
—サービスの地方分散化と地域化(sectorization)の中で，障害者のニーズは彼らが属するコミュニティの枠の中で考慮され，充足されること;(d)世界保健機関のプログラム「2000 年までにすべての人に健康を」と関連のプライマリー・ヘルス・ケアの方策。これを通して世界保健機関加盟各国はすでに能力不全をもたらす病気や損傷の予防に着手している。

d. 1978 年のアルマタにおける「プライマリー・ヘルス・ケアに関する国際会議」において練りあげられた，プライマリー・ヘルス・ケアの概念とその障害の保健面への応用については，1978 年世界保健会議で承認されたこの問題に関する世界保健機関の方針の中に示されている。

e. 国際民間航空機関(ICAP)は契約を結んでいる国に対し，障害者の乗客のための移動の設備と設備の規定に関する勧告を採択した。

f. 万国郵便連合(UPU)の理事会はすべての国の郵政行政機関に対し，障害者のために郵便施設を使いやすく改善するようにとの勧告を採択した。

II 現状

A. 全般的状況

37. 今日の世界には，障害を持った人が数多くおり，しかもその数は増えつつある。５億人という推計数は，住民抽出調査の結果によって確認された数字であり，経験ある研究者の所見によっても裏付けられている。大部分の国で少なくとも 10 人に１人は身体，精神または感覚の損傷による障害を負っており，障害の存在によって，人口の少なくとも 25%が不利益を被っている。

38. 損傷の原因は，国や地域によってさまざまである。障害の広がりや結果についても同様である。こうした多様性は，社会経済の状況の相違や，それぞれの社会がその構成員の福祉のために行う対策の違いの結果である。

39. 専門家の調査により少なくとも３億５千万人の障害者が，その制約の克服を援助するために必要なサービスが得られないような地域で生活しているという推計が，出されている。たとえリハビリテーションの援助があっても大部分の障害者は彼らの生活を不利にする物理的社会的障壁に阻まれている。

40. 数多くの要因が障害者の数を増加させ，障害者を社会の片すみに追いやっている。それらの要因の中には，次のようなものが挙げられる。

a. 戦争と戦争の結果；その他の形の暴力，破壊，貧困，飢餓，流行病，人口の大きな移動。
b. 過重な負担にあえぐ貧困化した家庭の占める比率が高い;過密し，不健康な住居と生活状態。
c. 文盲率が高く，基礎的な社会サービス，保健教育の施策に対する知識が乏しい。
d. 障害とその原因，予防や治療についての正確な知識の欠如；これは障害についての焔印差別，誤った考えを伴う。
e. プライマリー・ヘルス・ケア及びサービスのプログラムが不十分。
f. 資源の欠如，地理的な遠さ，社会的障壁など，利用できるはずのサービスを多くの人が活用することを不可能にするような抑圧。
g. 援助を必要とする人々の大多数のニーズに適さないような，高度に専門化したサービスへの資源の流れ。
h. 保健，教育，福祉，職業訓練や就職あっせんなどに対する関連サービスの下部構造の欠如または弱さ。
i. 統合，障害の予防，リハビリテーションに関連した活動の，社会経済の発展の中での優先順位の低さ。
j. 工業，農業，交通に関連した事故。
k. 自然災害と地震。
l. 物理的環境の汚染。
m. 伝統的社会から現代社会への移行に伴うストレスとその他の心理的社会的問題。
n. 医薬の無謀な使用，治療物質の誤用や麻薬，覚醒剤の違法な使用。
o. 災害時の負傷者に対する誤った処置により，避けられるはずの障害がもたらされる。
p. 組織と人口の増加およびその他の間接的要因。

41. 障害と貧困の関係はすでに明らかに確証されている。損傷となる危険は，貧困にあえぐ人人に大変大きく，また逆も真である。損傷を持つ子供が生まれたり，家族の中に障害者がでると，家族の限られた資源に過重の負担となり，家族の意欲をくじき，ますます貧困へと追いやられる。このような要因の組み合わせは，社会の最貧困層に障害者の比率が高くなるという結果をもたらす。こうした理由で，貧困レベルに生活する関係家族の絶対数が着実に増える。こうした傾向が開発に与えるマイナスの影響は深刻である。

42. 多くの損傷や能力不全の発生を防止したり障害者が障害を克服，または軽減するのを助けたり，また障害者を日々の生活からしめ出している障壁を国家が取り除くようにさせることは，既存の知識と技術で可能である。

1. 発展途上国における障害

43. 発展途上国における障害者問題には，とくに光をあてる必要がある。全障害者の 80％が発展途上国の辺境農村地帯に住んでいるのである。その中のある国では，障害者の数は人口の 20％にのぼると推定され，家族や親類を含めると，人口の 50％が障害による影響をうけている。この問題は，殆どの場合，障害者の多くが極端に貧しい人々であるという事実により，さらに複雑になっている。このような人々は，医療その他の関連サービスの少ない，あるいは全く存在しない地域に住んでいることが多く，障害は未然に発見されないし，また発見することは不可能である。医療的処置を受けても，あるいはたとえ万が一それを受けるにしても，その損傷は元へは戻らないものとなるかも知れない。多くの国々で，障害を見つけて予防したり，障害者のリハビリテーションと支援サービスのニーズに応えるための資源が不足している。つまり，訓練を受けた職員，最新かつ，より効果的なリハビリテーションの戦略とアプローチの研究，そして障害者のための補助具と機器の製造と供給が全く不十分である。

44. このような国々においては，障害者の問題は，人口の爆発的増加によってさらに複雑なものとなり，障害者の数は容赦なく，相対的にも絶対的にも増加している。したがって，これらの国々に対する援助は緊急を要しており，まず第一に現在いる障害者をさらに増やさないための人口政策を講じ，それを並行して今いる障害者のリハビリテーションを行い，サービスを提供することが必要である。

2. 特別のグループ

45. 損傷や能力不全はとくに女性に深刻な結果をもたらす。女性が，例えば，ヘルス・ケア，教育，職業訓練，

雇用の機会が与えられないために，社会的，文化的，経済的に不利な立場におかれている国がたくさんある。加うるに，彼女らが身体的もしくは精神的に障害者であった場合には，能力不全を克服するチャンスはさらに少なくなり，社会生活に参加することはなおさら困難になる。家族の中では，障害者になった親の世話をする責任は多くの場合女性にあり，そのことが彼女らの自由と他の活動に参加する可能性をかなり制限することになっている。

46. 多くの子供にとって損傷の存在は，正常な発達からの排除または隔離につながる。このような状況は，子供のパーソナリティおよび自己像の発達する大事な時期に，家族や地域社会の誤った態度や行為に接することによりさらに悪化する。

47. 大半の国々で，高齢者の数が増加しておりすでに国によっては，障害者の３分の２が高齢者でもある。高齢者の障害の原因となっている身体の状況（例えば，神経痛，脳卒中，心臓病，聴力や視力の減退）は，若い障害者にはあまり見られないもので，異なった形の予防，治療，リハビリテーションおよび支援サービスが必要であろう。

48. 犯罪学の一分野としての「被害者学」の出現に伴い，被害者に永続的もしくは一時的障害をもたらす真の損傷の程度が，ようやく一般に知られるようになってきたところである。

49. 出産時や通常の活動の事故ではなく，意図的に傷害を加えられて，身体的または精神的に障害者にされた拷問の犠牲者も，障害者グループの一つである。

50. 今日，世界には人災の結果１千万人を超える難民，流民が存在する。脱出の際に受けた迫害，暴力および危険のために身体的および心理的障害を持つ人々が多い。ほとんどがサービスも施設も極めて限られている第三世界にいる。難民であること自体一つの不利であり，その中の障害者は二重に不利を負っている。

51. 外国で働く人々は，環境の違い，移住した国の言語・知識が欠如または不十分であること，偏見と差別，職業訓練を受けていなかったり不足していること，不適切な生活状態からくる一連の障害に付随した困難な状況に置かれることが少なくない。雇用されている国では，移民労働者という特殊な立場であるが故に当人も家族たちもしばしば損傷や能力不全にみまわれる健康上の危険や労働災害の危険の増大にさらされる。障害者となった移民労働者の状況は，多くの場合，障害者のための特別なサービスや施設が非常に限られている自分のもとの国へ帰らなくてはならないということでさらに一層悪化する。

B．予防

52. 損傷予防のための活動，たとえば，栄養，教育，食事およびビタミン添加といった活動，遺伝および産前管理についての親へのカウンセリング活動，免疫および疾病，感染の撲滅のための活動，事故の予防のための活動，環境の質的改善のための活動等は着実に前進しつつある。世界のある地域においては，このような活動が身体的，精神的損傷の発生に大きな効果を及ぼしている。

53. 世界の人口の大多数にとって，とくに経済的・社会的発展が初期段階の国々に住む者たちにとって，これらの予防のための施策が効果的に行き届くのは，ニードを持つ人々のほんの一部でしかない。ほとんどの発展途上国では，とくに妊産婦，乳児および幼児の定期健康診断による損傷の早期発見と予防のシステムもまだ確立されていない。

54. 1981年11月12日の障害の予防に関するリーズ・カースル宣言(the Leeds Castle Decla- ration on the Prevention of Disablement)において科学者，医師および保健の行政官ならびに政治家からなる国際グループは，とりわけ次の障害予防の実際的方策への注意を呼びかけた：

> 3. “栄養不良，感染，放置”から生じる損傷は，費用のかからないプライマリー・ヘルス・ケアを改善することにより予防できる……

4. 中高年齢期の障害の多くは先へ延ばしたり防ぐことができる。遺伝や退化現象をコントロールするうえで期待のもてる一連の研究がすすめられている。

5. 能力不全は必ずしも不利になるとは限らない。簡単な治療を施さないために能力不全を増す結果になることが多く，また，社会の態度や施設のあり方が人々を不利にする能力不全の機会を増大させるのである。一般の人々と専門家に対する不断の教育が緊急に必要とされている。

6. 避けることのできる障害は，すべての国々，つまり，先進工業国においても発展途上国においても，経済性のむだと人間性の剥奪の原因である。この喪失は速やかに減少させることができる。
大部分の障害を予防あるいはコントロールできる技術はあり，かつ進歩している。必要とされていることは，社会が問題解決の任を果たすことである。現在の国内および国際ヘルスプログラムでは，知識と技術の普及を確実に行うことを優先するべきである。

7. 現在，大部分の障害を予防および治療的にコントロールする技術はあるが，最近の生物医学の研究における目覚しい進歩は，あらゆる介入を格段に効果的なものにしうる革命的な新しい手段を約束している。基礎と応用の両研究に対して，今後も援助がなされていくべきである。

55. 損傷を予防するプログラム，あるいは損傷が大きな能力不全にならないようにするプログラムの方が，長期的にみて，後から障害者の面倒をみなければならなくなるよりは費用がかからないということへの認識が増しつつある。このことはたとえば，多くの国々で依然として放置されている関連分野である職業上の安全プログラムについてことさら当てはまる。

C．リハビリテーション

56. リハビリテーションや他のサービスは，しばしば専門化した施設を通して提供される。しかしながら，一般の公共施設の中で統合されたサービスをより強調する傾向が強くなってきている。

57. リハビリテーションと呼ばれる活動の内容及び考え方の双方に変革があった。
リハビリテーションは従来，施設の環境の中で，多くの場合医療主導の下で，障害者に与えられる治療とサービスのパターンとして考えられていた。それが専門的な医学，社会，教育面のサービスを供給する一方，地域や家族も参加させて，障害者が普通の社会環境の中で損傷による能力不全の困難を克服しようとする努力を支えるよう援助するプログラムに徐々に代わってきている。重度障害者でさえも，彼らを支える必要なサービスが与えられたならば，かなりの程度自立した生活ができるということが次第に認識されてきている。施設でのケアを必要とする人の数は，以前に推計されていたよりもはるかに少なく，彼らは本質的な意味で自立した生活を送ることさえ大いに可能なのである。

58. 多くの障害者が補助具を必要としており，そして，これらの製品を作る技術の進歩は目ざましいものがある。最重度障害者についてさえもその移動，コミュニケーションおよび日常生活を助ける極めて高度な機器が開発されている。しかしながら，これらの製品のコストは高く，これらの機器によって自立生活が可能とみられる個人に機器を提供することのできる国はほんの一部である。

59. 多くの人びとは，移動，コミュニケーション，そして日常生活を可能にする簡単な機器を必要としている。国によっては，このような補助具は生産されており，障害者が入手できる。しかし，入手についての情報不足や高価格のため入手できないということも起こっている。関係国にとってより適合しやすく，大部分の障害者のニーズにもより適しており，かつ，彼らにとってより入手しやすいといった，地元方式で生産ができる，より簡易で，それほど費用もかからない機器を工夫することへの関心が高まっている。

D．機会の均等化

60. 障害を持つ人々が社会に参加する権利は，主に政治的社会的活動を通して獲得が可能である。

61. 多くの国々で，完全参加への障壁を除去もしくは減らすための重要な処置がとられた。障害者に学校教育，就労およびコミュニティの公共施設の利用の権利と機会を保障し，障害者の移動を妨げる物理的障壁を除去し，障害者に対する差別を禁止する法律が制定されている場合が多い。施設からコミュニティに根ざした生活へという動きがある。先進国と発展途上国の双方において，学校教育の重点はますます「門戸解放教育(オープン教育)に置かれるようになり，これに対応して施設や特殊学校が減少している。公共の交通システムを障害者にも利用できるようにする方法や感覚の障害をもつ人々に情報がわかるようにする装置も考案されている。

このような対策に対するニードへの認識は高まっている。多くの国で，障害者に対する大衆の態度や行動を変えるための啓蒙キャンペーンが始められている。

62. 機会の均等化の過程に対する理解を深めるために，障害者が先駆的な働きをしてきたことも少なくない。これに関連して障害者は社会の主流への統合を主張してきたのである。

63. このような努力にもかかわらず大部分の国々では障害者は機会の均等の達成からは未だ程遠く，障害者の社会への統合の程度も，満足すべき状態からははるかに遠い。

1. 教育

64. 少なくとも，10%の児童が障害をもっている。この児童たちは，障害をもたない児童たちと同じく教育を受ける権利があり，また積極的な援助と専門的なサービスを必要としている。しかしながら，発展途上国の障害児のほとんどは，専門的なサービスも義務教育も受けていない。

65. 障害者のための高い教育水準をもつ国々から，そのような設備が限られていたり，全く無い国々まで，その差異は多様である。

66. 障害者の能力についての現在の知識は不十分である。さらに，障害者のニーズならびに教育スタッフと施設の不足に対処する法制がないことも少なくない。大部分の国々で生涯教育はこれまで障害者には何の役にも立っていない。

67. 特殊教育の分野において，教授法の著しい進歩と重要な革新的な発展がなされてきたが，障害者教育で，より多くのことが達成されうるであろう。しかしながら，進歩の大部分は少数の国々あるいは少数の都会に限られている。

68. 早期発見，評価と介入，種々な場面での特殊教育プログラム—多くの障害児は普通学校に参加しうるのに対し，他の障害児は極めて濃いプログラムを必要とするのであるが—に前進がみられた。

2. 雇用

69. 障害を持つ多くの人々は就労を否定されていたり，あるいは社会的に評価の低い収入の少ない仕事についているだけである。適切な評価，訓練，職業あっせんを受ければ，多くの障害者はかなりの範囲の仕事を平均的に要求される作業基準に従ってこなすことができるのであるが，現状は上記の通りである。失業率が高まり不景気になったとき，最初に解雇され，雇用されるときは最後になるのが障害者であるのが普通である。経済不況の影響を受けた工業諸国の中には就職希望の障害者の失業率が健常者の求職者の倍になったところもある。多くの国々で，障害者に職業を創出するための多様なプログラムが開発され，対策が講じられてきた。この中には，保護・生産ワークショップ(Sheltered and production workshops)，保護エンクレーブ(enclaves)，指定職種，割当雇用，障害者を訓練して雇う雇用主への助成，障害者のおよびそのための障害者による生産協同組合，その他がある。一般企業もしくは特別企業に雇用されている障害者の数は，障害を持つ就労可能な労働者の数に比べ著しく少ない。人間工学的原理をより広く適用していくことによって，職場・道具・機械や設備を比較的少ない経費で改善し，障害者の雇用の機会を広げることができるのである。

70. 障害者の多くは農村地域に居住しており，発展途上国にこの傾向が顕著である。家族の経済が農業またはその他の農村地域の職業を土台としており，かつ，伝統的な大家族が存在する場合は，大部分の障害者に何らかの

有益な仕事を与えることは可能であろう。しかし，農村地域から都市への家族の移動や，農業の機械化，商業化が進み，物々交換から金銭取引に変わり，大家族制度が崩壊すると，障害者の就労状況は非常に厳しいものとなる。都市のスラムに住んでいる障害者の場合は，就労のための競争率が高く，経済的に利のある仕事は大変少ない。スラム地域の障害者の多くが失業を強いられており，依存した生活を余儀なくされている。そして物ごいに歩かねばならない人々もいる。

3. 社会問題

71. 社会の基本的単位，すなわち家庭，社交的グループ及びコミュニティへの完全参加は，人間の経験として欠くことのできないものである。このような参加の機会の均等化への権利は世界人権宣言に明らかにされており，障害を持つ人々を含めすべての人々に適用されるべきである。しかし現実には，障害者が自分たちの所属している社会文化システムの活動に完全参加をする機会を奪われていることが多い。このような権利の剥奪は，無知，無関心及び不安からくる物理的社会的障壁に起因している。

72. 態度および行動が障害者を社会的文化的生活から排除している場合が多い。人々は障害を持つ人々との接触や個人的つきあいを避けたがる傾向がある。障害者に対する偏見や差別が広く行われていたり，あるいは通常の社会的交際をかなりはばまれていることが，多くの障害者に心理的社会的問題をもたらしている。

73. 障害者と接触を持つ専門職およびその他福祉サービス担当者が，障害者が通常の社会経験をできる能力を持っていることを評価せず，障害者と他の社会グループとの統合に寄与するに至っていない場合が非常に多い。

74. このような障壁のために，障害者が他の人々と親密な関係を持つことが困難，あるいは不可能になっている。結婚および親になることがたとえ機能的に何ら問題がなくても，障害者とみなされる人々にとっては大変難しい場合が多い。精神障害者にとって，性のパートナーシップを含め，人間的および社会的つながりが必要であることは，最近徐々に認識されてきている。

75. 障害を持つ人の多くは，地域社会の通常の社会生活から閉め出されているばかりでなく，施設に閉じ込められているのが事実である。過去のハンセン病患者のコロニーはほとんどなくなり，巨大施設もかつてほど多くはなくなったが，いまだあまりにも多くの人々が正当な理由もなく施設に収容されている。

76. 物理的障壁のために社会に積極的に参加できないでいる障害者は多い。物理的障壁には，車いすに狭すぎる玄関，建物・バス・電車・飛行機の入口ののぼれない階段，届かない電話や電気のスイッチ，使えないトイレの設備，などがある。同様に，他の種の障壁も彼らを締め出している。例えば，聴力障害者のニーズを無視した口頭でのコミュニケーションや，視力障害者のニーズを考えない文字による情報である。そのような障壁は，無知と関心の低さの結果であり，大部分は，綿密な計画により高くない経費で避けられうるものであるにもかかわらず依然存在している。このような障壁の除去を立法化し，国民啓蒙のキャンペーンを始めた国もあるが，残された問題はなお深刻である。

77. 損傷の予防，障害者のリハビリテーションおよび社会への統合のためのサービス，施設およびソーシャル・アクションは一般に，不利な立場の人々に対し資源，収入およびサービスを割当てようとする政府と社会の積極性と能力に密接なつながりがある。

E．障害と新しい国際経済秩序

78. 新国際経済秩序の枠組のなかでの先進国から発展途上国への資源や技術の移行は，発展途上国の経済強化のためのその他の対策と同様，もし履行されるなら，障害者を含めてこれらの国国の人々に利益をもたらすであろう。発展途上国，とくに農村部の経済状態の向上は，障害者に新しい雇用機会を創出し，予防，リハビリテーション，および機会均等のための施策を支えるために必要な資源を提供するものであろう。もし適切に実施されるならば，適切な技術の移行は，身体的，精神的，および感覚的損傷のもたらす影響に対応する補装具の大量生産にかかわる産業の発展に至り得る。

79. 第三期国連開発十年計画の国際開発戦略（総会決議３５／５６）には，開発の過程に障害者の参加を得るためとくに努力を払うべきこと，ならびに予防，リハビリテーション，および機会均等化のための効果的施策が不可欠であることが述べられている。この目標に向けて積極的行動を行うことは，開発のためにすべての人的資源を動員するという，より広範な努力の一部となろう。国際経済秩序の改革は，不利な立場にある人々の完全参加を達成するための国内の改革とあいたずさえて進められるべきものであろう。

F．経済社会開発の影響

80. 開発への努力が実り，栄養，教育，住宅，衛生状態が改善されプライマリー・ヘルス・ケアが行き届くと，損傷の予防および能力不全への対応も大いに改善される。この線に沿って以下の分野の発展も促進される。

a. 社会的扶助，公衆衛生，医学，教育，職業リハビリテーション等一般分野における人材の養成。
b. 障害者用設備・機器の地元での生産能力の向上。
c. 国および地域社会の社会福祉，社会保障制度，協同組合および相互扶助のためのプログラムの確立。
d. 障害者のための適切な職業指導と職業準備サービスならびに雇用機会の増大。

81. 経済開発は人口の規模や分布の変化，ライフ・スタイルの変化，社会構造や社会関係の変化をもたらすため，人間の問題に対応するために必要なサービスは十分な速度で改善されたり拡大されたりすることは通常ない。このような経済と社会の開発のアンバランスは，障害者の地域社会への統合をさらに困難にする。

III 障害者に関する世界行動計画実施のための行動提案

A．序

82. 障害者に関する世界行動計画の目的は，障害の予防，リハビリテーション，ならびに障害者の社会生活と発展への“完全参加”と“平等”という目標の実現に向けて効果的な方策を推進することにある。世界行動計画の実施にあたっては，発展途上の国々，とくに開発の最も遅れた国国の特殊事情に当然の配慮を払わねばならない。国民全体の生活条件の改善の課題が膨大であり，資源が一般に乏しいこのような国々では，世界行動計画の目的の達成はますます困難である。また同時に，世界行動計画の実施そのものが，すべての人的資源の動員と全国民の完全参加を通じて発展へ寄与するものであることも認識されるべきである。国によってはすでに，この行動計画が勧告している行動のいくつかに着手しあるいは実施しているかも知れないが，より多くのことがなされなければならない。このことは，一般の生活水準の高い国々についても同様である。

83. 障害者の問題の解決は，国のレベルでの全面的な発展と密接に関連していることから，発展途上国における問題の解決は，こうした国々の社会的経済的発展を助長する適切な国際状況がどの程度つくり出されるかにかかっている。したがって新国際経済秩序の確立は，世界行動計画の目的の実現と直接関連がある。とくに重要なことは，第３期国連開発の 10 年のための国際開発戦略(the International Development strategy for the Third United Nations Development Decade)で同意されたように，発展途上国への資源の流入を実質的にもっと増大させることである。

84. これらの目的に必要なものは，障害者の機会の均等化，効果的リハビリテーション・サービスおよび予防施策に関連する政策と活動を組み合わせ調整していくためのセクトを超えた，様々な分野にわたる世界戦略である。

85. 今後の世界行動計画の展開および実施に当たっては障害者および障害者団体の意見を聞くべきであり，このためには，地方，国内，地域および国際レベルの障害者団体の組織化を推進するためにあらゆる努力を払うべきである。彼らの体験に基づくユニークな知識は，障害者のためのプログラムやサービスを計画する上で貴重な貢献をすることができる。障害者は問題の討議を通じて，彼らに関係ある人々を最も広く代表した見解を提示してくれる。障害者は社会一般の態度に影響を与え，障害者の協議を正当化し，また変化への力となる。また，彼らは障害者問題を最優先事項とするうえで重要な影響力をもっている。障害者自身が自らの利益のために計画された政策，プログラムおよびサービスの有効性を決定するうえで，実質的な影響力を持つべきである。この過程に精神障害者も含まれるよう特別の努力を払うべきである。

B．国家レベルの行動

86. 世界行動計画は，すべての国々を対象に作成されている。しかし，実施期間および優先的実行項目の選択は，それぞれの国の現状，資源状況，社会経済発展のレベル，文化的伝統，行動計画にもられている活動を組織化し，実施できる能力により国ごとに異なる。

87. 本項に勧告されている施策の実施に対する最終責任は，各国の政府にある。しかしながら各々の国家体制の違いによって，地方当局およびその他の公的ならびに民間諸機関もまた，世界行動計画にもられている国家施策の実施を要請されるものである。

88. 加盟各国は，世界行動計画の目標達成のための国家レベルの長期プログラムに早急に着手しなければならない。そうした計画は，その国の社会経済発展に対する全般的政策の構成要素として結合されたものでなければならない。

89. 障害者にかかわる事柄は，それだけを分離したかたちではなく，適切な全体的枠組の中で取り扱われるべきである。特定の分野を担当したり，その中で仕事をする各省庁ならびに公私の機関は，権限を有する分野に関わってくる障害者に関連した問題に対して責任を負わなければならない。政府は各省庁やその他の政府諸機関ならびに民間組織の世界行動計画に関連した活動を調査しフォローするための中核(組織)（例えば，国内協議会，委員会その他同様の機関）を設けるべきであろう。そうした機構を設定するに当たっては，障害者団体を含めたすべての関係者を組み入れなければならない。その機関は，最高レベルの決定者と接触できるようにするべきである。

90. 世界行動計画の遂行のために各加盟国は，以下のことを実施すべきである。

a. 各レベルでの活動の立案，組織化および財源の確保。
b. 立法による，目的達成のための施策に必要な法的基礎と根拠の確立と施策の正当化。
c. 障壁の除去による完全参加のための機会の確保。
d. 障害者に対し，社会的，栄養学的，医学的，教育的および職業的援助ならびに補装具の供与によるリハビリテーション・サービスの提供。
e. 障害者に関連した公立および民間組織の設立あるいは動員。
f. 障害者団体の設立および育成の支援。
g. 障害を持つ人々およびその家族を含め，国民のあらゆる層に対する世界行動計画の諸問題に関する情報の普及とその準備。
h. 世界行動計画の鍵となる問題およびその実施に対する幅広い理解確保のための大衆の啓蒙の推進。
i. 世界行動計画に関連した事がらの研究の促進。
j. 世界行動計画に関連した技術援助ならびに技術協力の推進。
k. 世界行動計画に関連した決定への障害者ならびに障害者団体の参加を促進すること。

1. 決定過程への障害者の参加

91. 加盟各国は障害者が自らを組織し，それぞれの利害と関心に関する主張を調整してゆけるよう，障害者団体に対する援助を拡大しなければならない。

92. 加盟各国は，できる限りの方法で障害者からなる，あるいは障害者を代表する組織が発展するよう積極的に努め，かつ奨励するべきである。会員や意志決定期間(governing bodies)の中で，障害者，場合によっては親族が決定的な影響力をもっている組織は多くの国にある。しかしそれらの組織の多くは，自己を主張し，自らの権利のために闘う手段を持ち合わせていない。

93. 加盟各国は障害者の組織との直接の接触を確立し，それらの組織がかかわりのあるすべての分野での政府および決定に影響力を行使できる道筋を開いてゆかなければならない。加盟各国は，この目的達成のために障害者団体に対して必要な財政的援助を行わなければならない。

94. あらゆるレベルにおける団体もしくはその他の組織体はそれぞれの活動に障害者ができる限り完全に参加できるようにしなければならない。

2. 損傷，能力不全および不利の予防

95. 大部分の障害を予防あるいはコントロールする技術は利用可能であり，また進歩しつつあるが，必ずしも十分に活用されていない。加盟各国は，損傷ならびに能力不全の予防のために適切な方策をとり，また関連ある知識と技術の普及を確実に行わなくてはならない。

96. 社会のすべてのレベルにおける調整のとれた予防計画が必要である。この計画は，次の諸点を含むものでなくてはならない。

a. 国民のすべての層，とりわけ農村地域や都市スラムにゆきわたる，コミュニティに根ざしたプライマリー・ヘルス・ケアのシステム。
b. 効果的母子ヘルス・ケアとカウンセリングならびに家族計画と家族生活についてのカウンセリング。
c. ビタミン，その他の栄養に富んだ食物の生産と利用を含む，とくに母子に対する栄養学的教育と適切な食物を得るための援助。
d. 世界保健機関の免疫拡大計画の目標に沿った，伝染病に対する免疫処置。
e. 損傷の早期発見と早期治療のためのシステム。
f. 家庭内や職場，道路やレジャーに関連した活動などでの事故を防止するための安全規則と訓練計画。
g. 仕事と職場環境の調整や職場における保健計画の実施による，職業上の障害や病気の発生と悪化の防止。
h. 薬物に関連した障害，とくに児童生徒と高齢者におけるそれを防止するために，医薬・麻薬類，アルコール，タバコ，およびその他の興奮剤や抑制剤の無謀な使用を統制する方策。また，とくに懸念すべきことは，妊婦によるこれらの物質の無謀な摂取である。
i. 国民が損傷の原因から最大限に身を守れるような生活様式を獲得するよう援助する教育活動と公衆保健活動。
j. 障害の予防プログラムに関連した世間一般の人々と専門家のための継続教育と広報活動。
k. 非常時のけが人の処置に必要とされる医師，パラメディカル，その他の人々の適切な訓練。
l. 障害の発生を少なくするのを援助するために農村生活改善指導員(rural extention work□ ers)の訓練に予防対策を組み入れる。
m. 就労中の事故といろいろな程度の障害を予防するために，労働者に十分に系統だった職業訓練と実際的な実習訓練を行う。発展途上国ではしばしば時代遅れの技術が用いられているという事実に着目しなくてはならない。多くの場合，古い技術が先進国から発展途上国へ移入される。発展途上国の状況に不適切な古い技術は，不十分な訓練と労働上の保護の不足と相まって，就労中の事故数の増加と障害をもたらす。

3. リハビリテーション

97. 加盟各国は，世界行動計画の目標達成に必要なリハビリテーションサービスの供給を図ると共にこれを保障しなくてはならない。

98. 加盟各国は，すべての人々に対して，損傷の能力不全化を防ぎ，あるいは軽減するために必要なヘルス・ケアおよび関連サービスを提供することが望ましい。

99. これには，障害者一人ひとりが本人に最も適した機能レベルを達成することを可能にする上で必要な社会的，栄養学的，保健上および職業上のサービスが含まれる。人口分布，地理的条件，発展段階などの各種の要因に応じて，以下にあげるようなルートを通じてサービスを提供することができる。

a. コミュニティに配置されたワーカー。

b. 保健，教育，福祉ならびに職業などに関するサービスを提供する一般施設。
c. 一般的施設が必要なサービスを提供することができない場合には，その他の専門サービス。

100. 加盟各国は，日常生活と自立のために補助具や機器を欠くことができない人たちに，地域の状態に適したそれらのものを入手できるよう保障しなければならない。リハビリテーションの期間中および終了後も補助具の給付が確実に受けられるようにすることが必要である。修理のためのアフターサービスと老朽化した補助具の取り替えもまた必要である。

101. そうした機器を必要とする障害者に対し，できる限りその財源を確保するとともに入手の機会および使用方法をならう機会を保障することが必要である。自国では生産できず他国から輸入しなくてはならない，自助具や機器の入手を困難にするような関税その他の輸入手続きは，できる限り取り除くべきである。自助具が使われる（地域の）技術的，社会的，経済的状況に合わせて，地元での生産を支援することが重要である。補装具の開発と生産は，その国の総体的な技術の発展に沿ったものであること。

102. 補装具の地元生産と開発を促進するために，加盟各国はそのような地元での開発を支援する責任をもった国立のセンターを設立することを検討するべきである。多くの場合，現存の特殊学校や技術研究所などがその基礎となることができる。この点について，地域協力も考慮すべきである。

103. 加盟各国は，一般の社会サービス制度の中で障害者とその家族の諸問題に対応するために必要なカウンセリング，その他の援助を提供する能力のある職員を配置することが望ましい。

104. 一般の社会サービス制度における資源が，これらのニーズに対応するのに不十分である場合には，一般的な制度の質的改善がなされるまでの間，特別なサービスを行ってもよい。

105. 加盟各国は，それぞれ入手できる資源に基づいて，農村地域，都市スラム，および貧民街に生活する障害者に必要なサービスがゆきわたると共に，十分に活用されるよう必要に応じて特別な方策をとることが望まれる。

106. 必要なことは，障害者をその家族やコミュニティから分離してはならないことである。この点を保障するためには，サービスのシステムの中で次の点を考慮すべきである。すなわち交通およびコミュニケーションの問題，支援的な社会的サービス，保健サービスおよび教育サービスの必要性；原始的でしばしば危険を伴う生活条件の存在；そしてとりわけ都市スラムにみられる人々のサービスを求め受け入れる意志を阻止する社会的障壁である。加盟各国は，サービスがすべての住民や地域に必要度に応じて公正に配分されるよう保障しなければならない。

107. 精神病者のための保健および社会的サービスは，多くの国々においてとくになおざりにされている。精神病者の精神医学的ケアを補完するために，患者と，時として特別な負担を負っている家族に対して，社会的援助とガイダンスを行わなくてはならない。このような援助が行われるところでは，施設への入所期間を短縮し，再入所の確率を小さくすることが可能である。精神薄弱者がその上にさらに精神病の問題にも苦しんでいる場合，ヘルスケアの職員が，精神薄弱に関連した別個のニーズを認識するような対策を確実に講ずることが必要である。

4. 機会の均等化

a．法制

108. 加盟各国は，障害者が他の市民と平等な機会を与えられるよう保障する責任を負わなければならない。

109. 加盟各国は，障害に関する差別的慣習を除去するために必要な方策をとらなければならない。

110. 人権に関する国内法を起草するに当たり，また障害者問題に関連した国内委員会あるいは同様の国内調整団体に関し，同胞市民に保障された権利および自由を障害者が行使する際に不利益な影響を及ぼす諸条件について，とくに注意を払うべきである。

111. 教育の権利，仕事をする権利，社会保障を受ける権利，非人間的または屈辱的扱いから保護される権利などとくに重要な権利については個別に焦点をあて，障害者の視点から検討を加えることが必要である。

b．物理的環境

112. 加盟各国は，本文書の第８項に明記されているような様々なタイプの障害者を含めてすべての人々が，物理的環境を利用できるよう努めなくてはならない。

113. 加盟各国は，発展途上国の農村地域でのプログラムを含め，人間の居住地を計画するに当たり，すべての人々が利用できるようにするという点を順守する方策をとらなくてはならない。

114. 加盟各国はすべての新しい公共建築物および施設，公共住宅および公共輸送機関が障害者の利用できるものにするための政策を採用することが望まれる。更に現存する公共建築物や施設，住宅，輸送機関についてもできる限り，とくに改修が行われる場合には障害者の利用できるものにする方策をとらなければならない。

115. 加盟各国は障害者がコミュニティの中でできる限り自立して生活できるような支援サービスをすすめていくべきである。そうする中で，現在いくつかの国々で行われているように，障害者が自らのためのサービスを自らの手で開発し管理していく機会をもてるようにしていくべきである。

c．所得保障と社会保障

116. すべての加盟国はその法律および規則の体系に，社会愚障に言及した世界行動計画の一般的および補足的目標を包括する規定を含めるべく努めなければならない。

117. 加盟各国は，障害者があらゆる形の所得とその保障および社会保障を受ける均等の機会を確保しなくてはならない。その方法は，各国の経済のシステムと発展の程度に適応した形で行われるべきである。

118. 一般市民のために社会保障，社会保険，その他かかる制度が存在している場合には，障害者およびその家族に対して十分な給付や予防，リハビリテーション，機会の均等のためのサービスが行われているということ，またそのような制度の下での規定は，サービスの供給者あるいは受給者についても，障害者を除外または差別してはならないということを確認するための見直しがなされるべきである。定められた目的の達成のためには，社会的ケアと産業上の安全および健康保険の公的制度の創設と発展が重要な必須条件となる。

119. 障害者およびその家族が自己の権利および給付にかかわる決定に対して，公正な審理を通じて不服申し立てが容易にしやすいような制度がつくられなければならない。

d．教育と訓練

120. 加盟各国は，障害者が他の人々と均等な教育の機会をもつ権利を認める政策をとるべきである。障害者の教育はできる限り一般の教育制度の中で行われるべきである。障害者教育の責任は教育の権限を有する機関の下におかれるべきであり，また義務教育に関する法律は，最も重度の者も含め，あらゆる範囲の障害をもつ児童を含むものでなくてはならない。

121. 加盟各国は，就学年齢および進級に関する規定を障害者にも適用するにあたり適当であるならば試験の手続きについて幅広い柔軟性をもたせなくてはならない。

122. 障害児・者の教育的サービスの開発は，基本的な基準に従って行われなくてはならない。それらのサービスは

a. 個人化すること—つまり，当局管理者，障害をもつ児童とその親の間で合意され，客観的に評価されたニーズに基づくこと。また明確に表現されたカリキュラム目標と短期的な目的について，定期的な見

直しを行い，必要な時に修正すること。

b. 地元で受けられること—つまり，特別な場合を除いては，児童の家または住んでいる所から手頃な距離内にあること。

c. 統合的であること—つまり，年齢や障害の程度に関係なくすべての人々のために（サービスが）提供されること。従って，学齢期の児童は誰も障害の重さを理由に教育を受けられなかったり，他の児童よりも明らかに程度の劣る教育を受けることはない。

d. 選択ができること—そのコミュニティにおける特別なニーズに合わせた選択ができる。

123. 障害児の一般教育制度への統合を図るには，すべての関係者による計画が必要である。

124. 何らかの事情で普通学校教育の施設が障害児にとって不適切である場合にはこれらの児童の教育は適当な期間，特別な施設で行われなくてはならない。この特別な施設での教育は，普通学校教育に匹敵するものでなくてはならず，また普通学校と密接なつながりをもって，行うべきである。

125. 教育過程のすべての段階において親の参加が非常に重要である。障害児をもつ親はその児童のためにできる限り普通の家庭環境を与えられるよう援助が受けられること，職員は障害児の親と協同する訓練を受けるべきである。

126. 加盟各国は成人教育プログラムに障害者が参加できるようにしなければならない。その際，農村地域には特別な配慮がなされなければならない。

127. 一般の成人教育課程の施設が障害者のニーズに応じられない場合にはその一般のプログラムが改められるまでの間，特別過程あるいは訓練センターが必要となろう。加盟各国は障害者に大学レベルの教育を受ける可能性を与えるべきである。

e．雇用

128. 加盟各国は，障害者が都市においても農村においても，一般労働市場の中で生産的かつ収入を得られる職業への均等な機会を保障されるような政策，およびそれを支えるサービス機構を採用しなければならない。農村における職業，そして適切な道具や設備の開発については，とくに配慮すべきである。

129. 加盟各国はさまざまな方策を実施することによって，障害者の一般労働市場への統合を支援することができる。たとえば奨励を目的とした割当雇用制度，指定または特定職種，小規模事業所や協同組合に対する貸付または補助金，独占契約または優先製造権，障害のある労働者を雇用する企業に対する税制上の特典，もしくはその他の技術的あるいは財政的援助などである。加盟各国は障害者が仕事をする上で必要な補装具の開発を支援するとともに，障害者がそれらを入手したり援助を得やすくするようにしなければならない。

130. しかしながら，政策とそれを支えるサービス機構は，雇用の機会を限定したり，民間経済部門の活力を妨げてはならない。それとともに，加盟各国がそれぞれの国内事情に応じた様々な方策を講じうるようにしておかなければならない。

131. 障害者の雇用の機会をふやし質を高めるための共同戦略と共同行動を推進するためには，政府，雇用主および労働者団体の中央およビ地方レベルでの相互協力がなくてはならない。そのような協力は，採用方針，障害をもたらすようなけがや損傷を予防するための労働環境改善の対策，職務中に損傷を受けた従業員のリハビリテーション対策，たとえば，障害者の条件に合わせて職場や作業内容を調整することに関するものとなろう。

132. これらのサービスは，職能評価，指導，職業訓練（ワークショップでの訓練を含む），職業紹介，ならびにフォローアップを含まなければならない。特殊なニーズのために，あるいはとくに重度の障害のために，一般雇用の需要に応じられない人々に対しては，保護雇用を利用できるようにすべきである。そのような処置には，生産ワークショップ，在宅就労，自営業ならびに一般企業内で保護的条件で就労する小グループの重度障害者などの形態がありうる。

133. 雇用主として行動する際には中央および地方政府は障害者の公共部門での雇用を促進するべきである。法律や規則は，障害者の雇用に対して不必要な障壁となる条件を掲げるべきではない。

f．レクリエーション

134. 加盟各国は，障害者が他の市民と同様のレクリエーション活動の機会をもてるよう保障しなくてはならない。それには，レストラン，映画，劇場，図書館等，ならびに行楽地，体育館，ホテル，海岸，その他のレクリエーションのための場所を使用することが含まれる。加盟各国はこの目的を実現するうえで障壁となるものはすべて除去するべく対策を講ずるべきである。旅行者に関して権限を有する機関，旅行社，ホテル，ボランティア団体その他レクリエーション活動や旅行に関係あるところはすべての人々にそのサービスを提供すべきであり，障害者を差別してはならない。このことは，たとえば一般の人々への通常の情報の中に障害者に利用可能であるか否かの情報をもりこむといったことが含まれる。

g．文化

135. 加盟各国は，障害者が自らのためばかりでなくコミュニティを豊かにするために，彼らの創造的，芸術的，知的能力を十分に活かせる機会をもてるよう保障しなければならない。そのためには文化活動に接する機会も保障されなければならない。必要な場合には，精神または感覚の損傷をもつ人々のニーズに応えるために特別な配慮をすべきである。これらの中には聾者のためのコミュニケーション自助具，視力障害者のための点字図書やカセット，本人の知的能力にあわせた読書用資料などが含まれる。文化的活動の範囲にはダンス，音楽，文学，劇，プラスチック工芸などが含まれる。

h．宗教

136. 障害者がコミュニティで行われている宗教活動の恩恵を充分に受けられるよう措置を講ずるべきである。このようにして，障害者のこれらの活動への完全参加が可能になるのである。

i．スポーツ

137. 障害者にとってスポーツが重要な意味をもっていることが徐々に認識されてきている。したがって，加盟各国は障害者のあらゆる形のスポーツ活動を，とりわけ適切な施設の提供とこれらの活動の適切な組織化をとおして奨励すべきである。

5. コミュニティレベレの行動

138. 政府はコミュニティに対する，世界行動計画の目標達成に向けてのプログラムを推し進めるための情報提供，教育ならびに財政援助に高い優先順位をおくべきである。

139. 地方のコミュニティ間の協力および情報や経験の交換を奨励，促進するための措置がとられなければならない。障害に関連した国際技術援助もしくは技術協力の恩恵を受ける国は，その恩恵や効果が最大のニードをかかえるコミュニティに確実に届くようにしなければならない。

140. 地方自治体，地方機関，およびコミュニティ団体たとえば市民グループ，労働組合，婦人団体，消費者団体，サービスクラブ，宗教団体，政党，親の会などの積極的参加を得ることが重要である。各コミュニティは，障害者団体が影響力を発揮できるかたちで，資源の動員と行動への取り組みの連絡調整の中心的役割を果たすべき機関を指定することができる。

6. 職員の養成

141. 障害者に対するサービスの開発と供給に責任を持つ当局は，職員の問題，とくに人員確保と養成の問題に目を向けなければならない。

142. コミュニティに根ざして損傷の早期発見に取り組むワーカーの養成，初期の援助と適切な施設への紹介，そしてフォローアップならびに紹介機関の医療チームとその他の職員が決定的に重要である。これらは可能な限りプライマリー・ヘルス・ケア，学校，およびコミュニティ開発などのような国連施策に統合すべきである。加盟各国は，医師に対して，ある種の薬物の濫用によって生ずる障害について重点をおいた訓練に取り組みを強化していくべきである。野放しに使用すると，長い間には，個人と公衆の健康に危険をもたらすような特許売薬の販売は規制するべきである。

143. 精神および身体障害に関連したサービスを現在全く受けていない障害者が増大しているが，彼等にこうしたサービスがゆきわたるようにするためには，各コミュニティのさまざまなタイプの保健および社会福祉のワーカーを通じてこれを提供する必要がある。彼らの活動の多くはすでに予防や障害者に対するサービスに関連しているのである。障害者やその家族が利用できる簡単なリハビリテーション措置や技術について，特別の指導教育が必要である。これらは，その担当範囲に応じたコミュニティまたは地区レベルのリハビリテーション・カウンセラーが教えることができる。障害者のための地元計画の調整，ならびにその地域で得られる障害者に対するリハビリテーションその他のサービスとの連絡について責任を負うリハビリテーション・カウンセラーには，特別な教育が必要となる。

144. 専門職ワーカーは専門的知識や技能に加え社会，栄養，医療，教育，職業等の障害者のニーズに関する包括的な情報知識を必要とする。十分な教育とスーパービジョンを受けたコミュニティワーカーは，障害者の必要とするほとんどのサービスを提供することができ，職員の不足を克服するための貴重な要員となりうる。彼らの訓練には避妊法や家族計画についての十分な知識も含まれるべきである。ボランティアもまた非常に有効なサービスやその他の形の援助を提供できる。コミュニティにおける関連分野ですでに活動しているサービス提供者の知識，能力および責任を拡大することにさらに大きな力点を置かなければならない。それらの人たちとは，教師，ソーシャルワーカー，保健サービスの補助者，行政管理者，行政企画担当者，コミュニティリーダー，聖職者，家族カウンセラーなどである。障害者の福祉にたずさわる人々には，ケア，治療，リハビリテーションおよびそれに続く生活と就職の準備に関する決定に，障害者とその家族の完全参加を求め，励まし，援助することの意義と重要性を理解するよう，教育を行わなければならない。

145. 特殊教育の教師の養成はダイナミックな分野で，教育が採用されることになっている国ならばどこでも，あるいは少なくとも文化的背景や発達のレベルが大きく違わないところでならば，行われるべきである。

146. 統合を成功させるためには，普通教育と特殊教育の両方の教師として適当な養成訓練プログラムを行うことが必要条件である。教師の養成プログラムの中に統合教育の概念が反映されなければならない。

147. 多くの発展途上国では，特殊教育の教師はひとりで多くの役割を果たさなくてはならないので，その養成に当たっては，できるだけ広い範囲をカバーして行うことが重要である。高いレベルの養成は必ずしも必要でもないしまた望ましくもないこと，大半の職員は中程度あるいはそれ以下のレベルの養成を経てきていることを留意しておくべきである。

7. 情報および大衆の教育

148. 加盟国は，一般市民を含むすべての関係者にゆきわたるよう障害者の権利，貢献，満たされていないニーズに関する総合的な広報活動を奨励しなければならない。これに関連して，態度変容にとくに重点を置くべきである。

149. ニュースメディアがラジオ，テレビ，フィルム，写真，印刷物の中で障害と障害者について，慎重かつ正確な描写，公平な説明，記録ができるように，障害者の団体と相談の上ガイドラインを作り上げるべきである。そのようなガイドラインの基本的要素は，障害者が自ら問題を大衆に提示するとともにどのようにして解決できるかを提案できることである。ジャーナリストの訓練カリキュラムの中に，障害者の現実についての情報も含めるべきである。

150. 公共団体の責任者は，情報が障害者を含むすべての人々にゆきわたるように配慮する責任がある。このことは上記の情報についてのみならず，市民の権利と義務に関する情報についても同様である。

151. 広報活動は最も適切な情報が国民の中のすべての必要なグループに届くように行わねばならない。通常のメディアおよびその他の伝達手段に加えて，次の点に配慮すべきである。

a. 障害者とその家族に対し，彼等の権利，受けられる給付とサービス，および制度を利用しそこなった場合もしくは誤って適用された場合の修正の手続きについて知らせるための特別資料の作成。これらは，視覚，聴覚およびその他コミュニケーション上の制約のある人々が利用できるものでなければならない。
b. コミュニケーション上の制約のために通常の手段では伝達の難しい人々用の特別な資料の作成。すなわち，言語，文化，文盲，遠隔地，あるいはその他の要因のために隔離されている人々に対するものである。
c. 僻地で，または通常のコミュニケーション手段では効果の薄い状態でコミュニティ・ワーカーが使用できるものとして，絵入りあるいは視聴覚を利用した材料と，指導要項の作成。

152. 加盟各国は，障害者，その家族および専門識が施策とサービス，法律，専門的意見，補助機器等に関する新しい情報が確実に得られるようにすべきである。

153. 広報担当当局は，障害の現実と障害のもたらす結果，また，リハビリテーションおよび障害者の機会均等について，組織的な情報の提供を確実に行うべきである。

154. 障害者は，メディアを通じて自由に自らを表現し，考え方や経験を一般大衆に伝達できるように，広報に関して平等に利用したり，雇用されたり，また十分な資源と専門的訓練を受けられるようにすべきである。

C．国際的活動

1. 全般

155. 世界行動計画は，総会の採択を経て，各国政府，国連組織内の各団体，障害者を代表する団体を含む政府および非政府機関との幅広い協議に基づく国際プランとなる。行動計画の目標達成への進展は，各レベルにおける密接な協力があってこそ，迅速に，効果的にかつ経済的に行われ得るのである。

156. 国際経済社会局(the Department of International Economic and Social Affairs) の社会開発人道問題センター(the Center for Social Development and Humanitation Affairs)が，今日まで，障害予防，リハビリテーションおよび障害者の機会均等化のために国連内で果たしてきた役割を考慮するならば，このセンターを，世界行動計画の再検討と評価を含め，実施の調整と監視の中心機関とすべきである。

157. 総会で設立された国際障害者年のための信託基金は，発展途上国と障害者団体からの援助の要請に応えること，および，世界行動計画の実施をすすめることのために使用されるべきである。

158. 世界行動計画の目標を実施するため，全体的に発展途上国に向けてより多くの資源を送りこむ必要がある。従って事務総長は資金調達のための新しい方法・手段を探求し，資源の運用について必要なフォローアップの方策をとらなくてはならない。政府や民間からの任意の寄付を奨励するべきである。

159. 調整に関する運営委員会は国連組織内で世界行動計画のもつ意味を検討すべきであり，技術協力についての総合的な方法を含めて政策と実施の連絡調整にあたっては既存の機構を活用しなければならない。

160. 国際的非政府団体は，世界行動計画の目標達成に向けての協力態勢に参加すべきである。非政府団体と国連組織間との既存の関係を，この目的のために利用すべきである。

161. すべての国際組織および団体は，障害者によって構成される団体もしくは障害者を代表する団体への協力と援助を行うこと，ならびに世界行動計画に関連する事柄が論じられる場合にはそれらの団体が意見を発表する機会を確保できるようにすることが強く要請されている。

2. 人権

162. 国際障害者年のテーマである障害者の“完全参加と平等”を達成するために，国連組織はそのすべての施設を完全にバリア・フリー（物理的障壁のないもの）にし，感覚障害者のためのコミュニケーションの手段を整え，国連組織全体での障害者の雇用を奨励するための運営管理，方針と慣行を含む肯定的行動計画(affirmative action plan)を採用することが強く要請されている。

163. 人権に関して障害者の地位を検討する場合，まず国連の規約とその他の文書ならびに国連組織の中にあってすべての人々の権利をまもる国際組織の文書を優先するべきである。この原則は，国際障害者年のテーマ“完全参加と平等”と一致するものである。

164. 障害者に直接もしくは間接の影響をもつと思われる国際協力，規約その他文書の準備と実施の任にあたる国連機構内の組織および団体はとくに，文書等が障害者の状況を十分考慮に入れているものとしなくてはならない。

165. 国際人権規約の各国関係者は，報告の中で，規約条文の障害者に対する適用状況について，しかるべき注意を払わなければならない。経済的，社会的および文化的権利に関する国際規約のもとで報告の検討を委託されている経済社会理事会の作業委員会，ならびに，市民権および政治的権利に関する国際規約のもとで報告検討の任にあたる人権委員会は，規約締結国の報告の中のこうした点について，しかるべき注意を払わなければならない。

166. 全人類に普遍的に認められている人権や自由について障害者の行使能力を阻害するような異常な状況が存在しうる。国連の人権委員会はそのような状況に検討を加えるべきである。

167. 国内委員会および障害者問題を扱う同様の調整団体もまたそのような状況に関心をはらうべきである。

168. 拷問を含めた人権侵害の行為は，精神的および身体的障害の一因となりうる。人権委員会は，とくにそのような暴力に対し改善のための適切な行動をとるべく検討を加えなければならない。

169. 人権委員会は，国際的に認められている障害者を含むすべての人々の基本的人権を実現するための国際的な協力を得る方法を引き続き検討していくべきである。

3. 技術および経済協力

a．地域間の援助

170. 発展途上国は，切迫している問題，すなわち，農業，農村開発，人口抑制など，緊急を要する基本的ニーズに直面している中で，障害者および何百万人という不利な立場におかれている人人の，切迫したニーズに応えるために十分な資源を動員することがますます困難な状況におかれている。したがって発展途上国の努力に対し，国際コミュニティは，本章冒頭の第82節および83節に述べられている内容に従って支援をすべきであり，また，国連第三期開発の 10 年にむけての国際開発戦略の記述にあるように，発展途上国への資源の流れを十分に増加すべきである。

171. 多くの国際技術協力・援助機関は政府からの公式要請がある限り，各国に対し協力することができるのであるから，障害者に関する計画の立案にかかわるすべての当事者は，政府に対し，各機関から得られる支援の正確な中味を知らせるよう努力せねばならない。

172. 「発展途上国間の技術協力と障害の予防と障害者のリハビリテーションのための技術援助に関する世界専門家シンポジウム」(the World Symposium of Experts on Technical Co - operation among Developing Countries and Technical Assistance for Prevention of Disability and Rehabilitation of Disabled Persons)で立案された「ウィーン積極的行動計画」は，世界行動計画の中の技術協力活動の実施のためのガイドラインとなろう。

173. 世界計画に関連する分野で権限，資源および経験を有する国連組織内の諸機関は，要請を受けた政府と協力していろいろな分野ですでに実施中の，もしくは計画中のプロジェクトに，障害者独自のニーズに応える要素も盛り込む方途を開拓すべきである。

174. 経済・技術協力に関連した活動を行っているすべての国際団体は，加盟各国からの障害予防，リハビリテーションおよび統合に対しての各国内の優先的順位に基づく援助要請には優先的順位を確保するよう要請される。このような方策は，資本投資ならびに再消費の両方について，予防およびリハビリテーション関連サービスへの資源の割当を確実に増やすことにつながるはずである。発展途上国に対する技術協力も含め，多国間もしくは二国間援助を行うすべての機関の経済・社会開発プログラムでは，この行動をとるべきである。

175. 障害者のニーズに対しよりよいサービスを提供するために各国政府に協力を求める場合，民間の二国にまたがる機関ばかりでなく，国連の異なる諸機関も設定された目標の達成に対し，より有効な貢献をするため，緊密な調節のもとに投資を行うようにしなければならない。

176. すでに国連のほとんどの機関が障害者を対象としたプロジェクトの設定もしくはプロジェクトに障害者を対象とした要素を入れることについて，個々に推進の責任を持っているが，国連組織が国際障害者年および世界行動計画の挑戦に応えていくためには，明確な責任区分を確立する必要がある。

a. 国連およびとくに技術協力開発部は，専門機関，政府間組織および非政府団体と協力して，世界行動計画の実施を推進する技術協力を行う。この点で，国際経済社会局の社会開発人道問題センターは，世界行動計画の実施にあたって，技術協力のプロジェクトと活動に対する強力な支援を継続すべきである。
b. 国連開発計画は，とくに障害者のニーズと障害の予防に応じるための各国政府の要請に対し，一般プログラムおよび手続の枠の中で十分な配慮を行うために，現地施設の活用を今後とも継続すべきである。また，国連開発計画の多種にわたるプログラムおよびサービス，たとえば，発展途上国間技術援助，世界的および地域間プロジェクトおよび科学技術当座基金(the Inte□ rim Fund for Science and Technology)などを活用して，障害予防，リハビリテーションおよび機会の均等の分野における技術協力を強力に奨励すべきである。
c. ユニセフの主たる任務は今後とも，母子保健サービス，保健教育，疾病対策および栄養改善への強力な支援を中心とした予防施策の向上となるであろう。すでに障害を持った人々に対しては，ユニセフは，統合教育プロジェクトの開発の推進と，安価な地元の資源を利用したコミュニティレベルのリハビリテーション活動への援助を行う。
d. 専門機関は，それぞれの使命と責任分担の枠の中で，各国政府からの要請に基づき，可能な場合は各機関の資源の利用を通じ，あるいは個々の国についての計画作成過程や地域，地域間，および世界プロジェクトの立案を通じて得られる機会を生かして，障害者のニーズに応じられるよう援助していくことに力点を置くことになる。このような考え方にたって，専門機関の責任分担は次のようになる。；ＩＬＯ—職業リハビリテーションと職業上の安全と健康；ＵＮＥＳＣＯ—障害児および障害者の教育；WHO—障害の予防と医学的リハビリテーション；ＦＡＯ—栄養問題の改善
e. 多国にまたがる金融関係機関は，借款業務においては，世界行動計画の目的と提案をまじめに考慮すべきである。

ｂ．地域および二国間援助

177. 国連地域委員会およびその他の地域機関は，障害予防，障害者のリハビリテーションおよび機会の均等の分野における地域協力あるいは小地域における協力を推進すべきである。そして，地域内の進歩の監視，ニーズの確認，情報の収集と分析，行動指向の調査の主催，助言的サービスの提供，および，技術協力活動の推進を行

わねばならない。また，世界行動計画の目標に関連しては，暫時の手段として，研究開発，広報用資料の作成および人材養成を，これら機関の活動として行い，また発展途上国間の技術協力を育成すべきである。この節の始めに言及したように活動を展開していくうえでの重要な資源として，障害者の組織の発展を促進していくべきである。

178. 加盟各国は障害をもつ人々の利益を促進するために地域の機関および委員会と協力し，障害者団体や適切な国際的団体と協議のうえ，障害者の利益をはかるための地域的な（あるいは小地域的な）研究所または事務所を設立するべきである。その機能としては，前述の活動を促進することであるべきである。そのような施設の機能は，サービスを直接供給することではなく，障害者を組織的に発展させるためのコミュニティに根ざしたリハビリテーション，調整，情報，訓練および助言といった革新的な概念を推進させることにあることを理解しておくことが肝要である。

179. 援助を行う国々は，二国間および多国間技術援助計画の中で，加盟各国の予防，リハビリテーションおよび機会均等化の分野における国内もしくは地域施策に関連した援助要請に応じる方法を見出すよう計画すべきである。この中には地域内および地域間の協力体制を拡大するための適切な機関および団体への援助も含まれるべきである。技術援助機関は，現業職も含むすべてのレベルおよび職務に積極的に障害者を採用するべきである。

4. 情報および大衆の教育

180. 国連は，世界行動計画の目標に対する一般の関心を高める活動を引続き行うべきである。この目的のために各国の国連関係事務所(substantive offices)は，広報局（ＤＰＩ）がそれらの活動をニュース発表，特集，ニュースレター，小冊子，ラジオ，テレビのインタビューおよびその他適切な形で公表できるようにそこへ定期的かつ自動的にそれらの活動についての情報を提供するべきである。

181. 広報活動は，世界行動計画に関連するプロジェクトおよびプログラムにかかわりをもつすべての機関が継続的に行っていくことになる。このような機関のもつ専門性によって必然的に研究が必要となれば，実施されるであろう。

182. 世界行動計画の原則と目的を含めた情報を，通常のメディアでは伝達できない人々やそうしたメディアに不慣れな人々に伝えるために，国連は関係専門機関との協力のもとに，あらゆる手段を動員した革新的方法を開発すべきである。

183. 国際団体は，国および地方団体に対し，世界行動計画の目的についてのモデル・カリキュラム，教材，および背景の知識などを提供することにより，大衆啓蒙プログラムの準備を援助すべきである。

D. 調査研究

184. 様々な文化の中での障害者の位置に関してあまり多くのことは知られていない―このことが社会の人々の態度や行動のパターンを決定づけているのであるが―ということを考慮すれば障害に関連した社会・文化面に焦点を合わせた研究を行う必要がある。このことによって，いろいろな文化における非障害者と障害者の関係をより具体的に理解できることになろう。そのような研究の結果，人間環境の現実に合った方法を提示することが可能になろう。さらにまた，問題を分析し，それに対応したプログラムの企画ができるよう障害者の教育に関連した社会的な指標をつくり出すべく努力がなされなければならない。

185. 加盟各国は，損傷および能力不全の原因，形態および発生，障害者の経済的社会的状況，ならびに，これらの問題に対応するために用いることのできる現有資源とその有効性についての研究プログラムを開始すべきである。

186. とくに重要なのは，障害者およびその家族に影響を与えている社会，経済および参加の問題に関する研究および，これらの問題に対する社会の対応についての研究である。調査データは，各国統計事務所および国勢調

査当局を通じても得られるが，一般国勢調査よりも障害問題に関する情報収集を目的として計画された世帯調査の方が，有効な結果をもたらすという指摘は，注目すべきである。

187. また，障害者のためよりよい自助具や機器を開発するための研究をすすめる必要がある。発展途上国の技術的および経済的状況に適した解決策を見出すことに格別の努力を傾けなくてはならない。

188. 国連およびその専門機関は，障害および現在のニーズと優先事項を明確にするための関連的研究課題についての国際的な研究調査の動向をフォローすべきである。と同時に，世界行動計画に勧告されているすべての形の行動に対する革新的アプローチを重視せねばならない。

189. 国連は，世界行動計画で扱っている問題に関する知識を増強する目的をもつ研究プロジェクトの実施を奨励・援助すべきである。各国の研究成果に熟知し，また現在承認を得ていない研究提案にも通じていることが，国連には必要である。国連はまた，調査研究の成果に十分注目し，研究の応用およびあらゆる調査研究に関する情報の普及を重視せねばならない。文献検索方式との恒久的連携が大いに勧めるところである。

190. 国連地域委員会およびその他の地域機関は，各国政府の世界行動計画が提案する事項の実施を援助するための調査研究活動を，それぞれの行動計画に包含すべきである。障害者に対する調査研究費用の効率を最大にする鍵は，調査研究の成果に関する情報を広く知らせ，共有することができるかどうかにある。国際的政府機関および非政府機関は，地元機関と地元機関の間の共同研究および情報交換のための協力機構の確立を積極的に推し進めるべきである。

191. 医学，心理学および社会学レベルの調査研究は，身体的，精神的および社会的障害を減少させることにつながる。研究による進展が大いに期待される分野の明確化を含むプログラムの開発が必要である。多くの問題は，万国共通の関心事であるので先進工業国と発展途上国との相違が，有意義な協力関係の展開を阻害してはならない。

192. 下記の分野における研究は，発展途上諸国および先進諸国の双方にとって価値のあるものである。

a. 障害の原因となる事象の抑制に関する臨床研究。医学的，心理的，社会的側面からの個人の機能の評価，情報面を含めたリハビリテーションプログラムの評価。
b. 障害の瀕度，障害者の機能制限，障害者の生活状況，および障害者の直面している問題についての調査。
c. 保健社会サービスに関する研究。これには，種々のリハビリテーションやケアの施策の損益，最も効率のよいプログラム作成方法，および代替方策の探求についての研究が含まれる。コミュニティ・ケアに関する研究はとくに発展途上国には適したものであり，実験の実施とその評価および総合的実験プログラムは，すべての国にとって価値のあるものである。収獲の多い二次的分析ができる情報が多く入手しうる。

193. 保健科学および社会科学研究機関は，障害者に関する研究の実施ならびに情報の収集を推進するよう要請する。応用研究活動は，サービス供給の新しい技術の開発，個々の言語グループ，文化グループに対する情報資料の作成，各地域の実情を考慮した人材養成にとくに貴重である。

E．監視と評価

194. 障害者に関連する状況の評価を定期的に実施すべきこと，および，発展状況を測定するための基準線を設定すべきことは，不可欠である。世界行動計画を評価する最も重要な基準は，国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」に示される。監視と評価は，一定の間隔を置いて国内レベルばかりでなく，地域レベルおよび国際レベルにおいても行うべきである。評価指標は，国連国際経済社会局が，加盟各国ならびに関係国連機関およびその他の団体と協議の上，選定されなくてはならない。

195. 国連組織は，世界行動計画の履行における進展を定期的に厳しく評価せねばならない。この目的のために加盟国と協議の上適切な評価指標を選定すべきである。この点については社会開発委員会が重要な役目を果たすべきである。国連は専門機関と協力し，情報の収集と提供のための，適切な継続的システムを開発すべきであり，これはすべてのレベルにおける評価結果を基礎としたプログラムの向上につながる。この関係で社会開発人道問題センターが，中心的役割を果たすべきである。

196. 地域委員会は，国際レベルで実施される世界全体の評価に役立つような監視および評価を行うことを要請する。その他の地域機関および政府間機関も，評価および監視の作業に参加すべきである。

197. 各国レベルで障害者関係プログラムの評価を定期的に行うべきである。

198. 国連統計部は国連事務局のその他の部，専門機関および地域委員会と共に，発展途上国と協力し，いろいろな障害に関して，全数またはサンプルのいずれか適当な方法によるデータの収集の現実的かつ実際的なシステムを発展させることならびにとくに，障害者の状態を改善すべく国際障害者年後の行動計画に着手するのに重要な道具および枠組として利用しうるかかる統計収集のための世帯調査をどのように使うかについての技術的なマニュアル・文書を作成することを強く要請されている。

199. この広範囲にわたる業務をすすめるうえで，国連統計部の援助を得て，国連社会開発人道問題センターは中心的役割を果たすべきである。

200. 国連事務総長は，国連および専門機関が障害者の雇用数をふやし，それらの施設および情報が障害者にとってより利用しやすいものにするため行っている努力について定期的に報告しなければならない。

201. 定期的評価の結果および世界の経済社会の状態の進展に基づき，世界行動計画および開発の順序と優先順位を定期的に修正していく必要があろう。修正は5年毎に行うべきであり，第1回は 1987 年に，第 42 回国連総会における事務総長報告に基づいて行うことになる。この再検討の結果は，第三次国連開発の 10 年の国際開発戦略の検討と評価を行う際のインプットの1つとなる。

障害者の機会均等化に関する基準規則　日本語版

（国連総会決議４８／９６により１９９３年１２月２０日に採択）

序文

背景と現在のニーズ

１、障害を持つ人は世界の全ての地域、全ての社会の全ての階層にいる。世界の障害を持つ人の数は多く、増え続けている。

２、障害の原因と結果は世界中で異なっている。この違いは社会経済環境の違いの結果であり、国民への福利対策が国ごとに異なっている結果である。

３、現在の障害政策は過去２００年間にわたる進展の帰結である。多くの点で各時代ごとの国民全般の生活状態、社会経済政策を反映している。しかし、障害分野では障害を持つ人の生活状況に特に影響を与える特別の環境もあった。無知、放置、迷信、恐怖が障害の歴史を通じて障害を持つ人の発展を遅らせ、障害を持つ人を孤立させてきた社会的要素である。

４、障害政策は施設での基本的ケアに始まり、障害を持つ子どもの教育と成人後に障害を持った人のリハビリテーションへと長い年月をかけて発展してきた。教育とリハビリテーションを通じて、障害を持つ人は障害政策のさらなる発展に一層積極的になり、その推進役となった。障害を持つ人・その家族・擁護者の組織が結成され、障害を持つ人の状況の改善を主張した。第２次世界大戦後に、統合とノーマライゼーションの概念が導入された。これは障害を持つ人の能力に関する意識向上を反映していた。

５、１９６０年代末にかけて、障害を持つ人の組織は数カ国で障害の新たな概念を形成し始めた。この新たな概念は障害を持つ個人が経験する制約と、障害を持つ人の環境の設計と構造並びに国民全般の態度とに密接な関係があることを示した。同時に途上国の問題が一層注目を浴びるようになった。途上国の一部では障害を持つ人のパーセンテージは非常に高いと推計され、障害を持つ人はほとんどの場合極端に貧しかった。

過去の国際的行動

６、障害を持つ人の権利は長期にわたり国際連合や他の国際機関の関心の的であった。国際障害者年（１９８１年）の最も重要な成果は、総会が決議３７／５２で採択した「障害者に関する世界行動計画」だった。国際障害者年と障害者に関する世界行動計画はこの分野での進歩に向けて強力な刺激となった。両者は障害を持つ人が他の市民と同様の機会と、経済・社会開発の成果としての生活状況の向上を等しく分かちあう権利を強調した。ここにおいて初めて、ハンディキャップは障害を持つ人とその環境の機能として定義づけられた。

７、「国連障害者の十年中間年での世界行動計画実施評価世界専門家会議」は１９８７年にストックホルムで開催された。会議では将来の行動の重点を示すために指導的な役割を果たす思想の確立が提案された。この思想の基礎は障害を持つ人の権利の認知であるべきである。

８、この結果、同会議は総会が、十年の終わりまでに加盟国により批准される、障害を持つ人への差別撤廃国際条約を起草するための特別会議を開催するよう勧告した。

９、条約大綱案がイタリアによって準備され、第４２会期に提出された。条約案に関する説明がさらにスウェーデンによって総会の第４４会期に行われた。しかし、どちらの場合にもこのような条約の適切さに関する合意形成は不可能だった。多くの代表の意見では、既存の人権文書が他の人間と同様の権利を障害を持つ人にも保障しているようだった。

基準規則に向けて

１０、総会の審議に従って、１９９０年の第１会期において経済社会理事会はついに別の種類の国際的政策文書の策定に専念することで合意した。同理事会は決議１９９０／２６により、障害児、障害青年、障害成人の機会均等化に関する基準規則を策定するための、国連専門機関や他の国際機関、非政府機関、特に障害を持つ人自身の組織と密接に協力する、任意拠出により資金がまかなわれ、政府専門家からなり、参加が自由な臨時作業部会の設置を、社会開発委員会がその３２会期で検討する権限を与えた。同理事会は社会開発委員会が基準規則の文面を１９９３年には検討のために完成させ、第４８会期総会に提出するよう要請した。

１１、引き続いた第４５会期総会第３委員会での議論は障害者の機会均等化に関する基準規則策定への新たな提案に広範な支持があることを示した。

１２、第３２会期社会開発委員会では基準規則の提案が多数の代表の支持を得て、議論は臨時作業部会の設置を決定する決議３２／２の採択へと結び付いた。これは経済社会理事会決議１９９０／２６に従うものである。

障害者の機会均等化に関する基準規則の目的と内容

１３、本文書に含まれる障害者の機会均等化に関する基準規則は国連障害者の十年　（１９８３年ー１９９２年）に得られた経験に基づいて策定されている。「世界人権 規約」、「経済的、社会的、および文化的権利に関する国際規約」、「市民的および 政治的権利に関する国際規約」、「児童の権利条約」、「女子差別撤廃条約」並びに障害者に関する世界行動計画」からなる国際人権章典は本規則の政治的、精神的基盤である。

１４、この規則には強制力はないが、国際法の規則を遵守する意図で多数の政府により適用されれば国際的慣習規則となり得る。規則は機会均等化実現に向けて行動を起こすという政府の精神的、政治的な決意を示す。責任、行動、協力の重要な原則が述べられている。生活の質並びに完全参加と平等の達成のために決定的に重要な分野が指摘されている。これらの規則は政策形成と行動のための手段を障害を持つ人とその組織に提供する。規則は各国、国連、他の国際機関の間での技術経済協力への基礎を提供する。

１５、本規則の目的は障害を持つ少女・少年・女性・男性が、他の市民と同様に、自分の属する社会の市民としての権利と義務を果たすよう保障することにある。障害を持つ人がその権利と自由を行使するのを妨げ、障害を持つ人が各自の社会の活動に完全に参加するのを困難にしている障壁が世界の全ての社会に未だに存在している。政府の責任はこのような障壁を取り除くことである。障害を持つ人とその組織はこの過程において協力者として積極的な役割を果たすべきである。障害者の機会均等化は人的資源を動員しようとする多方面にわたる世界的な努力に対する貴重な貢献である。特別な関心が女性、児童、高齢者、貧困層、移民労働者、二重・重複の障害を持つ 人、先住民、少数民族といった集団に向けられる必要があるかもしれない。これに加 えて、注目を要する特別なニーズがある障害を持つ多数の難民がいる。

障害政策の基本的概念

１６、以下の概念がこの文書を通じて現れる。これらは障害者に関する世界行動計画の概念に基本的に基づいて築かれている。国連障害者の十年期に起こった発展を反映している場合もある。

障害とハンディキャップ

１７、「障害」（disability）は世界の全ての国の全ての人口で起きている数多くの異なる機能的制約を要約した言葉である。人は身体的・知的・感覚的な損傷 （impairment）、医学的状態、精神病により障害を持つかもしれない。こういった損 傷、状態、病気の性格は永続的な場合も一時的な場合もある。

１８、ハンディキャッ プとは、他のメンバーと平等なレベルで地域社会の生活に参加する機会が欠如もしくは制

約されていることである。ハンディキャップという言葉は障害を持つ人と環境の出会いを示す。環境並びに情報、コミュニケーション、教育など社会が組織している活動の欠点に焦点を当てるのが、この用語の目的である。こういった環境と活動が障害を持つ人の平等な条件での参加を妨げている。
１９、障害とハンディキャップという二つの用語のこの使い方は近代障害史の視点から見られるべきである。１９７０年代には当時の用語法に対する強い反発が障害を持つ人の組織の代表と障害分野の専門職者からあった。障害とハンディキャップは不明確で、混乱をもたらす形でしばしば使われ、政策形成と政治的行動に不十分な役割しか果たさなかった。用語法は社会環境の不完全さと欠陥を無視した医学的・診断的手法を反映していた。

２０、１９８０年に世界保健機構（WHO）が、一層正確であると同時に相対主義的アプローチを提案する損傷、障害、ハンディキャップ国際分類（ICIDH）を策定し た。この分類は損傷、障害、ハンディキャップの明確な区別を行っている。ICIDH はリハビリテーション、教育、統計、政策、立法、人口学、社会学、経済学、文化人類学などの分野で幅広く利用されている。ICIDH にはそのハンディキャップの定義においてあまりに医学的で個人中心であり、社会の状況や期待と個人の能力との相互作用を適切に明らかにしていないという一部の利用者からの批判がある。こういった懸念や ICIDH 発表以来１２年間に利用者から表明されてきた他の懸念はきたる ICIDH の改訂で取り上げられる。

２１、世界行動計画実施に関する経験と国連障害者の十年期間に起こった全般的議論に基づき、障害問題と用語法に関する知識の深まりと理解の広がりがあった。現在の用語法は、個人のニーズ（リハビリテーションや補助具等）と社会の欠点（参加への種々の障壁）両方に取り組む必要性を認識している。

予防

２２、予防が意味するのは身体的・知的・精神医学的もしくは感覚的損傷の発生の予防（１次予防）もしくは永続的な機能制約や障害の予防（２次予防）である。予防にはプライマリーヘルスケア、産前産後の児童ケア、栄養教育、伝染病の予防接種運 動、風土病対策、安全基準、労働による障害や疾病を防ぐための職場の調整、武力紛争や環境汚染から生じる障害の予防など多くの活動が含まれる。

リハビリテーション

２３、リハビリテーションは障害を持つ人がその身体面・感覚面・知能面・精神医学面かつ、または社会機能面で最善のレベルに達し、そのレベルを維持できるようすることを目指す過程であり、障害を持つ人がその人生を一層自立させるための手段を提供する。リハビリテーションには機能を提供、かつ、または回復させるための措置や、失われたり欠如している機能や機能面の制約を補う措置も含まれる。リハビリテーションの過程には初期の医療は含まれない。リハビリテーションには基礎的で一般的なリハビリテーションから、例えば職業リハビリテーションのような目的指向型の活動までが含まれる。

機会均等化

２４、機会均等化が意味するのは、社会の仕組みと、サービスや活動、情報、文書といった環境を、全員に、特に障害を持つ人に利用できるようにする過程である。

２５、平等な権利の原則とは、各個人全員のニーズは等しく重要であり、そのニーズが社会の設計の基礎とされなければならず、全ての個人に参加への平等な機会を保障するように全資源は利用されなければならないことである。

２６、障害を持つ人は社会の一員であり、各自の地域社会に留まる権利を持ち、教 育、保健、就労、社会サービスの通常の体系内で必要な支援を受けねばならない。

２７、障害を持つ人は平等な権利を獲得するに従い、平等な義務をも持たなければならない。こういった権利が達成されるに従い、社会は障害を持つ人への期待を高めねばならない。機会均等化の過程として社会の一員としての障害を持つ人が完全な責任を負うよう支援する措置が取られねばならない。

前文

この機構（国連）と個別や共同の行動で協力し、一層高い生活水準、完全雇用並び に経済的及び社会的進歩及び発展の条件を促進するという加盟国が国連憲章のもとで 行った誓約を心に留め、憲章に謳われている人権と基本的自由、社会正義と人間の尊厳及び価値の誓約を再 確認し、「世界人権宣言」、「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的および政治的権利に関する国際的規約」が定めた人権に関する国際的基準を特に思い起こし、これらの政策文書に含まれる権利は全ての個人に無差別平等に保障されるとをこれらの政策文書が宣言していることに留意し、　障害に基づく差別を禁じ、障害を持つ児童の権利を保障する特別の措置を求める「児童の権利条約」と、障害に関する保護的措置を数点含む「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の条項を思い起こし、障害を持つ少女と女性の権利を保障する「女子差別撤廃条約」の条項をも思い起こし、「障害者の権利宣言」、「精神薄弱者の権利宣言」、「社会の進歩と開発に関する 宣言」、「精神病者の保護と精神保健ケアの改善の原則」や総会で採択された関連政策文書に関心を払い、国際労働機関によって採択された関連する条約や勧告、特に障害を持つ人に対する差別のない雇用への参加に関する条約や勧告にも関心を払い、国連教育科学文化機関（ユネスコ）、特にその「万人のための教育宣言」、世界保健機関、国連児童基金（ユニセフ）、他の関連する機関の勧告と成果を心に留め、環境を保護するという加盟国の決意に関心を払い、武力紛争が引き起こした荒廃を心に留め、武器の製造に貴重な資源を費やしているのを悲しみ、「障害者に関する世界行動計画」とその「機会均等化」の定義が示しているのは、現実的で具体的なこれらの国際的政策文書や勧告の内容を実現しようとする国際社会の真剣な願望であることを認識し、世界行動計画を実現するという国連障害者の十年（１９８３年ー１９９２年）の目的が現在も有効であり、継続的な活動の必要が緊急にあることを認め、世界行動計画が途上国でも工業国でも同様に重要な概念に基づいていることを思い 起こし、障害を持つ人が人権と参加を完全かつ平等に享受するための努力が強化されねばならない必要を確信し、障害を持つ人、その親／保護者／擁護者／その組織が障害を持つ人の市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利に影響する全ての施策の立案と実施において政府の積極的な協力者でなければならないことを再び強調し、経済社会理事会の決議１９９０／２６に従うとともに、世界行動計画が詳細に列挙している、障害を持つ人が他者と同じ平等を獲得するために必要な施策を加盟国自身の基礎として、加盟国は「障害者の機会均等化に関する基準規則」を以下の目的で採択した。

（a）障害分野での全ての行動は障害を持つ人の状態と特別なニーズに関する適切な 知識と経験を前提とすることを強調する。

（b）社会組織の全ての側面が全員に開かれる過程こそが社会・経済開発の基本的な目標であることを強調する。

（c）障害分野の社会政策の重要な側面の大要を述べる。その中には技術・経済協力の奨励も適切な場合には含まれる。

（d）技術・経済レベルでの大幅な違い、平等な機会を実現する過程では文化的文脈の鋭敏な理解が反映されなければならない事実、障害を持つ人のきわめて重要な役割を念頭に置き、平等な機会を実現するために必要な政治的意思決定過程へのモデルを提供する。

（e）政府、国連システム機関、他の政府間機関、障害を持つ人の組織間の緊密な協力のための国家的仕組みを提案する。

（f）障害を持つ人の機会均等化を政府が実現するために努力する過程をモニターする効果的な仕組みを提案する。

1. 平等な参加への前提条件

規則１：意識向上

政府は障害を持つ人、その権利、潜在的能力・ニーズ・貢献に関して社会の意識を向上するための行動を取るべきである。
１、障害を持つ人、その家族、障害分野の専門職者が利用できるプログラムやサービスについての最新情報を担当官庁が提供するよう政府は保障するべきである。障害を持つ人への情報は誰もが利用できる形態で提示されるべきである。

２、政府は障害を持つ人ならびに障害政策に関する情報キャンペーンを開始するとともにこれを支援するべきである。キャンペーンは、障害を持つ人が他の人々と同じ権利と義務を持つ市民であることを伝え、完全参加への全ての障壁を取り除く施策が必要であることを説明する。

３、政府は障害を持つ人のマスメディアによる描写が肯定的であるよう奨励すべきである。障害を持つ人の組織はこの問題に関して協議を受けるものとする。

４、政府は広報活動計画が完全参加と平等の原則を完全に反映するよう保障すべきである。

５、政府は障害を持つ人、その家族、その組織が障害に関する広報活動に参加するよう求めるべきである。

６、政府は民間部門の企業がその活動全分野に障害問題を含めるよう奨励すべきである。

７、政府は障害を持つ人がその権利と潜在的可能性について意識を向上するための活動を提唱し、促進するべきである。自立とエンパワーメントの向上は障害を持つ人が機会を利用するのに助けとなる。

８、意識向上は障害を持つ児童の教育とリハビリテーションにおいて重要な部分であるべきである。障害を持つ人は各自の組織の活動を通じて、意識向上面で相互に助け合うことができる。

９、意識向上は全ての児童の教育の一部でなければならず、教員養成過程と全ての専門職員養成過程の構成要素であるべきである。

規則２：　医療

政府は障害を持つ人に効果的医療の提供を保障すべきである。
１、政府は損傷の早期発見、早期評価、早期治療を行うために、複数の分野の専門職者からなるチームが運営する活動を提供できるよう努力するべきである。これにより、障害の影響を防いだり、減らしたり、もしくは取り除くことができる。こういった活動は障害を持つ人やその家族の個人レベルでの完全参加と、障害を持つ人の組織の計画・評価段階レベルでの完全参加を保障すべきである。

２、地域レベルでの従事者は損傷の早期発見、第１次的支援、適切なサービスへの照会等の活動に参加するための研修を受けるべきである。

３、政府は障害を持つ人、特に幼児と児童が社会の他の構成員と同じ体系の中で、同じ程度の医療が提供されるよう保障すべきである。

４、政府は全ての医療職員と準医療職員が障害を持つ人に医療を提供するための適切な研修を受け、装置を与えらえることを保障すべきである。また、政府は全ての医療職員と準医療職員が適切な治療方法と治療技術を利用できるよう保障すべきである。

5、政府は医療職員、準医療職員、関連職員が、不適切な助言を両親に与え子どもに関する選択肢を狭めることがことがないよう、適切な研修を受けるよう保障すべきである。この研修は継続的で入手可能な最新の情報に基づくべきである。

6、政府は障害を持つ人が機能のレベルを維持する、もしくは改善するためのに必要とするかもしれない全ての通常の治療法と医薬品が障害を持つ人に提供されるよう保障すべきである。

規則3：リハビリテーション

＊政府は障害者が最大限の自立と機能のレベルに達し、そのレベルを維持するために、障害を持つ人へのリハビリテーションサービスの提供を保障すべきである。（＊リハビリテーションは障害政策の基本的概念であり、序文の第23段落で定義されている）

1、政府は全ての障害を持つ人の集団のために、国家的リハビリテーション計画を策定すべきである。この計画は障害を持つ人各個人の現実のニーズと完全参加と平等の原則に基づくべきである。

2、国家的リハビリテーション計画は影響を受けている機能を改善したり、補うための基礎的技能訓練、障害を持つ人とその家族のカウンセリング、自己信頼の発展、評価や指導という随時のサービスなど、多岐の活動を含むべきである。

3、重度の障害を持つ人・重複障害を持つ人を含む、リハビリテーションを必要とする全ての障害を持つ人はリハビリテーションを利用することが可能であるべきである。

4、障害を持つ人とその家族は自分たちに関係するリハビリテーションサービスの計画と構成に参加できるべきである。

5、全てのリハビリテーションサービスは障害を持つ人が住む地元の地域で利用できるべきである。しかし、特定の訓練の目的を達成するために、必要な場合には、特別な時間を限定したリハビリテーションコースが宿泊施設形式で行われる場合もありえる。

6、障害を持つ人と家族は、例えば研修を経た教員・指導者・カウンセラーなどの形でリハビリテーションに自ら参加するよう奨励されるべきである。

7、政府はリハビリテーション計画を策定、評価する際には障害を持つ人の組織の専門的知識を求めるべきである。

規則4：支援サービス

政府は障害を持つ人が、その日常生活面での自立のレベルを高め、その権利を行使するのを支援するために、障害を持つ人用の補助具を含む支援サービスの開発と提供を保障すべきである。

1、政府は障害を持つ人のニーズに応じて補助具・機器、介助、通訳サービスを、機会均等化を実現するための重要な施策として保障すべきである。

2、政府は補助具・機器の開発、生産、配布、維持・修繕とその知識の普及を支援すべきである。

3、これを実現するために、一般に行き渡っている技術的なノウハウが利用されるべきである。ハイテク産業が利用できる国では、補助具・機器の水準と有効性を向上させるためにハイテク産業が十分に利用されるべきである。可能な場合には地元の材料と地元の生産施設を利用した、単純で安価な装置の開発と生産を刺激するのが重要である。障害を持つ人自身がこういった装置の生産に携わることも可能である。

4、政府は補助具を必要とする障害を持つ全ての人が金銭面も含め、適切な補助具を入手できるようにすべきである。これは、補助具・機器が無料、もしくは障害を持つ人かその家族が購入できる安い価格で提供されるのを意味する場合もある。

5、補助具・機器の供給を目指すリハビリテーション計画で、政府は障害を持つ少女・少年用補助具、機器のデザイン、耐用性、年齢へのふさわしさに関する特別の必要を考慮すべきである。

6、政府は重度かつ、もしくは重複障害を持つ人を対象とした介助計画と通訳サービスの開発と提供を支援すべきである。こういった計画は障害を持つ人が日常生活、家庭、仕事、学校、余暇活動への参加の程度を高める。

7、介助計画は利用者が計画の運用に決定的な影響力を持つ形で立案されるべきである。

2. 平等な参加への目標分野

規則5：アクセシビリティ

政府は社会の全ての領域での機会均等化の過程でアクセシビリティの総合的な重要性を認識すべきである。どのような種別の障害を持つ人に対しても、政府は（a）物理的環境を障害を持つ人が利用できるようにする行動計画を開始すべきであり、（b） 情報とコミュニケーションへのアクセスを提供するための方策を開始すべきである。

（a）物理的環境へのアクセス

1、政府は物理的環境面での参加への障壁を取り除く方策を開始すべきである。方策は基準と指針を策定するものであるべきであり、例えば住宅、建造物、公共輸送サービスや他の輸送手段、街と他の屋外の環境に関する社会の様々な分野へのアクセシビリティを保障する法律の施行を考慮すべきである。

2、政府は、物理的環境の設計と建築に職業的に携わる設計家・建築技師・その他の者が、アクセシビリティを達成するための障害政策と方策に関する適切な情報を入手できるよう保障すべきである。

3、設計段階当初からアクセシビリティの要件が物理的環境の設計と建設に含まれるべである。

4、アクセシビリティの基準と標準を策定するに当たって障害を持つ人の組織は相談にあずかるべきである。

（b）情報とコミュニケーションへのアクセス

5、障害を持つ人と、適切な場合における、その家族と権利擁護者は、全ての段階における診断・権利・利用できるサービスと計画に関する十分な情報を入手できるべきである。このような情報は障害を持つ人が利用できる形態で提示されるべきである。

6、政府は障害を持つ人の多様なグループが情報サービスと文書を利用できるようにする戦略を策定するべきである。点字、テープ、拡大印刷、他の適当な技術が視覚損傷を持つ人用に墨字の情報・文書を提供するのに利用されるべきである。同様に、聴 覚損傷もしくは認識の困難を持つ人向けに言語情報へのアクセスを提供するために適切な技術が利用されるべきである。

7、ろう児の教育、ろう児の家庭・地域社会での手話の使用が考慮されるべきである。手話通訳サービスがろう者とろう者以外の人間とのコミュニケーションを促進するためにも供されるべきである。

8、これ以外のコミュニケーション障害を持つ人のニーズも考慮されるべきである。

9、政府はメディア、特にテレビ、ラジオ、新聞がそれぞれのサービスを障害者の利用が可能にするよう奨励すべきである。

10、公衆に提供されている新たにコンピューター化された情報・サービス体系は当初から、もしくは、変更を加えた後に、障害を持つ人が利用できるようにすべきである。

11、情報サービスを障害を持つ人が利用できるようにする方策を策定するにあたっては、障害を持つ人の組織が相談にあずかるべきである。

規則6：教育

政府は障害を持つ児童・青年・成人の統合された環境での初等・中等・高等教育機会均等の原則を認識すべきである。政府は障害を持つ人の教育が教育体系の核心であることを保障すべきである。

1、教育全般を担当する当局が統合された環境での障害を持つ人の教育に責任を負うべきである。障害を持つ人の教育は全国的教育計画、カリキュラム開発、学校運営の核心的部分であるべきである。

2、普通学校での教育は通訳者や他の適切な支援サービスを前提とする。多様な障害を持つ人のニーズを満たすためのアクセシビリティと支援サービスが提供されるべきである。3、親のグループと障害を持つ人の組織が全てのレベルでの教育過程に関与すべきである。

4、義務教育を実施している国では、最重度の障害を含め、あらゆる種類とあらゆる程度の障害を持つ女子・男子に教育が提供されるべきである。

5、特別の関心が次の分野に与えられるべきである。
（a）障害を持つ幼い子ども
（b）学齢期以前の子ども
（c）障害を持つ人、特に女性

6、普通学校において障害を持つ人に教育的設備を提供するために、政府は
（a）学校の内外で理解され受け入れられる明確な方針を持たなければならない。
（b）カリキュラムの柔軟性・追加・変更を許容しなければならない。
（c）質の高い教材、継続的な教員研修、補助教員を提供しなければならない。

7、統合教育と地域に根ざした計画は障害を持つ人に対費用効果の高い教育と訓練を提供するお互いに補完するものと見なされるべきである。全国的な地域に根ざした計画は、障害を持つ人に地元での教育を提供するために、地域社会がその資源を利用し、開発するのを奨励すべきである。

8、普通学校体系が障害を持つ人全てのニーズを依然として適切に満たさない場合には、特殊教育の考慮も可能である。その目的は学童を普通学校体系教育への準備することにあるべきである。特殊教育の質は普通教育と同じ基準と意欲を反映し、普通教育と密接に関連づけられるべきである。少なくとも、障害を持つ学童は、障害を持たない生徒と同じだけの教育的資源を割り当てられるべきである。政府は普通教育への特殊教育の段階的な全般的統合を目指すべきである。障害を持つ一部の学童には現在のところ、特殊教育が最も適切な教育の形態であると見なされる場合もあることが認められる。

9、ろう者と盲ろう者はその特別なコミュニケーション・ニーズにより、ろう者と盲ろう者用の学校もしくは普通学校内の特別学級・班での教育が一層適切であるかもしれない。特に当初の段階では、ろう者もしくは盲ろう者の効果的コミュニケーションと最大限の自立をもたらす、文化に配慮した教育に特別の注意を寄せる必要がある。

規則７：就労

政府は障害を持つ人が、その人権を特に就労分野で行使するために力を与えられなければならないという原則を認識すべきである。農村部、都市部両方において、障害を持つ人は生産的で収入が得られる就労への均等な機会を労働市場で持たなければならない。
１、就労分野での法と規則は障害を持つ人を差別してはならず、その就労への障壁を築いてはならない。

２、政府は障害を持つ人の通常の就労への統合を積極的に支援すべきである。この積極的な支援は、職業訓練、奨励型の雇用割当計画、特定分野の優先就労、小規模事業への貸付または助成、独占的契約もしくは優先的生産権、税控除、障害を持つ労働者を雇用している企業への契約協力、もしくは他の技術・財政的支援という多様な方策で行なわれることが可能である。障害を持つ人を受け入れるために、妥当な配慮を行うよう政府は雇用者に奨励すべきでもある。

３、政府の行動計画には以下が含まれるべきである。
（ａ）職場と職場構内を多様な障害を持つ人が利用できるように設計し、適応させる方策
（ｂ）新技術の利用と補助具・機器の開発と生産への支援。障害を持つ人の就労の獲得と維持を可能にするために、障害を持つ人が補助具・機器を入手しやすくする方策
（ｃ）適切な訓練と配置、人的援助や通訳サービスのような継続的支援

４、政府は障害を持つ労働者に関する否定的な態度と偏見を克服するための啓発キャンペーンを提唱し、支援すべきである。

５、雇用者としての立場で、政府は公共部門での障害を持つ人の雇用に良好な環境を造るべきである。

６、政府、労働者組織、雇用者は、公平な雇用昇進政策・雇用条件・給与・けがと損傷を予防するための職場環境の改善方策・雇用に関して負傷した被雇用者のリハビリテーション方策を保障すべきである。

７、目的は障害を持つ人が通常の労働市場で就労することで常にあるべきである。通常の就労でそのニーズが満たされない障害を持つ人には、小規模の授産もしくは援護就労が選択肢として可能であるべきである。これらの選択肢は、障害を持つ人に通常の市場での就労を獲得するための機会提供を適切、十分に行えているかどうかという観点から、その質を評価されるのが重要である。

８、民間部門で研修・雇用計画に障害を持つ人を含むための方策がとられるべきである。９、政府、労働者組織、雇用者は、フレックスタイム、パートタイム、職務分担、自営、障害を持つ人の介助を含む、研修・雇用機会の創出を障害を持つ人の組織と協力して行うべきである。

規則８：　所得保障と社会保障

政府は障害を持つ人への社会保障と所得保障の提供に責任を持つ。
１、政府は障害もしくは障害に関する要素によって一時的に所得を失った、もしくは減らした、または就労機会を否定された障害を持つ人に対し、適切な所得援助の提供を保障すべきである。障害の結果として障害を持つ人や家族にふりかかる費用も援助にあたっては考慮されるよう政府は保障すべきである。

２、社会保障、社会保険、他の社会福祉計画が国民を対象に存在するもしくは現在導入されている段階の国で、政府はそのような制度が障害を持つ人を排除、差別しないよう保障すべきである。

３、政府は障害を持つ人の世話をする人への所得保障と社会保障の保護をも保障すべきである。

4、社会保障体系は障害を持つ人の所得稼得能力を回復するための誘因を含むべきである。この体系は職業訓練の編成・発展・財政を提供する、もしくはこれらに貢献すべきである。この体系は就職斡旋をも援助すべきである。

5、社会保障計画は障害を持つ人が所得稼得能力を獲得、再獲得するために就労を求めるよう、誘因を提供すべきである。

6、所得援助は障害をもたらす状態が続く限り、障害を持つ人が就労を求めるのを思いとどまらせない形で、継続されるべきである。障害を持つ人が適切でしっかりとした収入を時にだけ、所得援助は減額もしくは打ち切りとなるべきである。

7、社会保障が相当程度まで民間部門により提供されている国で、政府は地域社会、福祉組織、家族が障害を持つ人のための就労、就労関連活動を進めるための自助方策と誘因を奨励すべきである。

規則9：家庭生活と人間としての尊厳

政府は障害を持つ人の家庭生活への完全参加を推進すべきである。政府は障害を持つ人の人間としての尊厳への権利を推進し、性的関係、結婚、親となることに関して、障害を持つ人を法律が差別しないよう保障すべきである。

1、障害を持つ人はその家族と共に住めるべきである。政府は障害とその家庭生活への影響に関する項目を家族カウンセリングに含めるよう奨励すべきである。レスパイト・ケアと介助サービスは障害を持つ人を含む家庭に提供されるべきである。政府は障害を持つ子どもや成人を養育しようとする、もしくは養子にしようとする人に対する不必要な障害を全て取り除くべきである。

2、障害を持つ人は自己の性的存在としての経験、性的関係を持つ、親を経験する機会を否定されてはならない。障害を持つ人が結婚と家庭づくりで困難に出会うかもしれないことを考慮し、政府は適切なカウンセリングの提供を奨励すべきである。障害を持つ人は他の人と同じように家族計画の方法を入手できるべきであり、自分の体の性的機能に関する情報を障害を持つ人にも利用できる形で入手できるべきである。

3、政府は社会に現在も存在する障害を持つ人、特に障害を持つ女子・女性が結婚する、性的存在である、親となることに対する否定的態度を変えるための方策を推進すべきである。メディアはこのような否定的態度を取り除くのに重要な態度を果たすよう奨励されるべきである。

4、障害を持つ人とその家族は性的もしくは他の形態の虐待に対して警戒するように十分な情報を与えられるべきである。障害を持つ人は特に家庭、地域社会、施設での虐待に弱い立場にあり、虐待行為の発生を防ぎ、虐待行為が発生した場合には認識し、通報するための訓練を受けるべきである。

規則10：文化

政府は障害を持つ人が平等な立場で文化活動に統合され、参加できるよう保障すべきである。
1、政府は都市部であれ農村部であれ、障害を持つ人自身のためのみならず、地域社会を豊かにするために、障害を持つ人がその創造的・芸術的・知的潜在可能性を利用する機会を持つよう保障すべきである。その活動例はダンス、音楽、文学、演劇、造形美術、絵画、彫刻である。特に途上国ではあやつり人形、朗唱、語りなどといった伝統的、現代的芸術様式が強調されるべきである。

2、政府は障害を持つ人に、劇場、美術館、映画館、図書館といった文化的催し・サービスを提供し、これを障害を持つ人が利用できるようにするよう促進すべきである。

3、政府は本、映画、演劇を障害を持つ人が利用できるようにするための特別な技術的取り決めの策定と利用を提唱すべきである。

規則１１：レクリエーションとスポーツ

政府は障害を持つ人がレクリエーションとスポーツへの平等な機会を持つことを保障するための方策をとるべきである。

1、政府はホテル、海岸、スポーツ場、体育館等のレクリエーションやスポーツの場を障害を持つ人が利用できるようにすべきである。これらの方策は障害を持つ人の利用を可能にする方法の開発、参加、情報と研修計画のプロジェクトを含むレクリエーションとスポーツ事業の職員への支援を包含するべきである。

2、観光当局、旅行代理店、ホテル、自主的団体、レクリエーション活動もしくは旅行の機会に関係するその他の団体は障害を持つ人の特別なニーズを考慮に入れ、サービスを全員に提供すべきである。適切な研修がこの過程を支援するために行われるべきである。

3、スポーツ組織はスポーツ活動に障害を持つ人が参加できる機会をつくりだすよう奨励されるべきである。参加への機会を開放するにはアクセシビリティを整備するだけで十分な場合もある。特別な手筈や特別なゲームが必要になる場合もある。政府は障害を持つ人が全国的、国際的な行事に参加するよう支援するべきである。

4、スポーツに参加している障害を持つ人は他の参加者と同じ質の指導と研修を利用できるべきである。

5、障害を持つ人向けのサービスを作成する場合に、スポーツとレクリエーションを組織する者は障害を持つ人の組織と協議すべきである。

規則１２：宗教

政府は障害を持つ人が自分が属する共同体の宗教生活に平等に参加するための方策を奨励する。

1、政府は宗教当局との協議のうえで差別を取り除き、宗教活動を障害を持つ人にも参加できるようにする方策を奨励すべきである。

2、政府は障害問題に関する情報の宗教機関・団体への提供を奨励すべきである。政府は宗教当局が職業的宗教従事者の訓練と宗教教育計画に、障害政策に関する情報を含むよう奨励すべきである。

3、政府は宗教文献を感覚損傷を持つ人が利用できるようにするのを奨励すべきである。4、政府かつ、または宗教団体は宗教活動に平等な参加をするための方策を立てるに当たっては障害を持つ人の組織と協議すべきである。

3. 実施方策

規則１３：情報と研究

政府は障害を持つ人の生活状態に関する情報の収集と普及に最終的責任を持ち、障害を持つ人の生活に影響する障壁をはじめ全ての側面の総合的研究を促進する。

1、政府は障害を持つ人の生活状態に関する性別の統計や他の情報を定期的に収集すべきである。この情報収集は国勢調査や世帯調査と同時に行うことが可能であり、とりわけ大学、研究所、障害を持つ人の組織との緊密な協力のもとに行うことも可能である。情報収集には施策やサービスとそれらの利用に関する質問も含まれるべきである。

2、政府は、利用できるサービスや施策に関する統計と異なる障害種別グループに関する統計を含む、障害データバンクの設立を考慮すべきである。政府は個人のプライバシーと人間としての尊厳を守る必要を心に留めるべきである。

3、政府は障害を持つ人とその家族に影響する社会・経済・参加の問題に関する調査計画を提案し、支援すべきである。こういった調査は障害の原因・種類・頻度、既存の施策の有用性と効果、サービスと支援方策の開発と評価に関する研究を含むべきである。

4、政府は障害を持つ人の組織と協力して、全国的調査を実施するに当たっての用語と基準を開発し採用すべきである。

5、政府は障害を持つ人の資料収集と調査への参加を促進すべきである。調査の実施にあたって、政府はその業務に適性ある、障害を持つ人の雇用を特に奨励すべきである。

6、政府は調査結果と経験の交換を支援すべきである。

7、政府は全国・地方・地域の全政治・行政レベルで障害に関する情報と知識を普及させるための措置をとるべきである。

規則１４：政策形成と計画立案

政府は全ての関連する政策形成と国家計画に障害に関する側面が含まれるよう保障する。

1、政府は国家レベルでの障害を持つ人に関する適切な政策を提唱、立案し、地方・ 地域レベルでの行動を働きかけ、支援すべきである。

2、政府は、障害を持つ人に関係する、もしくは障害を持つ人の経済・社会的地位に影響を与える計画の決定には障害を持つ人の組織を関与させるべきである。

3、障害を持つ人のニーズと問題は政府の開発計画に含まれるべきであり、別個に扱われてはならない。

4、障害を持つ人の状況に関し、政府が最終的な責任を持つことは他が責任から免れることではない。社会のサービス・活動・情報を担当する誰もが、それぞれを障害を持つ人が利用できるようにする責任を持つよう奨励されるべきである。

5、政府は障害を持つ人を対象にする計画とサービスを地方自治体が策定するのを促進すべきである。手引書もしくはチェックリストを作成し、自治体職員向けの研修を提供するのも一つの方法である。

規則１５：立法

政府は障害を持つ人の完全参加と平等という目的を達成するための措置の法的根拠を作成する責任を持つ。

1、市民の権利と義務を具体的に表現している国内法は障害を持つ人の権利と義務を含むべきである。政府は障害を持つ人が、人権、市民的・政治的権利を含む権利を他の市民と同様に行使できるようにする義務を持っている。政府は障害を持つ人の組織が、障害を持つ人の権利に関する法律とその法律の継続的な評価に関与するのを保障すべきである。

２、いやがらせや迫害を含む、障害を持つ人の生活に否定的な影響を与える可能性がある状態を取り除くために法的行為が必要であるかもしれない。障害を持つ人に対する差別的規定は取り除かれなければならない。国内法は無差別の原則に違反した場合の制裁を規定すべきである。

３、障害を持つ人に関する国内法は２つの異なる形態をとることができる。権利と義務が一般的な法律に含まれるか特別の法律に含まれるかのどちらかである。障害を持つ人を対象にする特別の法律の作成にはいくつかの方法がありうる。

（ａ）　障害問題だけを扱う別個の法律を施行する。

（ｂ）　ある事項に関する法律の中に障害問題を含める。

（ｃ）　既存の法律の解釈に役立つ文面で、特別に障害を持つ人に言及する。　これらの異なるアプローチの組合せが望ましいかもしれない。積極的差別是正措置も考慮されるかもしれない。４、政府は障害を持つ人の利益を守るために苦情を受け付けるための、法律に基づく機関設置を考慮することができる。

規則１６：経済政策

政府は障害を持つ人に均等な機会を創り出すための国家的政策と措置への財政的責任を持つ。

１、政府は全ての国家、地域、地方政府の通常予算に障害問題を含むべきである。

２、政府、非政府機関、他の関心ある機関は、障害を持つ人に関連するプロジェクトと方策を支援する最も効果的な方法を確定するために、お互いに影響を及ぼすべきである。

３、政府は、障害を持つ人が社会に平等に参加するのを鼓舞し、支援するために経済的措置（ローン、税控除、使途指定の補助金、特別基金等）を使うべきである。

４、多くの政府の場合、多方面の草の根レベルでのパイロットプロジェクトや自助計 画を障害開発基金を支援することができる基金の設立が望ましいかもしれない。

規則１７：業務の調整

政府は障害問題の国家的焦点として機能する国内調整委員会、もしくは同様の機構を設立、強化する責任を持つ。

１、国内調整委員会もしくは同様の機構は常設で、法的かつ適切な行政的規定に基づくべきである。

２、民間と公共団体の代表の組合せが横断的で学際的構成に結び付く可能性が高い。政府官庁、障害を持つ人の組織、非政府組織から代表を得ることができる。

３、障害を持つ人の組織はその関心事へのフィードバックを適切かつ確実に行うために、国内調整委員会で相当の影響力を持つべきである。

４、国内調整委員会は意思決定能力に関する責任を果たすための自主性と資源を十分に備えるべきである。国内調整委員会は、政府の最高レベルに報告すべきである。

規則１８：障害を持つ人の組織

政府は障害を持つ人の組織が全国・地域・地方レベルで障害を持つ人を代表する権利を認識するべきである。政府は障害に関する事項の意思決定において障害を持つ人の組織の諮問的役割をも認識すべきである。

１、政府は障害を持つ人、家族、権利擁護者の組織の結成と強化を経済的ならびに他の方法で奨励し、支援すべ

きである。政府はこれらの組織が障害政策の発展に果たすべき役割があることを認識すべきである。

2、政府は障害を持つ人の組織との継続的なコミュニケーションを確立し、政府の政策の発展への障害を持つ人の組織の参加を保障すべきである。

3、障害を持つ人の組織の役割には、ニーズと優先順位の把握、障害を持つ人の生活に関するサービスと方策の計画・実施・評価、社会の意識向上、変化の提唱があるかもしれない。

4、障害を持つ人の組織は、自助の手段であり、多方面の分野での技術の向上・組織 員の相互支援・情報共有の機会を提供し、促進する。

5、障害を持つ人の組織は、政府が資金を出している機関の常任委員となる、公的委員会の役職をつとめる、種々のプロジェクトに専門的知識を提供するなど多くの形態で、諮問的役割を果たすことができる。

6、政府と障害を持つ人の組織間の見解と情報交換を進め、深めるために、障害を持つ人の組織の諮問的役割は継続的であるべきである。

7、組織は国内調整委員会もしくは同様の機構に常任として代表されるべきである。

8、障害を持つ人の地元の組織が地域社会レベルでの決定に影響力を行使するのを保障するために、障害を持つ人の地域の組織は強化されるべきである。

規則１９：職員研修

政府は障害を持つ人に関わるプログラムとサービスの計画立案と提供に携わる職員の適切な研修を全てのレベルで保障する責任を持つ。

1、政府は障害分野でサービスを提供している全ての機関が、その職員に適切な研修を与えることを保障すべきである。

2、障害分野の専門職員の研修ならびに一般的研修計画内での障害に関する情報提供において、完全参加と平等の原則が適切に反映されるべきである。

3、政府は障害を持つ人の組織と協議の上で研修計画を開発すべきであり、障害を持つ人は研修計画の教師、指導者、顧問として参加すべきである。

4、コニュニティワーカーの養成は特に途上国で戦略的な重要性を持つ。その養成には障害を持つ人が参加すべきであり、適切な価値観、能力、技術、障害を持つ人・親・家族・地域社会の構成員が実践できる技能の発展を含むべきである。

規則２０：基準規則の実施における障害プログラムの国家的モニタリングと評価

政府は障害を持つ人の機会均等化に関する国家的計画とサービスの実施を継続的にモニターし、評価する責任を持つ。

1、政府は定期的、体系的に国家的障害計画を評価し、評価の根拠と結果を共に公表すべきである。

2、政府は障害関連の計画とサービスの評価のために、用語と基準を開発し、採用すべきである。

3、この基準と用語は、その最初の概念・計画段階から障害を持つ人の組織との密接な協力のもとで作成されるべきである。

4、政府は障害分野の国別評価の共通基準の開発のために国際協力に参加すべきである。政府は国内調整委員会も参加するよう奨励すべきである。

5、障害分野の多方面の計画の評価は、政策目標達成にあたっての全体的効率が評価できるよう、計画段階から組み込まれるべきである。

規則２１：技術・経済協力

工業国、途上国、共に政府は途上国の障害を持つ人の生活状況を改善するために協力し、その方策を講じる責任を持つ。

1、障害を持つ難民を含め、障害を持つ人の機会均等化を達成するための方策は全般的開発計画に含まれるべきである。

2、このような方策は2国間、多国間、政府、非政府を問わず、全ての形態の技術・経済協力に含まれるべきである。政府は相手国との協力に関する協議の場で障害問題を取り上げるべきである。

3、技術・経済協力計画を立案、再評価する際には、その計画が障害を持つ人の状況にどのような影響を与えるのかという点に特別の関心が払われるべきである。障害を持つ人を対象として計画される全ての開発プロジェクトに関して、障害を持つ人とその組織が意見を求められるのは非常に重要である。障害を持つ人とその組織はそのようなプロジェクトの開発、実施、評価に直接、参加すべきである。

4、経済・技術協力の重点分野には以下が含まれる。
（a）障害を持つ人の技能・能力・潜在能力の開発による人材開発と、障害を持つ人自身による、もしくは障害を持つ人のための、就労創出活動の開始
（b）障害に関連する技術とノウハウの開発と普及

5、政府は障害を持つ人の組織の結成と強化を支援するよう奨励される。

6、政府は経済・技術協力計画の実務に当たる全てのレベルの職員の障害問題の知識を向上させる措置をとるべきである。

規則２２：国際協力

政府は障害を持つ人の機会均等化政策に関する国際協力に積極的に参加する。

1、国際連合・その専門機関・他の政府間機関内で政府は障害政策の開発に参加すべきである。

2、適切である場合には常に、政府は障害に関する側面を基準、情報交換、開発計画等に関する全般的な交渉に導入すべきである。

3、政府が知識と経験の交換を奨励し、支援すべき対象は以下の通りである。
（a）障害問題に関する非政府組織
（b）障害問題に関する研究機関・個人の研究者

（c）障害分野の現場での計画の代表と専門職者集団
（d）障害を持つ人の組織
（e）国内調整委員会

4、政府は国際連合、その専門機関、政府間機関、議会間機関が、世界・地域レベルで、その業務に世界・地域の障害を持つ人の組織を含むことを保障保すべきである。

4. モニタリング機構

1．モニタリング機構の目的は基準規則の効果的な実施を進めることにある。モニタリング機構は各国が自国での基準規則の実施状況を査定し、その進歩を測定するのを支援する。モニタリングは障壁を把握し、規則の実施の成功に貢献する適切な措置を提案すべきである。モニタリング機構は各国に存在する経済・社会・文化的特徴を認識する。重要な要素としてはアドバイザリー・サービスの提供と、各国間の経験と情報の交換もあるべきである。

2、障害者の機会均等化に関する基準規則は社会開発委員会の会期の枠組みでモニターされる。障害問題と国際機関に関する必要かつ広範な経験を持つ特別報告者は、必要に応じて特別拠出資源により資金を得て、基準規則の実施をモニターするために3年間の任期で任命される。

3、経済社会理事会に協議資格を持つ障害を持つ人の国際組織並びに、自分自身の組織を結成するに至っていない障害を持つ人を代表する組織が、その組織間で、専門家パネルを結成するように求められるべきである。このパネルの過半数は障害を持つ人の組織とし、異なる障害の種別と必要な地理的均衡を考慮するものする。このパネルは特別報告者と協議するものとし、必要に応じて事務局とも協議するものとする。

4、専門家パネルは特別報告者により基準規則の促進・実施・モニタリングに関して見直し、助言を与え、フィードバックと提案を与えるよう奨励されるものとする。

5、特別報告者は政府、国連システム内の機関、政府間機関、障害を持つ人の組織をはじめとする非政府組織に一連の質問を送付する。一連の質問は各国での基準規則の実施計画を取り上げるべきである。質問は選択的な性格とし、掘り下げた評価のために限られた規則だけを対象とすべきである。質問の作成に当たって、特別報告者は専門家パネルと事務局と協議すべきである。

6、特別報告者は政府のみならず、地元の非政府組織とも直接の対話を確立し、報告書に含まれる予定の情報いずれに関しても見解とコメントを求めるものとする。特別報告者は基準規則の実施とモニタリング、並びに一連の質問への回答の準備について、アドバイザリーサービスを提供するものとする。

7、国連内の障害問題に関する焦点としての政策調整・持続的発展局、国連開発計画、地域委員会・特別機関・機関間会議等の他の国連機関は、基準規則の国家レベルでの実施とモニタリングに関して特別報告者と協力するものとする。

8、特別報告者は事務局の支援を得て、社会開発委員会の第34会期、第35会期に報告書を提出するものとする。報告書の作成に当たって、特別報告者は専門家パネルと協議するべきである。

9、政府は国内調整委員会もしくは同様の機構が実施とモニタリングに参加するよう奨励すべきである。国家レベルでの障害問題に関する焦点として、これらの機関は基準規則のモニタリングを調整する手続きを確立するよう奨励されるべきである。障害を持つ人の組織は全てのレベルでのモニタリングの過程に積極的に関与するよう奨励されるべきである。

10、特別予算が確保された場合には、政府に対して直接にサービスを提供するための、基準規則に関する地域

間アドバイザーの地位が１名、もしくはそれ以上設けられるべきである。そのサービスには以下が含まれる。
（ａ）基準規則の内容に関する国家・地域レベルでの研修セミナーの実施
（ｂ）基準規則実施に向けての戦略づくりを支援するガイドラインの策定
（ｃ）基準規則の実施に関する模範例に関する情報の普及

１１、第３４回会期において社会開発委員会は参加自由な作業部会を設置し、特別報告者の報告を吟味し、基準規則の実施を改善する方法に関する勧告を作成する。特別報告者の報告を吟味するに当たって社会開発委員会は参加自由な作業部会を通じて、障害を持つ人の組織と特別機関と協議を行う。これは経済社会理事会の機能委員会の手続きに関する第７１規則から第７６規則に基づくものである。

１２、特別報告者の任期が終了した後の会期で、社会開発委員会は任期延長、新特別報告者の任命、新たなモニタリング機構の考慮それぞれの可能性を考慮し、経済社会理事会に適切な勧告を行うべきである。
１３、政府は基準規則の実施促進のために国連障害任意基金への拠出を奨励されるべきである。

日本語訳は、長瀬修氏（東京大学先端科学技術研究センター特任助教授）
のご好意により掲載させていただきました。

(訳者注)　訳語は原則として以下を用いた。
IMPAIRMENT:損傷　DISABILITY:障害　HANDICAP:ハンディキャップ

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/intl/standard/standard.htm

新世紀における障害者の権利に関する北京宣言
障害に関する世界NGOサミット決議
2000年3月12日、北京

1. 我々、障害者インターナショナル（DPI)、インクルージョン・インターナショナル(II)、国際リハビリテーション協会(RI)、世界盲人連合(WBU)、世界ろう連盟（WFD）並びにすべての大陸の障害をもつ当事者および障害者支援国内NGO代表は、障害をもつ人の完全参加と平等の発展のための新世紀戦略をつくるべく、2000年3月10日から12日まで北京に集まり、

2. 我々は、20世紀の最後の20年間に世界の6億人の障害をもつ人々の課題に関する認識が、国連の様々な文書も支援となり、かなり向上したことを感謝をもって認識し、

3. 我々は、しかし、そのような文書や権限が、すべての社会的弱者のグループの中でも最も目に見えにくく、周辺的な地位に追いやられている障害をもつ人びと、特に障害をもつ女性や少女の生活の向上において、未だに重要な影響を与えていないことを深く憂慮し、

4. 我々は、新しい世紀の始めにあたり、障害をもつ人がメインストリームの開発過程から除外され続けることは、基本的人権の侵害であり、人類として告発すべきことであると強調し、

5. 我々は、社会における障害をもつ人の完全包含を達成するには、障害者の機会均等化に関する標準規則の道義的権威を強化するために各国を法的に拘束する国際条約の制定に向けて、連帯する必要があることを共に確信し、

6. 我々は、新世紀の始めというのは、様々な障害をもつ人やその団体、他の市民団体、中央および地方政府、国連諸機関や他の政府間機関、民間セクターが、障害をもつ人の権利の推進や擁護、社会の主流への平等な参加の機会を増やすための国際条約の立案と採択を目指す包含的、かつ幅広い協議過程において緊密に協調するのに時宜を得ていると信じ、

7. 我々は、故に、今後予定される各種の国際会議、特に社会開発に関する国連特別総会、NGO新千年紀フォーラム、国連新千年紀総会やそれらの準備会議において、国際条約を提起することを含め、その条約制定に向けた過程を即刻開始するよう、すべての国家、政府、行政官、自治体、国連諸機関、障害をもつ人々、開発過程に関わる市民団体および社会的に責任を持つ民間セクターの首脳を促し、

8．　我々は、さらに、そのような条約―とりわけ次の優先領域に注意が向けられるべきである―の採択を積極的に促進する過程に関わるすべての人に促す。

(a)　様々な障害をもつ人の全体的生活の質の向上や剥奪、困難、貧困からの改善。

(b)　教育、訓練、報酬が得られる仕事、またあらゆるレベルにおける意志決定過程への参加。

(c)　差別的態度や慣習、また情報、法律および社会基盤整備上の障壁の排除。

(d)　障害をもつ人の平等な参加を確約する資源の分配の増加。

9．　我々は、平等と人間の尊厳に関わるすべての人々に、首都、都市、町、農村さらに国連諸会議において、すべての障害をもつ人の権利に関する国際条約の採択を確実にするために共に幅広い努力を一緒にすることをここに呼びかけ、

10.　我々は、社会におけるあらゆる障害をもつ人の完全参加と平等達成のための法的な拘束力をもつ権利条約制定のためにそれぞれの団体が努力することを約束する。

2000年3月12日、於北京

Beijing Declaration on the Rights of People with Disabilities in the New Century

Adopted on 12 March 2000 at the World NGO Summit on Disability

1. We, the leaders of Disabled People's International, Inclusion International, Rehabilitation International, the World Blind Union and the World Federation of the Deaf, as well as national non-governmental organizations (NGOs) of and for people with disabilities from all continents have convened in Beijing from 10 to 12 March 2000 to develop a new century strategy for the full participation and equality of people with disabilities,

2. We recognize, with appreciation, that the last two decades of the twentieth century witnessed an increased awareness of issues faced by over 600 million people with disabilities, assisted in part by various United Nations instruments,

3. We express deep concern that such instruments and mandates have yet to create a significant impact on improving the lives of people with disabilities, especially women and girls with disabilities, who remain the most invisible and marginalized of all disadvantaged social groups,

4. We emphasize that the continued exclusion of people with disabilities from the mainstream development process is a violation of fundamental rights and an indictment of humankind at the inception of the new century,

5. We share the conviction that the full inclusion of people with disabilities in society requires our solidarity in working towards an international convention that legally binds nations, to reinforce the moral authority of the United Nations Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities,

6. We believe that the inception of the new century is an opportune time for people with diverse disabilities and their organizations, and other civic organizations, local and national governments, members of the United Nations system and other inter-governmental bodies, as well as the private sector, to collaborate closely in an inclusive and wide consultative process aimed at the development and adoption of an international convention to promote and protect the rights of people with disabilities, and enhance equal opportunities for participation in mainstream society,

7. We therefore urge all heads of state and government, public administrators, local authorities, members of the United Nations system, people with disabilities, civic organizations that participate in the development process, and socially responsible private sector organizations, to immediately initiate the process for an international convention, including by raising it in all forthcoming international forums, especially the Special Session of the United Nations General Assembly on Social Development, the NGO Millennium Forum, the United Nations Millennium Assembly and related preparatory meetings,

8. We further urge all participants in this process to actively facilitate the adoption of such a convention, which should address, inter alia, the following areas of priority concern:

a. Improvement of the overall quality of life of people with diverse disabilities, and their upliftment from deprivation, hardship and poverty;

b. Education, training, remunerative work, and participation in decision-making processes at all levels;

c. Elimination of discriminatory attitudes and practices, as well as information, legal and infrastructural barriers;

d. Increased allocations of resources to ensure the equal participation of people with disabilities;

9. We hereby send out a call to action to all concerned with equality and human dignity, to join together in widespread efforts embracing national capitals, towns and cities, remote villages, and United Nations forums, to ensure the adoption of an international convention on the rights of all people with disabilities,

10. We commit our respective organizations to strive for a legally binding international convention on the rights of all people with disabilities to full participation and equality in society.

Beijing, 12 March 2000

Title:Beijing Declaration on the Rights of People with Disabilities in the New Century

Publisher:World NGO Summit on Disability

12 March 2000

「障害者に関する世界行動計画」についての国連総会決議

（訳：川島聡）

国連総会決議 56/115（訳）　　第 56 回国連総会 2001 年 12 月 19 日採択　議題 108

「障害者に関する世界行動計画の実施：21 世紀における万人のための社会に向けて」

国連総会は、

国連憲章の目的及び原則を想起し、また、関連人権文書（女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（注 1）及び子どもの権利条約（注 2）を含む。）に含まれる義務を再確認し、

また、障害者に関する世界行動計画を採択した 1982 年 12 月 3 日の国連総会決議 37/52（注 3）、障害者の機会均等化に関する基準規則を採択した 1993 年 12 月 20 日の国連総会決議 48/96、1994 年 12 月 23 日の国連総会決議 49/153、1995 年 12 月 21 日の国連総会決議 50/144、1997 年 12 月 12 日の国連総会決議 52/82 及び 1999 年 12 月 17 日の国連総会決議 54/121 を想起し、

さらに、障害者の機会均等化及び人権に関するあらゆる関連国連総会決議並びに経済社会理事会決議及びその機能委員会の関連決議を想起し、

国連ミレニアムサミットにおいて 2000 年 9 月 8 日に国家及び政府首脳により採択された国連ミレニアム宣言(注 4）を想起し、また、障害者のあらゆる人権及び基本的自由を促進しかつ保護する必要を認め、

アクセスしやすい環境、情報及び通信技術、保健、教育及び社会サービス、雇用並びに持続可能な生活に対して特別の関心を払う、基準規則及び関連決議の関連規定を実施するための政府の活動（政府間機構及び非政府組織の関連活動を含む。）に感謝をもって留意し、

主要な国連会議及びサミット並びにそれぞれの継続的再検討の成果を再確認し、

障害者の権利及び福祉を促進し、ひいては、障害者の完全参加及び平等を確保することを目的とする、主要な国連会議及びサミットの成果の実施に関する国連事務総長の評価、並びに、障害を生じさせる条件を予防することを目的として国連システムによりとられた措置に感謝をもって留意し、

2001 年 8 月 31 日から 9 月 8 日まで南アフリカのダーバンで開催された、人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議が、障害者の権利及び尊厳の保護及び促進に関する総合的かつ包括的な国際条約（特に、障害者に影響を及ぼす差別的慣行及び取扱に対応した規定を含む。）の作成を検討するよう国連総会に対して要請したことに留意し、

障害者の人権の促進及び保護に関する非政府組織の重要な役割を認め、また、これと関連して、障害者の権利条約を促進する際になされる当該組織の作業に留意し、

障害者により障害者のために障害者と共同して、持続可能な生活の機会を創出するために基準規則を促進する国内能力の向上を支援する際の、障害に関する国連自発的基金の貴重な作業に感謝をもって留意し、

また、障害者に関連した小地域、地域及び国際セミナー及び会議の重要な貢献に感謝をもって留意し、

万人のための社会を実現するために、平等を基礎として、障害者の権利並びに経済的、社会的、文化的及び政治的生活における障害者の完全かつ効果的な参加を促進するための効果的な政策及び戦略を採用しかつ実施する必

要を認識し、

障害者に関連する国際会議（2002年に日本で開催される障害者インターナショナル第6回世界会議を含む。）を開催するという率先性を歓迎し、

障害問題に対する意識及び感度の改善並びに障害者の人権尊重が、これまで世界中の障害者の生活の質を改善するには十分でなかったことを憂慮し、

武力紛争の状況が障害者の人権にとって特に惨害たる結果をもたらし続けていることに強い憂慮を表明し、

障害に対する感度の高い主題、計画策定及び評価に関する時宜を得た信頼できるデータの重要性と、障害者の人口に関するデータを収集しかつ編纂するための実際的な統計手法を更に開発する必要性とを認め、

科学技術（特に情報及び通信技術）が、障害者のアクセシビリティ及び雇用を改善し、かつ、彼（女）らの完全かつ効果的な参加及び平等を促進するための新たな可能性を提供することを強調し、また、万人のための社会という普遍的目的を達成する一つの手段である情報及び通信技術を容易にする際の国連の率先性を歓迎し、

1．障害者に関する世界行動計画（注3）の実施に関する国連事務総長報告書（注6）に感謝をもって留意する。

2．社会のあらゆる部門において障害者の権利と障害者による障害者のための障害者と共同した更なる機会均等化とを向上するための、政府、関連国連機関及び機構（関連ブレトンウッズ体制を含む。）並びに非政府組織の多くの率先性及び活動を歓迎する。

3．障害者の機会均等化に関する基準規則の実施を監視する際に社会開発委員会の障害特別報告者によりその第3期目の任務（2000年から2002年）においてなされた貴重な作業に感謝をもって留意し、また、当該特別報告者の作業を支援する際になされた国連人権高等弁務官の作業に感謝をもって留意する。

4．障害者に関する関連国連決議及び合意ある国際基準（特に、基準規則）の実施を促進するために、また、より一層インクルーシヴな社会を促進するための戦略、政策及び計画を策定する際に、アクセシビリティ、保健、教育、社会サービス（訓練及びリハビリテーションを含む。）、セイフティーネット、雇用並びに持続可能な生活に焦点を合わせることにより障害者の機会均等化を更に進めるために、具体的な措置を継続してとるよう、政府、政府間機構、非政府組織及び民間部門に対して奨励する。

5．既存のプラン及び率先性を完全に実施するための十分な資源の分配並びに障害問題の促進及び意識のための取り決めの創出又は強化を通じて、障害者のための国内プランの採用以上の前進をするためのあらゆる必要な措置をとるよう政府に対して要請し、またこれに関しては、国際協力を通じて国内的努力を支援する重要性を強調する。

6．障害問題に対する意識及び感度を増大し、障害者差別と闘いかつそれを克服し、かつ、障害者の社会への完全かつ効果的な参加を更に進めるという観点から、障害者による障害者のための障害者と共同した実際的行動（公的な情報キャンペーンを含む。）を継続してとるよう、政府、政府間機構及び非政府組織に対して奨励する。

7．障害者に関する世界行動計画の実施の実現に貢献している非政府組織に対する政府支援を継続するよう、政府に対して奨励する。

8．また、貧困根絶、教育促進及び雇用向上を目的とする戦略及びプランを形成する際には、そこに障害者を含めるよう、政府に対して奨励する。

9．障害者の権利を促進する際に、障害者に関する経験、調査及び勧告を共有することにより、国連事務局社会政策開発部の障害計画と緊密に関連させて作業（実地レベルでの活動を含む。）を継続するよう、国連システムの関連機関及び機構（関連人権条約機構及び地域委員会を含む。）、政府間機構及び組織並びに非政府組織に対

して奨励する。

１０．障害に関するグローバルな統計及び指標を継続的に開発する際に国連事務局統計部と協力するよう政府に対して奨励し、また、国内データ収集システム（適当なものとして、障害者に関するデータの編纂及び頒布並びにデータ収集及び障害統計手法の開発を含む。）のための国内能力を構築するために当該統計部の技術援助を利用するよう政府に対して要請する。

１１．障害者の社会統合並びに彼（女）らの人権の保護及び促進に特に強調を置き、障害を持つ少女及び女性、障害を持つ高齢者並びに発達及び精神障害を持つ人に特別の保護を提供するよう、政府、政府間機構及び非政府組織に対して奨励する。

１２．政策及び計画を発展する際には（基準規則の実施を含む。）、国連システムと協働して、障害児及びその家族の権利、必要及び福祉に特別の関心を払うよう、政府に対して奨励する。

１３．世界行動計画及び基準規則を完全に実施するための触媒的かつ革新的活動（障害特別報告者の作業を含む。）を支援する、障害に関する国連自発的基金の能力を強化するという観点から当該基金への支援を継続するよう、また、本決議に示された活動の優先事項に強調を置き国内能力を構築する活動を支援するよう、政府、政府間機構、関連非政府組織及び民間部門に対して奨励する。

１４．障害者のあらゆる人権を促進するため、障害者差別を撤廃するため、世界行動計画を更に実施するため、また、恩恵者と意志決定者の両方として障害者を技術協力活動に統合する努力をするため、国連システムの関連機関及び機構、地域的及び政府間機構及び組織並びに非政府組織の率先性を継続して支援するよう、国連事務総長に対して要請する。

１５．障害者のために国連のアクセシビリティを改善する際になされた努力について国連事務総長に感謝し、また、バリアフリー環境を提供するために策定されたプランを継続して実施するよう、国連事務総長に対して奨励する。

１６．世界行動計画についての2002年の第4回定期的再検討及び評価（当該再検討のために提案された枠組を含む。）のために国連事務総長がその報告書（注6）において提案した準備を歓迎し、また、当該再検討及び評価に基づく調査及び勧告についての報告書（本決議の実施に関する報告書を含む。）を社会開発委員会及び経済社会理事会を通じて第58回国連総会に提出するよう、国連事務総長に対して要請する。

(注1) Resolution 34/180, annex.
(注2) Resolution 44/25, annex.
(注3) A/37/351/Add.1 and Corr.1, annex, sect. VIII, recommendation I(IV).
(注4) See resolution 55/2
(注5) See A/56/169 and Corr.1, paras.25 and 26.
(注6) A/56/169 and Corr.1

88th plenary meeting
19 December 2001

国連総会決議 56/168（2001 年 12 月 19 日採択）

障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な国際条約

国連総会は、

国連憲章の目的及び原則並びに関連人権文書に含まれる義務を再確認し、

また、世界人権宣言（注 1）が、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳及び権利について平等であること、並びに、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位によるいかなる差別を受けることなく同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることを再確認し、

障害者に関する世界行動計画（注 2）を採択した 1982 年 12 月 3 日の国連総会決議 37/52、障害者の機会均等化に関する基準規則を採択した 1993 年 12 月 20 日の国連総会決議 48/96、並びに 1999 年 12 月 17 日の国連総会決議 54/121 を想起し、

また、障害者による障害者のための障害者と共同した機会均等化の更なる促進と題する 2000 年 7 月 27 日の経済社会理事会決議 2000/10、並びに国連総会、経済社会理事会及びその機能委員会の他の関連決議を想起し、

主要な国連会議及びサミット並びにそれぞれの継続的再検討の成果（特に、平等及び参加を基礎とした障害者の権利及び福祉の促進にかかわるもの）を再確認し、

障害者による障害者のための障害者と共同した機会均等化を促進するための国内、地域及び国際レベルでの政策、プラン、計画及び行動を促進し、公式化し及び評価するに当たり、障害者の機会均等化に関する基準規則が重要な役割を果たしていることに満足をもって留意し、

障害者に関する世界行動計画が採択されて以来、政府、国連システムの機関及び関連組織並びに非政府組織により、協力及び統合を増すための様々な努力がなされ、障害問題についての意識及び感度が増したにもかかわらず、こうした努力が障害者の経済的、社会的、文化的及び政治的生活における完全かつ効果的な参加及び機会を促進するには十分でなかったことを認め、

包括的かつ総合的なアプローチに基づき、世界中の障害者の権利及び尊厳を促進し及び保護することについて、国際社会の関心が高まっていることにより奨励され、

世界の 6 億人の障害者が直面している、不利益を被りかつ傷つけられやすい状況を強く憂慮し、また、国際文書の作成が進められる必要があることを認識し、

社会開発委員会に提出される予定の同委員会の障害に関する特別報告者の最終報告、並びに、2000 年 4 月 25 日の国連人権委員会決議 2000/51（注 3)に基づき現在行われている、障害者の人権の保護及び監視に関する文書の妥当性に関する研究の成果を期待し、

人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議が、障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な国際条約（障害者に影響を及ぼす差別的慣行及び取扱いに応えた特別の規定を含む。）の作成を検討するよう国連総会に対して勧告したこと（注 4）を考慮して、

1．国連人権委員会及び社会開発委員会の勧告を考慮し、社会開発、人権及び非差別分野で行われた作業における全体的アプローチに基づき、障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な国際条約に関する諸提案を検討するための、すべての国連加盟国及びオブザーバーに参加の途が開かれている特別委員会を設置することを決定する。

2．また、第 57 回国連総会が開催される前に、特別委員会は 10 日間の作業を行う会合を少なくとも一回開くことを決定する。

3．国連の慣行に基づき、特別委員会に委託された作業に貢献するよう、国連加盟国、国連システムの関連機関及び組織（関連人権条約機関、地域委員会、社会開発委員会の障害に関する特別報告者を含む。)、並びに本事案に関心をもつ政府間組織及び非政府組織に対して招請する。

4．障害者の状況を直接又は間接に取扱う既存の国際的な法的文書、他の文書及び計画（とりわけ、国連、政府間組織及び非政府組織が開催した会議、サミット、会合又は国際的若しくは地域的セミナーの文書及び計画を含む。）について取りまとめたものを、国連人権高等弁務官事務所及び国連事務局社会政策開発部の支援を得て、第 1 回特別委員会が開かれる前に同委員会に提出するよう、国連事務総長に対して要請する。

5．また、国連人権委員会決議 2000/51 に基づき着手された研究の成果と、社会開発委員会の障害に関する特別報告者が同委員会に提出する予定の最終報告とを特別委員会に提供するよう、国連事務総長に対して要請する。

6．地域委員会、国連人権高等弁務官、国連事務局社会政策開発部、及び社会開発委員会の障害に関する特別報告者と協力して、特別委員会の作業に（この国際条約に関して検討すべき内容及び実際的措置について勧告することにより）貢献するような地域会合又はセミナーを開催するよう、国連加盟国に対して要請する。

7．特別委員会にその作業の遂行に必要な環境を提供するよう、国連事務総長に対して要請する。

8．また、特別委員会の進捗状況に関する包括的な報告を第57回国連総会に提出するよう、国連事務総長に対して要請する。

(注1) Resolution 217 A (III).
(注2) A/37/351/Add.1 and Corr.1, annex, sect. VIII, recommendation I (IV).
(注3) See *Official Records of the Economic and Social Council, 2000, Supplement No. 3* and corrigendum (E/2000/23 and Corr.1), chap. II, sect. A.
(注4) See A/CONF.189/12, chap. I, para. 180.

＊この邦訳は、「障害者差別禁止法制定」作業チーム編『当事者がつくる障害者差別禁止法』（現代書館、2002年）198-201頁の拙訳に手を加えたものである。

訳：川島聡

国連社会開発委員会　E/CN.5/2002/4
（2002年1月）

Report of the Special Rapporteur on Monitoring the implementation of the Standard Rules

障害特別報告者によるスタンダード・ルールの実施状況のモニタリングについての第3期最終報告

付属書　　仮訳提供：財団法人全日本ろうあ連盟

「障害者の機会均等化に関する基準規則」の実施状況のモニタリング

国連社会開発委員会特別報告者による第３期最終報告　２０００～２００２

ベングト・リンドクビスト

序文

Ⅰ．任務
ⅠⅠ．第３期中の活動
　Ａ．派遣活動
　Ｂ．専門家パネル
　Ｃ．障害児の権利（RDC）
　Ｄ．世界保健機関（WHO）との協力による特定の基準規則に関する第３回調査
ⅠⅠⅠ．今後の課題
　Ａ．国連基準規則の補完
　Ｂ．人権と障害
　　１．背景と近況
　　２．今後の戦略
　　（ａ）メインストリーム化の方法
　　（ｂ）条約の役割
　　（ｃ）メキシコ政府のイニシアチブ
　　（ｄ）平行的な取り組みの勧め
　Ｃ．国連団体と組織の間の情報交換と協力
　　１．背景
　　２．バーチャルな機関間機構の勧め
　Ｄ．国連基準規則の今後のモニタリング・システム
　　１．背景
　　２．今後のモニタリング機構
　　（ａ）状況を評価するための施策
　　（ｂ）促進とアドバイスの施策
　　（ｃ）専門家パネル
　　（ｄ）モニタリングの継続の勧め
ⅠＶ．要約と勧告

添付

Ⅰ．もっとも弱い立場の人々を含めるために：「国連障害者の機会均等化に関する基準規則」の補足文の提案

「世界中の全ての社会において、障害者が自らの権利と自由を行使し、自らの社会の活動に完全参加するのを妨げる障壁が、今もなお存在する。」　－　1993年12月20日の国連総会決議48/96付属書第15節より

国連はその公約に基づき、障害分野における社会的排斥と人権侵害との戦いにおいて、先導的な役割を確立しなければならない。　－　第３期の最終報告（E/CN.5/2002/--、付属書、ベングト・リンドクビスト）より

序文

「障害者の機会均等化に関する基準規則」の実施状況のモニタリングを担う特別報告者として、社会開発委員会へモニタリングの第３期（２０００～２００２）の最終報告を発表できることを光栄に感じる。この分野における特別報告者としての任務は名誉で刺激的な活動となった。この場を借りて、私を信頼し、第３期まで任期を更新してくださった国連経済社会理事会に心からお礼を申し上げたい。また、活動全体を通して事務設備を提供してくださったスウェーデン政府を始め、この事業を経済的に支援してくださった全ての政府に感謝を申し上げたい。

モニタリング活動の開始より、その全期間を通して、私はニティン・デサイ事務次官の全面的な支援、並びに国連経済社会部社会政策・開発局の貴重な専門的アドバイスを頂くことができた。また、複数の国連機関との良い協力関係を持つことができた。とりわけ世界保健機関とは、特定の基準規則の実施状況に関する世界調査を実施するにあたって、密接に協力することができた。また、スウェーデンの事務所で素晴らしい仕事をしてくださったエヴァ・サグストロム氏、そして基準規則の補完に関するコンサルタントを務めてくださったアンネリ・ヨネケン氏に感謝の気持ちを表したい。

モニタリング活動の重要な要素の一つは、障害分野の６つの主要な国際非政府組織が1994年に設立した専門家パネルである。パネルを構成する５人の男性と５人の女性は世界中のあらゆる地域を代表し、障害に関連する様々な経験を有するため、貴重なガイダンスを提供して頂くことができた。また、十分な資金が得られないために全ての良いアイデアやイニチアチブを遂行できない場合でも、パネルは理解を示してくださった。

最後に、任期中に私の活動のために協力や情報提供をしてくださった政府とＮＧＯにお礼を申し上げたい。

Ⅰ．任務

１．私が社会開発委員会の第38回会議に提出した報告書（E/CN.5/2000/3、付属書）には、その後の活動に関するいくつかの勧告が書かれていた。今後のモニタリング・システム、現在の基準規則文書で改訂が必要とされる箇所、情報交換の改善、人権と障害の問題に関する将来的な発展などに関する提案が含まれていた。

２．これらの様々な課題は、委員会の会期中に行われた公開作業部会（open-ended working group）の中で話し合われた。委員会での協議の結果は2000年7月27日の国連経済社会理事会決議2000/10に反映され、同決議の本文第７節は、特別報告者が新しい任期中に行うべき活動を概略する：

「７．基準規則の第ＩＶ章の内容に一致した、基準規則実施の促進とモニタリングへの継続的な取り組みの成果が総会決議52/82に従って「障害者に関する世界行動計画」の５年毎評価で報告できるよう、特別報告者の任期を2002年まで更新することを決定し、国連事務局からの支援と専門家パネルからの助言を受ける特別報告者へ、第２期の報告（E/CN.5/2000/3、付属書）に含まれる提案のさらなる推進に対する見解、基準規則を補完・発展させる形、国連機構の関連団体や組織、関連する政府間地域組織が基準規則の実施に関連して関わりを拡大させる方法を示した、社会開発委員会の第40回会議に提出する報告書の準備を要請し、」

３．ECOSOCより与えられた任務には、特別報告者が第３期に行うべきいくつかの具体的な活動が含まれている。

（１）「基準規則の第ＩＶ章の内容に一致した、基準規則実施の促進とモニタリングへの継続的な取り組み」

第３期における活動は、基本的に規準規則の中に述べられている方法で継続されるべきである。これは、助言・モニタリングを行うための各国への訪問、基準規則の実施を促進する会議やセミナーへの参加、国や地域での今後の政策開発に関する情報収集などを継続することを意味する。

（２）「基準規則を補完・発展させる形（…に対する見解を示す）」

私は第２期に関する報告（E/CN.5/2000/3、付属書）の中で、1993年の規準規則の採択（1993年12月20日の総会決議48/96、付属書）以来に得られた経験に基づいて、規則を発展または強化するべきいくつかの側面を取り上げた。私は委員会のこの指示を、私が報告の中で示した見解に基づいて、新しい文書を作成し、委員会によるこれらの文書の扱い方と採択の可能性を提案することであると解釈した。

（3）「国連機構の関連団体や組織、関連する政府間地域組織が基準規則の実施に関連して関わりを拡大させる方法」

私は社会開発委員会への以前の報告の中で、国連団体や機関における障害分野の体系的な情報交換と共同的な計画立案の改善と拡大の必要性を指摘した。最も適当な情報伝達手段は当然ながら、機関間機構の再設置となる。ただし、財政的な制約があるため、近代的な情報・通信技術、とりわけインターネットを利用した情報交換の簡単な仕組みを提案した。

（4）「第２期の報告（E/CN.5/2000/3、付属書）に含まれる提案のさらなる推進に対する見解（…を示す）」

上記の３つの分野の他、私は社会開発委員会の第38回会議への報告の中で将来的なモニタリング機構の形式を検討した。検討内容は本報告書の中に引き続き含まれている。また、人権と障害の問題に関する分析結果といくつかの見解を書いた。この分析も本報告書の中で続けられている。

ＩＩ．期間中の活動

Ａ．派遣活動

４．2000年初頭より、私は政府の招待により各国を訪問し、基準規則実施の促進に努めてきた。私に与えられた任務に従い、訪問先は転換期の国や開発途上地域の国が中心であった。障害政策を協議ならびに促進するための訪問先は、ベラルーシ、ブルガリア、中国、マラウィ、モーリタニア、ウガンダであった。

５．これらの訪問の最中に、大臣や省庁の代表者、組織の代表者などとの会合が行われた。また、UNDP、WHO、UNICEF、UNESCOなどの国際組織との会合も頻繁に行われた。基準規則の観点から、国の政策、プログラム、法律などの問題が提示され、話し合いが行われた。よく話し合われたテーマの一つは、一般の計画やプログラムに障害問題を取り込む方法であった。この他、生活状況に関するデータの収集、障害分野における組織と政府の間の協力関係の拡大などについてもよく話し合われた。

６．私はいくつかの会議に、スピーチや講演を行うために招かれた。リハビリテーション・インターナショナルの第１９回世界会議（リオデジャネイロ、2000年8月25～29日）に参加するため、ブラジルを訪問した。カナダでは、障害児のインクルージョンに関する第６回国際会議（エドモントン、アルバータ、2000年10月22～24日）に参加した。50を越える国より300人が参加し、いくつかのNGOも集まった。ハンガリーでは、東欧と中欧の14カ国が参加した、基準規則の実施に関するセミナー（ブダペスト、2000年10月11～13日）に出席した。ロシア連邦では、ドゥーマ（ロシア議会）、関連する政府機関、そして障害者組織の

共催で「障害者の均等な機会」に関する全ロシア連邦会議（モスク、2000年10月23日）が開催され、ロシアの89地域のうち、60地域より参加者が集まった。この全ロシア会議では、基準規則の原則の地域的な適用などが協議された。2001年2月13～15日のモーリタニアへの派遣活動においては、基準規則の実施に関するマグレブ小地域セミナーに参加する機会を得た。マグレブの４カ国の政府や非政府組織より、60人の代表者が参加した。

また、2001年2月9日（ニューヨークの国連事務局の主催）と4月17日（ジュネーブの人権高等弁務官事務所の主催）に開催された、障害と人権に関する２つの諮問会議に議長として出席した。

Ｂ．専門家パネル

８．1994年に設立された、６つの主要な障害者の非政府組織から構成され、モニタリング機構の一部である専門家パネルは、2000年2月9～11日にニューヨークで会議を開催した。これは国連社会開発委員会の第38回会議との同時開催であったため、パネル・メンバーは委員会の協議をその場で見守ることができた。パネルが協議した重要な課題の一つは、障害政策開発における今後の国連の関わり方であった。パネルは、人権の側面を発展させる重要性、そして国連の人権モニタリング団体がこれらの問題により広い関わりを持つ重要性を強調した。同時に、障害を社会開発分野における重要な責務として保持することが必要である。この両方の分野において、基準規則は政策開発の中心的な手段として使い続けられるべきである。

９．パネルは2001年9月4～6日に再び会議を開催した。この会議の主な目的は、2002年2月の社会開発委員会第40回会議において提起されるべき問題について、パネル・メンバーが特別報告者と共に協議することであった。

１０．私は基準規則に数多くの追加点や変更点を提案する、詳細な文書を準備した。我々に与えられたと考える任務に基いて、何を委員会へ提起するべきか考えをまとめた。ただし、これらの勧告を委員会による検討のために提示する最も適当な形を捜す作業は、私に任された。

１１．パネルはさらに、将来的なモニタリングの選択肢についても長い時間をかけて協議した。この中で、大きく２つの選択肢が確認された：（ａ）新しい特別報告者の任命と、（ｂ）国連事務局へのモニタリング機構の統合である。話し合いは、新しい報告者を任命してモニタリングを継続することは、資金調達に関連して困難となることを前提に進められた。このため協議は主に、国連事務局の活動へモニタリング機構のさまざまな機能を統合する方法に集中した。

１２．基準規則のモニタリング機構に付随する専門家パネルは、非政府部門と国連の間のユニークな協力関係の形である。この７年間の間、パネルはモニタリング活動の諮問団体

としての役割を務め、国連と関連組織の双方にとって、非常に効果的な役割を果たした。パネルはさらに、WHO、ILO、世界現行、UNESCOなどの他の国際団体や機関との協議に関わった。国際調査については、パネルの６組織と提携する600以上もの団体が、それぞれの政府に送付されたものと同じアンケートに回答するよう要請された。これらの全国的な障害者組織は、政府の例外的に高い回答率にも大きく貢献した。

C．障害児の権利（RDC）

１３．2000年1月、４つの障害者の国際非政府組織が、セーブ・ザ・チルドレン世界連盟と共同で、「障害児の権利（Rights for Disabled Children - RDC)」と題された事業の設立を決定した。事業資金はスウェーデンの国際開発機関（SIDA）より３年間提供される。事業活動の調整と管理について、RDCはイギリスのディサビリティ・アウェアネス・イン・アクション（非政府組織）との契約を結んだ。

１４．RDC事業の目的は、子どもの権利条約のモニタリングを行う国連委員会に対し、モニタリングにおける障害側面の発展を支援することである。

１５．RDC事業で行われている活動で、とりわけ以下が注目される：

（１）年に３回、９つの政府が、その達成事項について報告するよう、委員会より要請される。RDC事業は、政府からのこれらの報告を障害の側面から分析し、委員会の会議前に行われる、いわゆる会期前会議（pre-sessional meetings）においてこの結果を発表することを決定した。2001年の３回分は完了したので、これは27カ国の報告が既に障害の側面から分析され、この結果が委員会に報告されたことになる。RDC事業の報告は歓迎された。この方法で集められた情報は今後、「子どもの権利条約」の枠組みの中で、各政府が障害を扱っている方法を分析する上で効果的な材料となる。

（２）RDC事業のもう一つの重要な活動は、選出された４カ国において、詳細な調査を実施することである。目的は、障害児の状況調査、障害児の権利の侵害に関する情報収集、そして適正事例の確認と記録などである。2001年の後半に、南アフリカにおいて第１回調査が行われた。

１６．RDC事業は、総会で予定されている児童に関する特別会期（「子どもサミット」）に関連する資料と、実際の会議の場の両方において、障害児がより注目を受けるように努力している。障害児の状況に関する特別報告「私たちの世界でもある（It is our world, too)」がRDC事業より発行された。この報国には、障害児によるマンガ、絵、言葉なども含まれている。

D．世界保健機関（WHO）との協力による特定の基準規則に関する第３回調査

１７．基準規則の最初の４規則は、障害者の均等な機会のための前提条件である。このうち、医療ケア、リハビリテーション、支援サービスの３つの規則（規則２～３）は、それぞれ世界保健機関（WHO）の責任分野に含まれる。

１８．WHOは1999年に、これらの３つの規則分野の情報と、部分的に職員研修（規則19）の分野の情報に関する国際調査を行った。私と専門家パネルの協力を得て作成されたアンケートは、WHOの全191加盟国と600以上の障害分野の全国的な非政府組織に送付された。

１９．社会開発委員会第38回会議への報告（E/CN.5/2000/3、付属書）の中で、私はアンケートに回答した104の政府の回答結果をまとめた。調査の最終報告は現在WHOより入手できる：「障害者の機会均等化に関する基準規則：医療ケア、リハビリテーション、支援サービス、職員研修の実施に関する政府の回答」。同じデータに基づいた６つの地域報告（アフリカ-AFRO、アメリカ-AMRO、東地中海-EMRO、ヨーロッパ-EURO、東南アジア-SEARO、西太平洋-WPRO）もWHOより入手できる。

２０．政府回答の地理的な分布は次の通りである：AFROから27回答、AMROから17回答、SEAROから4回答、EUROから25回答、EMROから11回答、WPROから20回答。

２１．115のNGOから寄せられた回答についても、同様の報告書が作成されている。回答が得られた国の数は、政府と非政府組織を合わせて130カ国であった。

２２．非政府組織からの回答の地理的な分布は次の通りである：AFROから22回答、AMROから21回答、SAEROから6回答、EUROから42回答、EMROから10回答、WPROから14回答。

２３．WHOは、各国の政府とNGOの回答の違いを比較検討する、補助的な研究も行う予定である。

２４．特定の基準規則に関するWHO調査の結果は、いくつかの方法で活用できる。まず、４つの規則分野の様々な条項が実施されている範囲に関する情報が得られる。比較分析で最も役立つのは、地域に基づくものであると思われる。これは、類似した社会的、経済的、文化的背景の中で比較できるからである。また、同国の政府とNGOから寄せられた回答を通して、その国の障害者の状況に関する貴重な情報が得られる場合が多い。

ＩＩＩ．今後の課題

Ａ．基準規則の補完

２５．社会開発委員会第38回会議への報告（E/CN.5/2000/3、付属書）の中で、私は基準規則を主要な国際政策文書として以下のように分析した：

「117. 1990年代の政策開発と法律の発展は、それ以前と比べて著しいことは明らかである。また、過去十年間の発展が、国際障害者年（1981）、世界行動計画（1982）、及びこれに合わせて始まった一連の政治的行動に関係していることは明白である。世界各地の多くの国は、国際的なガイドラインに則って新しい法律を制定し、国家政策を開発した。この過程において、国連基準規則は重要な役割を果たした。何より基準規則は、完全参加と機会均等化への取り組みにおける政府の役割を明示し、人権的側面の強化を進め、国連システム内にモニタリング機構を確立した。

118. 基準規則には多くの利点がある。規則の文章は簡潔であり、複数の分野に関するガイドラインをまとめて提示する。これらのガイドラインは、数多くの国においてさまざまな方法で利用された。また、規則に含まれる勧告は原則的なレベルで提示されているため、各国による採用および地域・地方の事情に合わせた調整を行う余裕が残されている。

119. しかしながら、基準規則には欠点もある。障害政策の一部の側面は十分に考慮されていない。これには、障害児やジェンダー面、及び他の特定集団、とりわけ発達障害・精神障害を持つ人々などが含まれる。基準規則に、最も貧しい地域に住む障害者の生活状況を改善する施策がない、との指摘もあった。避難民の障害者や非常事態にある障害者なども考慮されていない分野の一つである。以前に社会開発委員会へ提出した報告（A/52/56）で私が指摘した通り、住居全般に関する項目も含まれていない。これは、非常に多くの障害者が悲惨な環境の中で一生を過ごす保護施設の扱いに関する指導がないことを意味する。人権分野に関する1990年代の重要な進展も、より明瞭な形で規則に反映されるべきである。」

２６．この報告書に添付される、基準規則の補足文案を作成する上で最も重要な土台となったのは、上に並べられた、開発が必要とされる分野である。もう一つの重要な情報源は、世界保健機関の活動より収集された情報である。既に述べた通り、WHOは特定の規則の実施に関する調査を行った。WHOはさらにノルウェー政府との協力で、2001年にリシンキング・ケア（ケアの再考）に関する世界会議（オスロ、2001年4月22～25日）を開催した。会議の参加者が取り組んだ課題の一つは、最初の４つの規則の長所と弱点を確認し、この結論と将来に向けた勧告を考案することであった。この会議の重要性は非常に高いため、ここで採択された勧告は添付の基準規則補足文案の作成に反映された。

２７．スウェーデン政府からの特別補助金より、基準規則の補足に必要な資料の作成と提案書の起草を行うコンサルタント（アンネリ・ジョネケン氏）を雇うことが可能となった。この事業の初期の段階で、私は組織や個人の専門家を招き、発展が必要と認められた規則分野に基づいて、改訂案に対する意見を求めた。ここで非常に多くの貴重な提案や意見を聞くことができた。とりわけ障害児とその家族のニーズ、及び発達障害や精神障害を持つ人のニーズに関して、大きな収穫があった。

２８．私はジョネケン氏の支援を受けて、「適切な生活基準（Adequate Standard of Living）」のガイドラインを作成した。これは、添付の国連基準規則補足文案に述べられるとおり、住居と貧困に関連する問題の取り組みへの道を開けた。

２９．住居に関連して、自主的決定の権利、プライバシー、そして人格権の問題が明らかになってくる。これは障害分野において、重要な問題とされる、障害を持つ大人や児童が生活する施設に深く関係する。現在の状況と最近の開発活動の情報に基づいて、私はいくつかの政策ガイドラインを起草した。補足文に必要な資料を作成する過程において、一部の分野ではより広範な発展が必要となることが判明した。社会的性別（ジェンダー）と児童の権利の双方の側面において、暴力と虐待の問題への取り組みを拡大する必要がある。また、障害者が１人いる家族を支援する施策をさらに発展させる必要がある。

３０．発達障害や精神障害を持つ人々の視点から基準規則の文書を分析すると、自主的決定の権利に関する問題について、ガイドラインを作成する必要性が明らかになる。とりわけ、医療ケア、リハビリテーション、支援サービスなどの分野において、インフォームド・コンセント（説明を受けたうえの同意）、治療や投薬を断る権利、意志に反した施設への収容などに関連するガイドラインが必要である。

３１．基準規則の補足文案は15の分野を取り上げている。全てのセクションに勧告が含まれており、これらは基準規則の中に現在含まれる勧告への追加として考えられるべきである。新しい文書の挿入や追加に関する勧告の背景と状況を説明するため、一部のセクションには最初に注釈がつく。補足文の15のセクションと、基準規則文書（総会決議48/96、付属書）の構造には、直接的な関連性はない。

３２．総会による国連基準規則の採択より１０年近くが過ぎた。この期間中に、基準規則は政府と障害分野の国際的・全国的な非政府組織の双方が利用する、主要な政策実施手段に発展した。基準規則は障害者の人権の発展において、障害者の排斥と差別に終止符を打つ施策の基準として認識された。

３３．基準規則を、政策、法律、そしてプログラムの今後の開発のより効果的な手段にするため、現在の基準規則をさらに発展させ、補完する必要がある。私は国連に、添付の基準規則補足文案の採択と発行を行うよう推薦したい。

Ｂ．人権と障害

１．背景と近況

３４．障害が人権問題であるとの国際的な認識は拡大している。また、障害もしくは障害に関連した排斥や周縁化が国連人権団体の責務にも関わるとの認識も拡大している。

３５．国連総会が1982年に採択した「障害者に関する世界行動計画」では、以下の（及び他の関連する）勧告の中で、障害者の人権に取り組む国連システムの責任が認識された：

「障害者に直接もしくは間接的に影響をもたらすであろう国際規定、規約その他文書の準備及び運用に責任を有する国連のシステム内の組織及び機関は、そうした文書において障害者の状況を十分考慮に入れるよう確保すべきである。」（第164節）

３６．1984年8月、マイノリティの差別防止と保護に関する小委員会は、人権と障害の関係に関する広範な調査を行うため、特別報告者としてリアンドロ・デスポイ氏を任命した。デスポイ氏は「人権と障害者」と題された報告の中で、障害は、国連のモニタリング団体が関わるべき人権問題であることを明白に述べた。デスポイ氏の勧告には以下が含まれていた：

「[国連障害者の]１０年［1983～1992］が終了した後も、人権と障害の問題は、常に関心の向けられるべき課題として、総会、経済社会理事会、人権委員会、そして［マイノリティの差別防止と保護に関する］小委員会の議事に含まれるべきである。」（第274節）

３７．経済的・社会的・文化的権利委員会は1994年に、ジェネラル・コメント（一般的意見）No.5を発行して、障害者の権利に関する責任を認知した。委員会はこのコメントの中で障害を人権問題として分析している。以下はコメントからの抜粋である：

「[経済的・社会的・文化的権利］規約は、障害者について直接言及することはない。しかしながら、世界人権宣言は全ての人間が生まれながらにして自由であること、尊厳と権利において平等であることをうたい、また、規約は社会の全ての人々を対象とするため、障害者には明らかに、規約に列挙される全権利を保有する資格がある。さらに、特別な配慮の必要性に関して、政府は、資源が許す限り、規約でうたわれる権利の享受に関して、障害者がその不利を克服できるよう適切な対策をとらなければならない。また、規約の第２条で、いかなる根拠や状況による差別もなく、権利が行使されると謳われているのには、障害を理由とする差別も含まれるのは明らかである。」（第５節）

３８．国連人権委員会の第54回会議（1998年3月16日～4月24日）において、委員会は、この分野の今後の発展に関する一連の声明や勧告が含まれる、1998年4月21日の決議1998/31を採択した。人権委員会決議1998/31は、飛躍的な前進であると共に、障害者の人権に関する国連の責任を全般的に認めるものとなった。このため、これを機についに進展が見られるとだれもが期待した。しかし、委員会決議の採択以降の２年間において、フォローアップはほとんど見られなかった。この状況は、2000年4月の第56回会議において人権委員会が再び人権と障害について協議したとき、重要な問題として扱われた。委員会はこの協議の結果、決議1998/31の勧告を取り込み、これらをさらに拡大する、2000年4月25日の決議

2000/51を採択した。

３９．人権委員会決議2000/51の本文第１節では、委員会が国連基準規則を障害者の人権基準を満たす範囲をはかる評価手段として認識することが述べられる。

「[委員会は、] 障害者の機会均等化に関する国連基準規則に不一致な、障害者に対する、平等原則の侵害、あらゆる差別、及び他の区別的な待遇は、障害者に対する人権侵害であると認識し、」（第１節）

４０．委員会決議2000/51はさらに、障害者が自らの権利を完全に享受できるよう保障するため、全ての協定団体に、各政府が満たす基準を監視するよう奨励している。政府は、関連する国連人権文書のもとで報告を行うときに、障害者の人権を完全に考慮するよう要請される。

「[委員会は、] 人権協定の全てのモニタリング団体へ、障害者がその権利を完全に享受できるよう保障するため、関連する人権文書のもとで政府の満たす基準を監視するこの要請に、肯定的に応えるよう奨励し、また、関連する国連人権協定のもとの報告義務に従う中で、障害者の人権を完全に考慮するよう、政府に要請する。(第11節)」

４１．さらに、障害者の権利に関連した早急な行動の重要性への認識を反映する、以下の新しい節が決議案の検討段階で加えられた：

「[委員会は、] 人権高等弁務官へ、障害に関する特別報告者との協力で、障害者の人権の擁護とモニタリングを強化する対策を模索し、とりわけ専門家パネルを含む、関心を持つ団体からの意見や提案を求めるよう要請する。(第30節)」

４２．社会開発委員会の第38回会議へ提出した報告（E/CN.5/200/3、付属書）の中で、私は人権問題として障害を発展させる根拠を説明し、障害分野において国連文書を強化する様々な方法を考察した。私は、基準規則をいくつかの特定の分野で、補完ならびに発展させることを奨励した。また、国連の人権機構の中で、障害問題を発展させる方法を考察した。障害に関するジェネラル・コメント（一般的意見）、特別な議定書（special protocols）、テーマ研究（thematic studies）の作成、または同類の活動により、国際協定のモニタリングを行う一般機構を通して規則のモニタリングを強化する方法を提示した。最後に、障害者の人権に関する特別な条約を作成する可能性について言及した。ただし、このような条約が、他の既存の条約や基準規則とどのような関係を持つか、明確化する必要性を強調した。

４３．社会開発委員会第38回会議において、一つの全国的な非政府組織が障害者の権利に関する特別な条約の作成に関する提案を発表した。同会議が招集した公開作業部会（open-ended working group）の会議の中では、障害と人権の問題を今後どのように進め

ていくか、綿密な議論が行われた。この議論の結果、経済社会理事会決議2000/10の第７節の中で、特別報告者は「第２期の報告書に含まれる提案の発展と、基準規則の補完と発展に関する見解を示す」よう要請された。

４４．2001年初頭に、人権高等弁務官事務所は、障害における、国連人権文書の現在の利用状況と今後の可能性に関する調査の実施を指示した。調査の責任者は、テレジア・デグナー博士（ドイツ）、ジェラード・クイン博士（アイルランド）であり、この他に３人の調査アシスタントがプロジェクトに携わっている。障害問題に特定して、６つの国連人権協定が検証されている。

４５．この調査は、障害分野における国連人権文書の働きを詳細に調べる。障害に関して、関連する協定下で政府に与えられる義務の性質、そしてこれらの協定下のさまざまな執行機構を調べる。また、この仕組みにおいて、障害者の非政府組織が関わりを持つことのできるさまざまな接点を特定する。

４６．調査結果の重要な部分は、当事者の視点に焦点が合わせられることが予想される。詳細なアンケートが、世界中の障害者の非政府組織に配布された。また、世界中の全国的な人権機関（人権委員会など）へ、障害者の権利に取り組んでいるレベルを評価するための、追加アンケートが配布された。

４７．一つのレベルにおいて、この報告書は、非政府組織がこれらの協定についてよりよく知り、より積極的に活用できるようにするためのマニュアルとしての機能を果たす。このようにして、調査の結果報告は重要な知識のギャップを埋めることを手助けする。調査には評価の面もあり、障害に関して各協定が利用されるレベルを評価し、これに関連して最大限の可能性を引き出すための実質的な提案を行う。

４８．障害を人権問題に発展させるためには、国連システムの外においても、能力と体制を育てて行く必要がある。私は2000年11月に、障害分野における人権の侵害や迫害の確認と報告の能力を育成することを目的とした、「世界に啓発する：人権と障害に関するセミナー」（ストックホルム、2000年11月5～9日）と題されたセミナーをスウェーデンで開催した。国連機構（ジュネーブの人権高等弁務官事務所とニューヨークの国連事務局の双方）と主要な国際障害者組織、そして世界中の人権と障害の専門家を含む、27人の専門家がこのセミナーに参加した。

４９．2001年初頭に発行されたストックホルムのセミナーの報告には、障害者の権利に関する今後の発展について、いくつかの勧告が含まれている。セミナーの参加者は、次の５つの分野において行動がとられるべきだと考えた：個別的な事例のモニタリング、既存の法律や訴訟の分析、メディアによる障害の扱い、既存の政府政策・プログラム・サービスのモニタリング。2001年中に、関心を寄せる団体により、セミナーのフォローアップ行動のための計画が作成された。

５０．人権と障害の分野における発展の最新情報を提供するため、社会開発委員会の第39回会議（2月9日、ニューヨーク）、そして人権委員会の第57回会議（4月17日、ジュネーブ）のそれぞれに合わせて、諮問会議が行われた。政府、政府間組織、国連団体や組織、さらに非政府部門などが招かれた。人権高等弁務官が主催した諮問会議に関しては、全国的な人権機関も参加した。

５１．ストックホルムでの専門家会議と国連本部での非公式諮問会議の双方で重要な議題の一つとされたのは、人権のモニタリングと擁護において、障害の側面を強化するための作業の進め方であった。既存の人権の枠組みの中で、障害を人権問題として発展させるためにとることのできる行動は、両方の会議で話し合われた。特別な条約の構想も、重要なテーマとして話し合われた。

５２．以下は、ニューヨークの国連で2001年2月9日に開催された国際規範と基準に関する非公式諮問会議の報告からの抜粋である：

> 「いくつかの政府は、「平行的（twin-track)」な取り組みにより、障害者の権利に対応することに興味を示した。これは、条約の作成と、現在の国際的な法律文書に障害者の権利の促進と擁護を組み込む、すなわちメインストリーム化するための調査、という２つの取り組みを平行して進めることである。条約は補完的な役割を持つものとして考えられ、障害者の権利と現在の国際文書の関係に排他的なものとして見られなかった。一つの政府は、知的障害者の状況が現在まで十分に扱われなかったため、これに特別な関心を寄せる必要性があると述べた。」

５３．これに関連して、人権高等弁務官事務所の代表者は、新しい国際人権文書に関して委員会が1985年に採択した決議について、会議の参加者に思い起こさせた。この決議では、新しい基準は根元的な問題に関わる必要があり、既存の基準より低いレベルに設定されてはならない、と述べられている。

５４．非公式諮問会議に参加した一部の政府代表者は、非政府部門が行ってきた、障害者の権利条約の作成に関する支持と意識向上への取り組みに関心を示した。非政府部門のこの強い願望に、適切な関心と支援が提供されるべきとの見解が示された。

５５．非政府部門の代表者は、会議が時宜を得ていて必要性のあるものだと感じた。また、現在は障害が医療や社会福祉サービスの問題ではなく、主に人権問題として認識されているため、障害者の権利条約の作成はとりわけ重要であるとの見解を示した。さらに代表者らは、条約は基準規則を補完するものであり、規則を代替するものではないと現在考えられていることを述べた。基準規則は拘束力を持たないが、政策と実践において効果的なガイダンスを提供する必要不可欠な文書である。

５６．4月17日にジュネーブのWHO本部で開催された諮問会議でも同様の議論が行われた。障害者の非政府組織はこの会議で、人権機構および全国的な人権機関と密接に関わる意向を示し、運動の中で障害者の人権問題に適切な配慮をおくことを再公約することができた。また、全国機関はこの会議において、障害者の権利を擁護ならびに促進する上での、国内での経験と成功事例を紹介することができた。

２．今後の戦略

５７．1990年代からのいくつかの重要な出来事、すなわち障害者と人権に関するレアンドロ・デスポイ氏の報告の出版、経済的・社会的・文化的権利委員会によるジェネラル・コメント（一般的意見）No.5の発行、そして人権委員会による関連決議の採択などの結果、障害は人権問題として認識されるようになった。今後の課題は、この主要な認識をどのように実質的な行動に移すかである。障害を国連内の人権活動に不可欠な側面として発展させ、効果的な報告とモニタリング手順を機能させる必要がある。

５８．これらの取り組みが国連機構内で進められる間、政府、全国的な人権機関、そして全国的な障害者組織は、国レベルでも開発活動を進めなければならない。

（ａ）メインストリーム化の方法

５９．1994年に経済的、社会的、文化的権利委員会が発行したジェネラル・コメント（一般的意見）No.5は、障害を人権問題として発展させる過程において画期的な前進であった。このジェネラル・コメントに含まれるメッセージは、障害に関連した人権侵害は、全ての人権モニタリング機構の責任に含まれる、ということである。人権委員会が採択した一連の決議にも、同様のメッセージが含まれる。ただし現在まで、期待されていた方法で報告やモニタリングの手順に障害が含まれたのは、非常に限られた範囲である。今までの経験から、障害に関連する人権侵害の報告やモニタリングの改善は、自然と進まないことはわかっている。従って、国連モニタリング機構の中で必要とされる能力と体制を確立するため、人権委員会と高等弁務官事務所は、具体的な対策を講じる必要がある。

６０．現在の議論の焦点は、障害者の権利の効果的な擁護を実現するために、どのような取り組み方を選ぶか、ということに集中する。既存の規約や条約に関連するモニタリング機構の中に、障害の側面を育てていくべきか、または、特別な法律文書を作成するべきか。もしくは、この２つの方法が互いを補完できるような、３つ目の方法はあるか。

６１．現代の障害政策の最重要理念である、完全参加とインクルージョンの原則は、私の考えでは、既に存在するモニタリング機構に必須の一要素として、障害者の人権の効果的なモニタリングを確立する方法を強く支持している。障害と、社会的性別や子どもの権利などの他問題との重要な違いの一つは、障害分野には国連基準規則があり、基準規則が国の政策と法律の開発において効果的な道具となることが証明されていることである。規則

は、一般的な国連モニタリング機構における人権のモニタリングを支援し、既存の条約のさまざまな条項が、障害者のニーズに基づいて適用されるときに参考にできるものである。

６２．もう一つ考慮しなければならない点は、経済的・社会的・文化的権利と市民的・政治的権利の２つの国連規約をモニターする委員会から出された勧告や非難は、障害の特別な機構から出されたものよりも、加盟国政府の政策に対してより大きな影響力を持つ可能性が高い、ということである。この他、障害の側面を一般的な人権モニタリング機構の中で発展させることが優位となるもう一つの理由は、条約の作成に長い時間がかかってしまうことである。特別な条約に含まれる内容について同意し、過半数の加盟国がこれを採択し、障害者の生活に実質的な改善を与えるような条項を作成するには、数年間かかる可能性が高い。この間に、メインストリーム化の取り組みは可能な限り高いレベルまで発展させる必要がある。

（ｂ）条約の役割

６３．人権委員会が2000年に開催した会議以降、障害者の権利に関する特別な条約の作成は、国際障害者組織より積極的に支持された。この構想は、私が参加した数多くの国際行事において話し合われた。

６４．私はこれらの話し合いの中で、障害者の権利に関する特別な条約を作成する主な目的を４つ確認できた：

（１）基準規則が効果的な実施手段となり、多くの国で政策開発の前進に至ったにもかかわらず、基準規則の最大の弱点が、法的な拘束力がないことだと頻繁に指摘される。障害者組織の代表者の多くは、国レベルにおいて障害者関連のニーズに対するより広い配慮を実現するには、拘束力のある条約の方が、より有効な手段になるとみている。

（２）広く存在する見解の一つは、障害者の人権の効果的な擁護に必要とされる対策は、国連の一般モニタリング機構の中ではいつまでも実現しない、ということである。このような考えが持たれる様々な理由が、話し合いの中で私に示された。この例として、障害が人権問題でなく、社会的および医療的な問題であるとの人権専門家の間の一般的な認識、他に急な対策を要するとみなされる権利問題の優先、新しい人権の側面を確立する膨大な作業に対する消極性、などがあげられる。

（３）国連の一般モニタリング機構の中に部分的な発展が実現しても、メインストリーム化は障害者の権利を強化するのに十分でない。

（４）４つめの問題は、影響力と実質的な認識に関連して、女性の政治的権利に関する条約、そして女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約で得られた経験

に基づいている。これは、特別な条約が採択されるまで、障害が本当の意味で人権問題として認識されない、という問題である。

（c）メキシコ政府のイニシアチブ

６５．2001年の後半、メキシコ政府は２つの会議において、将来的な、障害者の権利に関する条約の構想を提起した。「人種主義、人種差別、外国人排斥およびそれに類する不寛容に反対する世界会議（ダーバン、南アフリカ、2001年8月31日～9月7日）」では、メキシコのイニシアチブにより、会議で採択された行動計画に次の節が取り入れられた：

「障害者の権利と尊厳を擁護ならびに促進し、特に障害者に影響する差別的な慣行や待遇に対処する規定を含んだ、完全で広範な国際条約を起草するよう、国連総会に要請する」（第192節）

６６．メキシコ政府は、国連総会第56回会議の第3委員会（社会・人道・文化関連問題担当）において障害者の人権に関する条約を起草する構想は提起した。この件は、2001年11月10日の一般協議で発表されたメキシコのビセンテ・フォックス・ケサダ大統領の声明文の中で、重要事項に一つとして取り上げられた。

６７．国連総会第56回会議の第3委員会第52回会議において、メキシコ代表団は「障害者の権利および尊厳を促進ならびに擁護する広範かつ総合的な国際条約」に関する決議案を紹介し、これは国連総会による採択を受けるために総意で承認された。決議案本文の第1節（A/C.3/56/L.67/Rev.1）は次の通りである：「１．人権委員会および社会開発委員会の勧告を考慮しながら、人権と差別撤廃の分野で進められてきた全対観的な取り組みに基づき、障害者の権利および尊厳を擁護ならびに促進する国際条約の提案を検討し、国連の全加盟国とオブザーバーに開かれた特別委員会の設立を決定する。」

６８．決議案によると、特別委員会は総会の第57回会議の前に、10日間の会議を少なくとも１回開催する。障害と人権に関心を寄せる国連機関、政府機関、そして非政府組織は、特別委員会の活動に参加するよう奨励されている。国際条約の作成において考慮すべき内容と実質的な対策に関する勧告を求められるよう、起草作業に協力する地域セミナーが開催されるべきである。

６９．総会によるこの決議案の採択は、条約の起草作業が開始されたことを意味する。この作業の第一歩として、いくつかの基礎的な問題に関する予備的な分析を行うべきであると私は考える：

（１）この新しい条約では、どのような分野が扱われるべきであるか？
（２）既存の一般的な条約と、どのような関係を持つべきであるか？
（３）原則的なレベルに止め、本質的には全体を網羅しながら、世界中の国の状況に適

用できるようにするべきか？

（4）主要な焦点を、開発途上国のニーズに基づいて起草するべきか？

（5）条約は基準規則にとってかわるものとなるべきか、または、基準規則と条約は互いを補完するべきであるか？

７０．以上は、条約の起草と新しい国際条約の内容に関する考慮事項を最終的に決定する上で、答えを出しておかなければならない問題の一部であると私は考える。

（d）平行的な取り組みの勧め

７１．国連総会による、A/C.3/56/L.67/Rev.1の文書に含まれる改訂された決議案「障害者の権利および尊厳を促進ならびに擁護する広範かつ総合的な国際条約」の採択は、障害者の権利に関する条約の起草作業が開始されたことを意味する。この作業の第一段階において、このような条約の役割と内容に関する基礎的な問題が検討されるべきである。この中で、社会開発委員会と人権委員会の勧告が考慮されるべきである。また、国連機構の団体、政府機関、そして非政府組織から寄せられた意見も、条約の実際の起草作業に関する考慮事項が決定される前に考慮されるべきである。

７２．条約の起草作業は数年かかる可能性がある。その間、人権委員会で作られてきた勢いを活用して、既存の国連人権モニタリング機構の中に障害の側面を発展させることが重要である。

７３．この意味で、平行的な取り組みが奨励される。

C．国連団体と組織の間の情報交換と協力

１．背景

７４．それぞれのプログラムの中で障害に関連する取り組みや活動を有する国連団体や組織の数は増加しているが、その多くがニーズと実施できる活動の両面において、規模が小さく資金的・人的資源が不足している。最近の数年間において、人権高等弁務官事務所はそのさまざまな活動に障害の要素を取り入れ始めた。世界銀行も、障害問題への関わりを深める活動を最近開始した。ILO、UNESCO、WHO、UNICEFなど一部の国連団体や組織の間では、非公式な連絡や臨時会議が進められている。UNDPとUNCHRも、それぞれのプログラムの中で障害への関わりを深めるべきであると私は考える。

７５．私は社会開発委員会への以前の報告（A/52/56、付属書(1997)とE/CN.5/2000/3、付属書(2000)）の中で、国連団体や組織と、障害分野のプログラムの間で、より体系的な経験とアイデアの交換が必要であると指摘した。この取り組みの中で、国連事務局の障害プログラムがコーディネーターの役割を担うべきである。私は、「国連障害者の10年（1983～

1992)」の間に存在した機関間機構を再び設置することを提案した。残念ながら、今のところ、何も行動は起こされていない。障害分野に関わる国連団体や機関の数は増加しているため、現在はこのような機構の必要性がさらに増している。

２．バーチャルな機関間機構の勧め

７６．私は、国連団体や組織との連絡の中で、より体系的な情報・経験・アイデアの交換が必要であるとはっきりと感じてきた。国連団体や組織、とりわけ障害問題への関わりを持ち始める機関は、国連機構の他メンバーの経験を有効に利用できる。相互的な話し合いと情報交換は、全員の利益となる。調整の改善において何も行動が起こされていない理由は、資金的な制約である。

７７．近代的な情報と通信の技術は、ここで至急必要とされる体系的な情報交換に新しい可能性をもたらす。このような情報交換の仕組みは安価に利用できる。また、国連事務局は情報交換のためのバーチャルな機構を活用する経験を既に有している。参加する各団体と組織は、その活動を簡単にまとめて発表することで、他団体と組織にこの内容を知らせることができる。特別なテーマの扱いに関する合意も可能である。このようなバーチャル会議を毎年行うもう一つの利点は、ここで得られた情報が、障害分野の発展について事務総長が国連総会に提出する報告に取り入れられることである。

７８．以上の形で、国連事務局の障害プログラムが毎年、インターネットを介した通信を利用してバーチャルな機関間会議を開催することを提案する。

Ｄ．国連基準規則の今後のモニタリング・システム

１．背景

７９．基準規則に関連した現在のモニタリング機構が終了するのは2002年の12月である。人権開発と国連人権委員会の役割に大きな重点を置いた場合でも、国連機構の中で障害を開発の問題として保ち、国連社会開発委員会の責務として扱うことが必要である。

８０．基準規則第Ⅳ章１節において、モニタリングの目的は次のように述べられている：

「モニタリング機構の目的は基準規則の効果的な実施を進めることにある。モニタリング機構は各国が自国での基準規則の実施状況を査定し、その進歩を測定するのを支援する。モニタリングは障壁を把握し、規則の実施の成功に貢献する適切な措置を提案すべきである。…。重要な要素としてはアドバイザリー・サービスの提供と、各国間の経験と情報の交換もあるべきである。」

８１．モニタリング機構のこれらの様々な要素は、1994年以来続けてきた活動に全て含ま

れていた。簡単に言えば、モニタリングの主要な２つの要素は、加盟国政府による規則の実施を促進することと、加盟国政府および世界レベルにおける開発の達成度を評価することである。

８２．1990年代に、障害分野における国際政策開発の分野で大きな前進があったことは間違いない。この勇気づけられる発展にはさまざまな理由があるが、基準規則に関連した特別なモニタリング機構から生まれた活動が、この発展に貢献したことは間違いない。数多くの国への訪問と、障害者の現況に関する国際調査を実施するだけの資源が利用できたことは、非常に重要であった。障害分野の主要な国際非政府組織により設立された諮問的なパネルは、この活動を通して優れた専門的知識を提供し、世界中の全国的な障害者組織の大規模なネットワークの動員を可能にした。

２．今後のモニタリング機構

８３．1994年以来得られてきた経験に基づいて、2003年以降に何が行われるべきか話し合う上で出発点となるのは、将来も基準規則の実施の積極的なモニタリング機構が設置されるべきとの考えである。２つの主要な機能である評価と促進は、今後も保たれるべきである。検討が必要な点の一つは、これらの２つの機能を、別々に働かせるかどうかである。

（ａ）状況を評価するための施策

８４．モニタリング機構の重要な要素の一つは、加盟国政府における規則実施の進展の度合を評価することである。1994年以来、これは国際的な調査を通して３回行われた。WHOが特別報告者の協力を得て行った第３回調査の結果は、本報告書のセクションIIで取り上げられている。平行した活動として、障害者に関する世界行動計画が、主に加盟国政府からの情報をもとにして、５年毎の検証と評価によりモニターされている。世界行動計画と基準規則は同様の障害理念に基づいており、非常に似たガイドラインを持つ。従って将来的には、世界中の進展を評価するこの２つのモニタリング活動は統合され、単独の活動として実施されるべきである。

８５．５年毎に調査を行うシステムは継続されるべきであり、また、これらの調査は主要な障害者の国際非政府組織との協力で行われるべきである。アンケートの一部は、時間の経過による変化を将来的に比較できるよう、標準化することができる。アンケートの第２部として、特定の要素を扱う具体的な調査を行うこともできる。それぞれの組織の回答準備と、政府からの回答を得るための支援において、国際非政府組織とそれに提携する全国的な組織を調査に動員する形は、現在の特別報告者の基準規則モニタリング機構で成功的に実践されてきた手順を見習うべきである。

（ｂ）促進とアドバイスの施策

８６．規則の第IV章12節では社会開発委員会に以下の任務が与えられている：

「特別報告者の任期が終了した後の会期で、社会開発委員会は任期延長、新特別報告者の任命、新たなモニタリング機構の考慮のそれぞれの可能性を考慮し、経済社会理事会に適切な勧告を行うべきである。」

８７．３つの内の最初の選択肢、すなわち任期を延長することは、現在の特別報告者が第３期で退くので除外することができる。残る２つの選択肢を検討するにあたって、いくつかの重要な側面を顧慮する必要がある。２つの選択肢のうち、一般予算からの資金提供や、政府や他の財源からの特別予算を調達する上で、どちらが有利になるか？また、この役割に本質的に適した人員の募集と任命において、どちらの形が有利になるか？

８８．今まで得られた経験に基づいて考えると、活動を進める最も合理的な方法は、新しい特別報告者を任命することである。これは、今までと同じ枠組みとガイドラインの中で活動が継続できることを意味する。ただし、この選択肢をとれる可能性は、この任務に適した人が見つかるかどうか、そして複数の政府による特別予算の資金提供の有無に大きく左右される。他の選択肢と比較して有利になる点は、基準規則の第IV章で述べられる枠組みの中で、特別報告者が自立的に行動し、自由に活動を形成できることである。

８９．もう一つの主要な選択肢は、国連事務局の社会政策・開発局内の障害プログラムへ、促進機能を統合することである。これを行う場合は、テクニカル・アドバイザーとしての上級ポストが障害スタッフに加えられるべきである。特別報告者と同様に、このアドバイザーは専門家としての優れた経歴、障害問題に関する政府との共同活動の経験、そして国際障害運動からの信頼を有している必要がある。この選択肢の前提条件の一つは、とりわけ各国への訪問とそれに関連する活動のために、十分な資金が利用可能となっていることである。

９０．私は前回の報告（E/CN.5/2000/3、付属書）の中で、地域アドバイザーのシステムを確立する案を紹介した。最近の話し合いの結果、このようなシステムは２つの異なる方法で実現できることが明らかになった。方法の一つは、開発途上地域や中欧・東欧における経済の転換期にある国において、地域アドバイザーとしての常勤ポストを設置することである。これらのポストの所在地として最も適当なのは、地域の政府間団体の事務所である。地域アドバイザーを設置する利点は、諮問サービスを大幅に強化できることだけでなく、関係する国の経済的・政治的・文化的状況により密着できることである。このようなアドバイザーのための資金の調達先として、UNDPや、他の主要な開発協力機関の支援者などが適当である。

９２．地域アドバイザリー・サービスを実現するもう一つの方法は、各地域から異なる専門分野を持つ、この役割に適任な専門家グループを募集することである。専門家らは特別訪問や、限定された期間で、地域内の国への訪問を引き受けられる必要がある。資金が許

せば、このような訪問に対する支援と費用負担は、国連事務局、または地域の財源から支出することができる。

９３．地域的なアドバイザリー・サービスは、国連事務局を本拠地とするテクニカル・アドバイザーの業務を支援するために必要となる可能性が高い。また、ここで提案される地域アドバイザーは、将来的に新しい特別報告者の活動を補完ならびに強化することもできる。

（ｃ）専門家パネル

９４．国連機構内の社会開発活動における最もユニークな取り組みの一つは、障害者の主要な国際非政府組織が設立した、諮問的な専門家パネルである。パネルの原則は、基準規則の第Ⅳ章３節の中に述べられる：

> 「経済社会理事会に協議資格を持つ障害を持つ人の国際組織並びに、自分自身の組織を結成するに至っていない障害を持つ人を代表する組織が、その組織間で、専門家パネルを結成するように求められるべきである。このパネルの過半数は障害を持つ人の組織とし、異なる障害の種別と必要な地理的均衡を考慮するものとする。このパネルは特別報告者と協議するものとし、必要に応じて事務局とも協議するものとする。」

９５．1994年9月、次の６つの組織がパネルを構成することに合意した：障害者インターナショナル、インクルージョン・インターナショナル、リハビリテーション・インターナショナル、世界盲連合、世界ろう連盟、精神医療ユーザー・サバイバー世界ネットワーク。パネルは、異なる障害を持つ、世界中の異なる地域の１０人のメンバー（５人の女性と５人の男性）で構成される。以前に述べたとおり、パネルは効果的に機能し、私の活動に優れた支援を提供した。さらに、６つの障害者の国際非政府組織と提携する６００以上もの全国組織は、情報の収集と各国との連絡において、強力なネットワークを形成した。これは、私の各国への訪問と、国際調査の実施の双方において有効となった。もう一つの利点は、パネルが国際組織の団結を促し、組織と国連システムの間のコミュニケーションを推進したことである。

９６．モニタリングが実施される形に関わらず、モニタリング機構に付属する専門家パネルのシステムを継続させることは重要である。パネルは、加盟国政府への今後の定期的な調査で、アンケートの作成と調査結果の分析の両面において、重要な諮問的役割を果たすことができる。パネルは当然、今後の新しい特別報告者やテクニカル・アドバイザーへ、そのさまざまな活動において、支援とアドバイスを提供することもできる。

（ｄ）モニタリングの継続の勧め

９７．国連基準規則は、障害分野における政策開発の国際的な手段として、その役割を今

後も果たし続けるべきである。この前提条件の一つは、基準規則のさらなる実施を奨励し、進展の度合を評価する、積極的なモニタリング機構が存在することである。可能であれば、この運動を進める最適な方法は、基準規則の第IV章に述べられるガイドラインに従って活動を引き継ぐ新しい特別報告者の任命である。近い将来にこれが実現できなければ、モニタリング機構を国連事務局へ統合し、テクニカル・アドバイザーの上級ポストを設置するべきである。この双方において、現在と同じ方法で設立された専門家パネルのシステムが、モニタリング活動の様々な活動にアドバイスと支援を提供するべきである。

９８．特別報告者またはテクニカル・アドバイザーの業務を補完ならびに支援できる、地域のアドバイザリー・サービスを持つシステムが開発されるべきである。

９９．世界行動計画と基準規則がそれぞれ持つ、世界中の進展をはかるためのモニタリングと評価の体制は、国連事務局の障害プログラムが実施する、単独の定期的な活動として統合されるべきである。

１００．モニタリング機構が有効に機能するための必要条件の一つは、通常予算と特別予算を通して、十分な資金がモニタリングの様々な機能に利用可能にされることである。

ＩＶ．まとめと勧告

１０１．経済社会理事会は決議2000/10の中で、私の任期を第３期（2000～2002）まで延長することを決定した。基準規則の第IV章に述べられるモニタリング活動の他に、私はいくつかの分野に関するより詳細な分析を行うよう要請された。

１０２．本報告書の中で、任期中に行った各国への訪問や他の活動が概略されている。また、「障害児の権利」プロジェクトの活動も説明されており、世界保健機関が作成した、特定の規則に関する世界調査も取り上げられている。

１０３．各国への派遣活動、及び会合や国際的な諮問会議への参加で得られた情報により、基準規則が政策開発において大きな役割を果たし、アドボカシー（擁護運動）の手段にもなることは明らかになった。また、人権委員会が、基準規則を排斥と差別をなくす施策の検討基準として認識したことは、基準規則の重要性をさらに向上させた。

１０４．国連はその公約に基づき、障害分野における社会的排斥と人権侵害との戦いにおいて、先導的な役割を確立しなければならない。現在の任務に基づき、私は分析が必要とされる以下の４つの分野を確認した：

（１）基準規則の補完
（２）障害を人権問題としてさらに発展させる対策の提案
（３）障害分野における国連機構内の協力関係の改善

（4）基準規則の今後のモニタリング見識の検討

１０５．基準規則の補完分野については、社会開発委員会による考慮のために、基準規則の補足文案を作成した。この補足文案は本報告書に添付される。

１０６．今後の活動に関して、以下を推薦したい。

（1）基準規則の補完

基準規則の採択より１０年近くが過ぎた。基準規則はこの期間中に、政府、そして障害分野の国際的・全国的な非政府組織の双方が利用する、主要な政策実施手段に発展した。人権開発において、排斥と差別に終止符を打つ施策の基準として、基準規則は認識された。

基準規則を、政策、法律、そしてプログラムの今後の開発のより効果的な手段にするため、現在の基準規則を発展させ、補完する必要がある。私は、添付の補足文案の採択と発行を行うよう国連に推薦する。

（2）人権における平行的な取り組み

国連総会による、A/C.3/56/L.67/Rev.1の文書に含まれる改訂された決議案「障害者の権利および尊厳を促進ならびに擁護する広範かつ総合的な国際条約」の採択は、障害者の権利に関する条約の起草作業が開始されたことを意味する。この作業の第一段階において、このような条約の役割と内容に関する基礎的な問題が検討されるべきである。この中で、社会開発委員会と人権委員会の勧告が考慮されるべきである。また、国連機構の団体、政府機関、そして非政府組織から寄せられた意見も、条約の実際の起草作業に関する考慮事項が決定される前に考慮されるべきである。

条約の起草作業は数年かかる可能性がある。その間、人権委員会で作られてきた勢いを活用して、既存の国連人権モニタリング機構の中に障害の側面を発展させることが重要である。

この意味で、平行的な取り組みが奨励される。

（3）障害分野における、国連団体と組織の間の協力関係の改善

私は、国連団体や組織との連絡の中で、より体系的な情報・経験・アイデアの交換が必要であるとはっきりと感じてきた。国連団体や組織、とりわけ障害問題への関わりを持ち始める機関は、国連機構の他メンバーの経験を有効に利用できる。相互的な話し合いと情報交換は、全員の利益となる。調整の改善において何も行動が起こされて

いない理由は、資金的な制約である。

近代的な情報と通信の技術は、ここで必要とされる情報交換に新しい可能性をもたらす。私は、国連事務局の障害プログラムが、アクセス可能なインターネット技術に基づいて、バーチャルな機関間会議を毎年開催することを提案する。

（4）モニタリングの継続

国連基準規則は、障害分野における政策開発の国際的な手段として、その役割を今後も果たし続けるべきである。この前提条件の一つは、基準規則のさらなる実施を奨励し、進展の度合を評価する、積極的なモニタリング機構が存在することである。可能であれば、この運動を進める最適な方法は、基準規則の第IV章に述べられるガイドラインに従って活動を引き継ぐ新しい特別報告者の任命である。近い将来にこれが実現できなければ、モニタリング機構を国連事務局へ統合し、テクニカル・アドバイザーの上級ポストを設置するべきである。この双方において、現在と同じ方法で設立された専門家パネルのシステムが、モニタリング活動の様々な活動にアドバイスと支援を提供するべきである。モニタリング機構が有効に機能するための必要条件の一つは、通常予算と特別予算を通して、十分な資金がモニタリングの様々な機能に利用可能にされることである。

世界行動計画と基準規則に関連して実施されている、世界中の進展をはかるためのモニタリングと評価の体制は、国連事務局の障害プログラムが実施する、単独の定期的な活動として統合されるべきである。

特別報告者またはテクニカル・アドバイザーの業務を補完ならびに支援できる、地域のアドバイザリー・サービスを持つシステムが開発されるべきである。

添付資料　I　　仮訳提供：財団法人全日本ろうあ連盟

もっとも弱い立場の人々を含めるために：国連障害者の機会均等化に関する基準規則の補足文の提案

目次

Ⅰ．　序文

ⅠⅠ．　基準規則の補足提案

A．　基本理念
B．　満足な生活水準と貧困の軽減
C．　住居・入所型施設の問題
D．　保健と医療
E．　緊急・災害時対策
F．　社会環境へのアクセス
G．　コミュニケーションの問題
H．　人材育成
I．　ジェンダー
J．　障害を持つ子どもと家族
K．　暴力と虐待
L．　年齢の高い人々
M．　発達障害と精神障害
N　外見ではわからない障害
O．　国家政策と立法に向けてさらなる行動の提案

Ⅰ．　序文

1．１９９０年代には過去に例を見ないほど多くの障害関連の政策と法律が進展した。この進展は国際障害者年(１９８１年)の制定、障害者に関する世界行動計画(A/37/351/Add.1/corr.1, annex sect. VII, １９８２年)の採択、国連障害者の１０年(１９８３－１９９２年)の間の様々な活動等を契機に始まった取り組みの成果である。

2．基準規則が採択され（総会決議４8/９6, annex 1993年１２月２０日)、１９９４年にその監視機構が設置されて以来、基準規則は世界各国に於いて障害分野の政策や立法に重要な役割を果たしてきた。これら基準規則の能動的、実践的な活用は、今後の規則の活用方法を検討する際に大いに役立つ経験となる。また、基準規則の実践的活用を

通して、現規則の弱点や欠陥が明らかになってきた。

3．基準規則の全文を通して「障害を持つ人々」と言う表現は全ての年齢の障害者を意味する。補足文の場合も、他に定義されない場合は、「障害を持つ女児、男児、女性、男性」を意味する。

4．国連基準規則の補足文を作成する目的は、いくつかの分野において現規則を補完し、発展させるためである。この作業は、社会開発委員会の第３６会期(E/C.5/2000/3 annex)において障害問題特別報告者によって報告された欠陥や不十分な面の分析に基づくものである。この分析報告に含まれる分野は：ジェンダー、児童、加齢、発達･精神障害をもつ人々のニーズ、住居、貧困に苦しむ障害者のニーズ、コミュニケーションの問題。

5．この補足文の作成にはいくつかの国際組織や専門家、特に発達･精神障害を持つ人々や子供を代表する人々が貢献した。基準規則の監視制度のなかに置かれている専門家パネルのメンバーも規則を研究し、沢山の貴重な提案をしてくれた。さらに、世界保健機関がノルウエー政府との協力で開催した「ケアの再考」（オスロ、２００１年４月２２-２５日）世界会議の結果も考慮に入れた。

6．この補足文は基準規則とは違った体裁になっている。無駄な重複を省くためにいくつかのセクションに分けてある。文章そのものは意見と解説を組み合わせたようなもので、規則と同じような提案も含まれている。

7．この補足文の意見、提案の最も顕著な特徴は、最も弱い立場にある障害をもつ子どもや大人に焦点を当てていることである。

ＩＩ．　基準規則の補足提案

Ａ．基本理念

8．基準規則には、１９８０年に世界保健総会が承認した国際障害分類(ICIDH)に沿った記述があるが、この国際障害分類はその後改訂されている。２００１年に世界保健総会は ICF(機能、障害、保健の国際分類)を承認した。この改訂版 ICF では、機能と障害が個人要因と（物理的、社会的、意識的）環境要因の背景の中で起きると説明している。ICF は機能と障害を身体、個人、社会の各レベルで分類している。個人が簡単な動作から複雑な行動までさまざまな動作を行なう能力を分類し、それを基準に適切な保健･医療行為、その他の介入を可能にしている。又、ICF は各個人が現在生活している環境の中でその成果を分類することにより、その成果を容易にしたり、妨げたりしている環境要因の特定を可能にしている。この分析結果を基準に適切な環境の修正や保健関連の介入を行い、成果を向上させることができる。しかし混乱を防ぐため、こ

の補足文では、あえて基準規則本文と同じ用語を使用している。

9．「ハンディーキャップ」という言葉・用語の使用についてかなりの混乱があったことは特記しておこう。多くの国の言語では、既定の用語になっているが、しかしいくつかの言語では軽蔑的、否定的、あるいは侮辱的な意味が含まれることがあり、細心の注意を払って使用すべきである。

10．さらに基準規則でも説明しているとおり、「予防」(prevention)と言う概念障害を持つ人の生きる権利や平等な社会参加の権利を剥奪することを正当化するためには決して使用されないよう強調するべきである。

B．満足な生活水準と貧困の軽減

11．発展途上国では、先進国と同様に、障害を持つ人々とその家族は他の人々と比べると、より貧しい生活を強いられる可能性が高いことは明らかである。いわば双方向の関係で:障害があれば貧困の可能性が高くなり、貧しければ障害を負う可能性を高める。偏見と社会的烙印を押されてしまうことで、障害をもつ子どもも大人も孤立して地域生活から排斥されて暮らすことが多い。

12．障害を持つ人々にも満足な生活水準の達成を可能にすることは平等の権利の原則にも、障害者の機会均等化を達成する過程にも暗に含まれる。

13．政府は障害を持つ人々が、教育、保健、就労、社会サービスなど社会の通常の仕組みの中で必要な支援を受けられることを保障すべきである。

14．貧困を軽減する対策を講じる際、政府は障害を持つ人々のエンパワメントと社会への積極的な参加を支援する計画を含むべきである。

15．政府は、その開発計画の一部として障害を持つ人々に対して十分で安全な住居、食糧と栄養、水と衣料へのアクセスを保障すべきである。

16．政府は地域に根ざしたサービスの枠組みのなかで障害を持つ人々に教育、リハビリ、福祉機器、雇用サービスなどを提供すべきである。

17．政府は障害を持つ人々の生活状況に関する情報を収集し、広く知らせることを奨励し障害を持つ人々の生活に影響があるあらゆる状況に関する包括的な研究を促進すべきである。

18．政府は地域、地方行政、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などの関係機関と連携し、障害をもつホームレスや流民、障害を持つ難民などに必要とされる支援を提供

し、これらの人の自立と問題の持続的な解決を促すべきである。

１９．障害をもつ人々の生活水準に影響を及ぼすすべてのプログラムのすべてのレベルにおいて障害を持つ人々の組織に諮問するべきである。

C．　住居・入所型施設の問題

２０．障害を持つ人々にも完全参加と平等を実現するならば、その前提条件として、障害を持つ人々がそれぞれの地域社会の中で育ち、暮らし、能力を伸ばしていけるようにしなければならない。その意味で適切な住居の確保はきわめて重要である。

２１．政府は障害を持つ人々に、これらの人の保健と福利に適した、安全で、すむのに適した、利用可能な、手ごろな価格の住居や保護施設を保障すべきである。これらの住居の条件として、その社会的、物理的インフラストラクチャーを含めて、障害を持つ子どもが家庭の中で育ち、障害を持つ大人が地域社会の一員としてかかわりつづけられる物でなければならない。

２２．政府の政策には、近隣の住民や地域社会の否定的態度を変えるための啓発キャンペーンが含まれるべきである。

２３．これまで多くの障害者グループを隔離された大型入所施設に収容する政策をとってきた国の政府は、地域に根ざしたサービスと家族への支援を提供する方向に政策の意図を転換させるべきである。このことにより、このような施設への入所を廃止する政策を導入し、やがてこれら施設の閉鎖に向けた計画を可能にできる。

２４．障害を持つ孤児やその他の児童で家族や個人からの保護が得られない場合、代替家族を探すべきである。同じ状況に置かれた成人に関しては、大規模施設に替わって、地域内にある小規模の家庭的な施設(グループ・ホーム等)に入所できるようにする。

２５．入所施設に暮らしていた障害者が施設を出て再び地域社会で暮らす場合、政府はこれらの障害者に適切な支援を必要な限り、継続的に提供し続けるべきである。

２６．政府は、入所施設で暮らし続ける障害者に対し、基本的ニーズが満たされることを保障し、居住空間、個人所有物、面会、文通・通信、(訳注：個人データの)ファイルなどに関するプライバシーの権利を擁護すべきである。またあらゆる介入はその人の自立を支援し、促進するという目的をもって行うべきである。さらに政府は地域社会生活における有意義な参加とかかわりの機会が設けられることを保障すべきである。

D．保健と医療

２７．政府は保健(health)を人権として認め、質の高い、安心な医療サービスと医療施設へのアクセスを、障害の性質・重さ、年齢、性別、人種、民族的または性的志向などに関わらず、すべての人に保障すべきである。政府は、障害を持つ人も他の市民と同様に自主的決定の権利を有することを認めるべきである。これには医療・治療を承諾あるいは拒否する権利も含まれる。政府は、医療・保健サービスが提供される際、生きる権利が最重要視されることを保障すべきである。

２８．政府は障害を持つ人が社会の他の構成員と同じ体系の中で、同じ程度の医療が提供されるよう保障し、これらの人たちの生活の質や潜在能力が推測だけで判断され、その結果差別される事のないよう保障すべきである。

２９．政府はすべての医療職員、準医療職員、及び関連職員が障害を持つ人に医療を提供するために十分な訓練と知識を身に付けていることと、これらの職員が障害者を持つ人への医療に必要な治療方法と治療技術を利用できることを保障すべきである。また、障害を持って生活することに対する理解を深めるため、将来の医療専門職に就く人は障害を持つ人に会い、これらの人々から学ぶべきである。

３０．政府は、医療職員、準医療職員、関連職員は障害を持つ人に対する診断と治療に関する完全で公平な情報と助言を提供すべきである。このことは特に出産前の診断において重要である。子どもの場合は、この情報が両親、または適切な場合その他の家族に提供されるべきである。

３１．政府は、障害を持つ人々が生殖及び性的保健ニーズに対処できるようにするための適切且つ完全にアクセス可能な教育、情報、サービスを提供する計画を、障害を持つ女性、男性の参加を得ながら、計画、実施すべきである。

３２．政府はHIV／AIDSを含む性行為感染症に関する意識を高め、予防し、治療を行うべきである。

３３．政府は、医療機関、医療従事者が障害を持つ人に自主的決定の権利、インフォームド・コンセントを要求する権利、治療を拒否する権利、医療施設への強制収容に応じない権利などについて知らせることを保障すべきである。政府は更に障害を持つ人が望まない医療的または関連介入、矯正手術などが強制的に行われることを防ぐべきである。

３４．政府はすべての障害を持つ人の種別グループのために、国家的リハビリテーション計画を策定すべきである。この計画は障害を持つ人各個人の現実のニーズと完全参加と平等の原則に基づくべきであり、これらの人たちが地域社会のメインストリームへ参加することを可能にするため、障壁を除くことを目指すべきである。

E．緊急・災害時対策

３５．これまでの(訳注：緊急・災害時の)総合救援対策の場合、障害を持つ人々のニーズが忘れられたり無視されたりするケースが多かった。

３６．国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や国連開発計画（UNDP）などの国連機関と連携し、政府は緊急・災害時に障害を持つ人々の支援策を含む政策やガイドラインを開発すべきである。政府の緊急時サービスは障害を持つ人やその家族に医療・治療、その他支援を提供できるよう十分に装備し、準備すべきである。

３７．緊急災害時には障害を持つ人々が最も虐待を受けやすい立場にあることを特に認識する必要がある。

F．社会環境へのアクセス

３８．基準規則の規則５ではアクセシビリティーを、物理的環境へのアクセスと情報・コミュニケーションへのアクセスと言う二つの次元でとりあげている。経験から考えると、国の障害計画には更に三つ目の次元でアクセシビリティーを取り上げる必要があることがわかる―すなわち社会環境へのアクセスである。

３９．政府は障害を持つ人に対する無知や否定的態度の結果として生じるすべての障壁を取り除く方策を推進すべきである。

４０．偏見と戦う方策として、公的な教育や情報提供のキャンペーンを行い、メディアが障害を持つ人々を肯定的に描くことを奨励し、意識の向上を図るべきである。ジェンダーの問題が重なる場合、あるいは発達障害・知的障害を持つ人々、障害を持つ子ども、重複障害または外見ではわからない障害を持つ人々などには特に重点を置くべきである。

４１．社会的偏見と戦う方策を計画する際に政府は障害を持つ人々の組織の関わりを保障することが特に重要である。

G．コミュニケーションの問題

１．情報・通信技術

４２．情報通信技術（ICT）と関連インフラは市民に情報やサービスを提供する上で、非常に重要になってきている。したがって、この分野もアクセシブルでなければならない。ICTは障害を持つ人の支援・サポート手段として大きな可能性を持つので、十分に活用されるべきである。

４３．政府は、情報通信技術（ICT）と一般市民のためのさまざまな関連サービス・システムが初期の段階から障害を持つ人々にもアクセシブルに作られているか、またはアクセシブルに作り変えられることを保障すべきである。また、障害を持つ人々のための特別なトレーニング・コースを受けられる機会を増やし、手頃な価格の機器類やソフトウエア、及びICTによる通信教育へのアクセスを拡大することも重要である。

４４．政府はアクセシビリティーや利便性（usability）に関する基準やガイドラインを設けて、それを公的資金投入の判断基準に使用することを検討すべきであると同時に、アクセシビリティーを達成するための手段として公共調達を認めるべきである。

４５．政府は情報・通信技術を障害を持つ人々にもアクセス可能にするための特別な技術的、法的措置の開発と実施を開始すべきである。

２．手話

４６．１９９０年代には多くの国の政府が手話をろう者の主要なコミュニケーション手段として認めた。ろう者の個人的発達に手話が必要不可欠であることを鑑みて、このような政府の動きは続けられるべきである。

４７．政府は手話を自然言語として、またろう者のコミュニケーション手段として認めるべきである。手話はろうの子どもの教育現場、家庭、地域で使用されるべきである。

４８．ろう者と他の人々との間のコミュニケーションを容易にするため、手話通訳サービスが提供されるべきである。

３．その他のコミュニケーション・ニーズ

４９．この他にもコミュニケーション障害を持つ人、例えば言語障害、難聴、盲ろう者、発達障害や知的障害者のうち特定の援助を必要とする人等への配慮も必要である。

５０．情報通信技術、特種福祉機器、通訳サービスなどが必要となる場合がある。

H．人材育成

５１．障害を持つ人の為のすべての計画やサービスを実施するにあたり非常に重要なのは十分な研修と知識を身に付けた人材を配備することである。意思、教師、ソーシャル・ワーカーなど一般市民に各種サービスを提供する専門職は、その基礎研修の中で障害と障害を持つ人の生活状況に関する知識を得るべきである。

５２．政府は障害分野でサービスを提供している全ての機関が、その職員に十分な研修を与えること、更に国連基準規則の趣旨の理解がこの研修に含まれることを保障すべきである。

５３．政府は、障害を持つ子どもや大人がジェンダー、民族、人種、年齢、性的性向などを理由に差別を受けた場合、職員がそれを差別的行為として認識できるよう十分な職員教育を保障すべきである。

５４．政府は、多様な障害を持つ人々が専門的研修を受け易い環境を作り、このような人々が障害分野で働き、他の障害者の模範となることを支援すべきである。

５５．定期的な教育を継続的に受け続けられる制度を障害に関係する全ての個人、グループ、組織に保障し、奨励すべきである。

Ｉ．ジェンダー

５６．障害を持つ女性はしばしば二重、あるいは三重の差別を受けることがある。女性であるために差別を受け、障害を持つことで差別を受け、また更に経済的立場のために差別されることがある。

５７．多くの文化の場合、障害を持つ女性は結婚して子どもを産む確立が低いことから、その立場が更に不利になることがある。これらの女性は医療ケア、リハビリテーション、教育、職業リハビリテーション、雇用などあらゆる面で差別を受けている。

５８．基準規則のどの規則も最初の文章には「障害を持つ人」という言葉がある。これはすなわち「障害を持つ女児、男児、女性、男性」を指すこととして理解されるべきである。いかなる場合も、男女の平等と子どもや青年も含まれることを強調することは重要である。

５９．ジェンダー・センシティブ（訳注：ジェンダー問題に配慮した）開発計画の場合、その計画の対象者が女性と少女であることを確認すべきである。

６０．各障害者組織は、障害を持つ女性や少女に関する問題がそれぞれの組織の課題として、また女性組織や子どもを代表する組織の課題として取り上げられるよう運動すべきである。

Ｊ．障害を持つ子どもと家族

６１．いくつかの文化の場合、障害は罰や祟りとして考えられ、したがって恐れや恥辱と言って感情と結びついている。そのため、障害を持つ子どもは隠され、地域から放置さ

れていくケースがある。このような子どもはまともな生活をおくる可能性は無く、時には生存する権利さえも奪われることがある。

６２．障害をもつ子どもはしばしば学校制度からも放置されることがある。又、物理的環境の障壁が自由に動き回ること、遊ぶこと、他の子どもと交わることを妨げている場合がある。

６３．政府は早期発見、早期介入プログラムを設けて、重度障害、重複障害を含む全ての障害を持つ子どもが医療ケアとリハビリテーション･サービスを利用できるようにすべきである。このサービスはジェンダー、年齢、その他の条件によって偏見を受けることなく提供されるべきである。

６４．訓練やリハビリテーション･プログラムは障害を持つ子どもの家庭生活及び同年齢の障害を持たない子どもとの社会的交流を持つ権利を妨げてはならない。

６５．重度障害を含む、全ての障害を持つ子どもに教育を受ける機会が与えられるべきである。障害を持つ幼い子ども、少女、若い女性にも教育アクセスが保障されるよう特に注意すべきである。

６６．政府は障害を持つ子どもが地域の他の子どもと共に過ごし、共に遊ぶことを可能にする方策を推進すべきである。

６７．政府は、障害を持つ子どもや青年が自分達に関係する事柄に対して意見を述べ、その意見がそれぞれの年齢と成熟度に応じて、真剣に受け止められることを保障すべきである。

６８．政府は、障害を持つ子どもがいる家族が、特定の障害に適した支援と情報、一般(主流)の親に対するする支援へのアクセス、親同士の情報交換と交流の機会などを含む、十分な支援制度を開発すべきである。

６９．政府は障害を持つ子どもや成人の介助を担っている家族を受け入れるために、妥当な配慮を行なうよう雇用者に奨励すべきである。

７０．政府は、虐待や暴力を理由に別居、又は離婚を望む障害を持つ女性、男性を支援すべきである。

K．暴力と虐待

７１．最近の研究の結果、障害者は性的虐待やその他の暴力、虐待を受けやすいことがわかった。障害者に対する暴力、虐待は閉鎖的な環境で起きたり、被害を受けた子ど

もや大人が起きたことを説明できないといった特殊な状況のため、発見するのは難しいことが多い。

７２．政府は、障害を持つ女児、男児、女性、男性に対する虐待や暴力を確認し、なくすための計画を開発すべきである。暴力･虐待は家庭内、地域内、施設内、緊急状況下名とで起きることがある。

７３．障害を持つ人は虐待を避ける方法、起きた時にはそれを虐待として認識する方法、そのような行為について報告する方法について教育を受ける必要がある。

７４．政府は障害を持つ人とその家族に対して、性的虐待、その他の虐待の予防措置に関する情報を提供すべきである。

７５．専門家は、虐待などの被害を生み出す可能性のある条件、そのような状況を避ける方法、虐待があることを認識する方法、障害をもつ人が虐待を受けた場合、その人を支援する方法、そのような行為について報告する方法などについて教育を受けるべきである。

７６．警察や司法関係者は障害を持つ人からの証言を聞く必要があり、このような虐待のケースを真剣に受け止めるべきである。虐待の犯罪を犯した人は特定され、法に基づいて処罰されるべきである。

７７．障害を持つ子どもや成人が営利のために利用されたり悪用されたりしないために、その人格権とプライバシーの権利を擁護する特別の法的措置が必要となる場合がある。

Ｌ．年齢の高い人々

７８．障害を持つ人のうち年齢の高い人々は二つのカテゴリーに大別できます。一つ目は人生の早い段階で障害を経験した人であり、これらの人のニーズは加齢と共に変化する場合がある。もう一方のグループは加齢により、身体的、感覚的、又は知的機能を失った人である。全般的な生活水準が向上し、平均寿命が延びるにつれて、この二番目のグループが増えています。

７９．基準規則は年齢で区別をしていない。「障害を持つ人」という言い方には全ての年齢層が含まれる。しかし、これまでの経験から年齢の高い障害者のニーズが国家障害政策や計画に含まれていないことが多いので、何らかの説明を加えることが適切であるかもしれない。

８０．政府は障害を持つ人のニーズに応えるために企画された政策、計画、サービスに年

齢の高い障害者のニーズも含まれることを保障すべきである。

８１．保健･医療サービス、リハビリテーション、福祉機器の提供、その他支援サービスを提供する際、年齢の高い障害者にニーズには特に注意を払うべきである。

８２．年齢の高い障害者に関する情報は各種研究、データ収集、障害者の生活状況のモニタリングなどの際に含まれるべきである。

８３．公的な情報提供と意識向上キャンペーンを行なう際に高齢の障害者の状況にも十分配慮すべきである。

M．発達障害と精神障害

８４．発達障害の人と精神障害の人は、それぞれが直面する問題の原因も性質も違っている。しかし、両者とも社会の市民のうち最も傷つきやすいグループである点では共通している。これらの障害は、他の障害よりもさらに強い否定的態度と偏見に見舞われる可能性がある。特に低開発国や経済的発展途上国の場合、発達障害や精神障害を持つ人の声はめったに聞かれない。したがって、障害を持つ人の生活状況を改善する計画を立てる際、これらの人のニーズはしばしば忘れられたり無視されたりすることがある。

８５．基準規則の最も重大な欠陥の一つは発達障害、精神障害を持つ人のニーズが十分に取り上げられていない点である。保健と医療ケア、リハビリテーション、支援サービス、住宅状況、家庭生活、人格尊重などの分野はどちらのグループにとっても重要な課題である。この補足文の作成に際しても、これらの分野を検討する上でこのような障害を持つ人のニーズが重要な側面となった。

８６．政府は、保健･医療ケア、リハビリテーションと支援サービスなどを提供する際、発達障害、精神障害を持つ人の特殊ニーズを尊重し、自己決定の権利には特に注意を払うべきである。

８７．政府は発達障害又は精神障害を持つ子ども、又は大人がいる家族への支援を開発すべきである。障害を持つ人が家族と暮らすためにはこのような支援が必要となる場合がある。

８８．発達障害又は精神障害を持つ多くの成人はその状況に対処するために特殊な住居条件を必要とする場合がある。十分な支援サービスに支えられた小規模の家庭的な施設(グループ･ホーム)等が有効な代替方法である場合がある。このような方法は自立生活計画の一部に含まれることがある。

８９．政府は、各種研究、データ収集、障害者に関する一般的なモニタリング活動に発達障害及び精神障害を持つ人の情報が含まれることを保障すべきである。

９０．政府は、セルフ･アドボカシー･グループ(当事者による権利擁護団体)や親の会を含む、発達障害及び精神障害を持つ人を代表する組織、の発展を奨励し、支援すべきである。

N．外見ではわからない障害

９１．障害を持つ人の中でも特記すべきグループとして、他の人からは分かりにくい障害を持つ人々がある。このような障害はしばしば誤解され、間違った結果に終わることが多い。外見ではわからない障害を持つ人には、次のような人が含まれる：精神障害又は発達障害を持つ人、慢性疾患による障害、難聴者。

９２．一般市民対象の意識向上プログラムには外見ではわからない障害を持つ人が、外見ではわからない故遭遇する問題に関する情報が含まれることが重要である。

９３．障害者の完全参加と機会均等化に向けての政策には外見ではわからない障害を持つ人々特有の問題も取り上げるべきである。

O．　国家政策と立法に向けてさらなる行動の提案

９４．基準規則との何年間かの取り組みの経験と、人権分野での進展の結果、国の政策を作る際いくつかの全般的な提案ができる。

９５．障害者の一般的な(訳注：メインストリームの)地域社会生活におけるバリアの除去を保障する為、政府は拘束力を持つ広範な反差別法を導入すべきである。この家庭において、政府は原住民や他のマイノリティーに属する障害を持つ人々を含めるよう、保障すべきである。

９６．政府は拘束力のある法律を施行し、障害を持つ人々や介護を提供している家族のニーズに応える支援技術(訳注：福祉機器等や介助・通訳サービス等の提供を保障することを機会均等化を実現する上で重要な方策としてことを検討すべきである。

９７．政府はアクセシビリティーを達成する手段として公共調達を検討すべきである。物理的環境の設計と建設に際しては、設計段階当初からあらゆるアクセシビリティー要件が含まれるべきである。

９８．交通システム、住宅、及び情報・通信サービスなどをアクセス可能にする開発を支援し、推進するための法的措置を検討すべきである。

９９．政府は研究の成果や経験の国際情報交換を支援し促進すると同時に、模範的な取り組みの例を社会の全ての構成グループに広めるべきである。

１００．政府は加盟する様々な人権条約の委員会への定期的な報告に、障害を持つ人の状況を含めるよう、行動をとるべきである。条約の各条項が障害者を特定するか否かに関係なく、情報を収集・提示すべきである。政府はこの評価過程において、障害を持つ人の組織が意見を述べることを奨励し、支援すべきである。

１０１．一般市民全般に影響を及ぼす政策、計画、法律を決定する前に、それらが障害を持つ人々に与える影響の結果分析を行うべきである。

※全日本聾唖連盟による仮訳

人権委員会決議 E/CN.4/2002/L.84
特定集団と個人：その他の弱い立場の集団と個人

国連　経済社会理事会　　E/CN.4/2002/L.84
2002年4月17日

人権委員会
第58会期　　議題14項（d）　　原文：英語

特定集団と個人：その他の弱い立場の集団と個人

アルバニア*、アンゴラ*、オーストラリア*、オーストリア、バングラデシュ*、ベラルーシ*、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ*、ブラジル、カメルーン、カナダ、コロンビア*、コンゴ*、クロアチア、キプロス*、チェコ共和国、デンマーク*、エクアドル、赤道ギニア*、フィンランド*、フランス、ドイツ、ギリシャ*、グアテマラ、アイスランド*、アイルランド*、イタリア、ルクセンブルグ*、マダガスカル*、マルタ*、モーリシャス*、メキシコ、オランダ*、ニュージーランド*、ノルウェー*、ペルー、フィリピン*、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア*、スロベニア*、スペイン、スーダン、スウェーデン、スイス*、タイ、旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国*、チュニジア*、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国：

決議案

2002/… 障害を持つ人々の人権

人権委員会は、

生活の質の向上、完全雇用、経済的・社会的進展と開発を可能にする環境を促進するため、国連憲章に基づいて国連と協力し、共同あるいは単独で行動を起こすと言う各国政府の誓いを考慮し、

「世界人権宣言」、「経済的、社会的、及び文化的権利に関する国際条約」、「市民的及び政治的権利に関する国際条約」、「子どもの権利条約」、「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」、「国際労働機関（ＩＬＯ）第１５９号条約(1983)（障害者の）職業リハビリテーション及び雇用に関する条約」などが定めるとおり、全ての障害を持つ人々が差別から保護され、完全で平等に人権を享有するべきであることを想起し、

障害者に関する世界行動計画の第三次評価と見直し(5年ごと)に関する、国連総会での事務総長報告(A/52/351)を想起し、

国連総会第３７会期において採択された障害者に関する世界行動計画が、障害を持つ人々の人権を促進し、保護

するための確固とした、革新的な構想を提供していることから、継続してその有効性と重要性を再確認し、

１９９０年以降の主立った国連会議やサミットにおいて定められた障害者の人権と基本的自由に関わる公約と、それらのフォローアップの過程を想起・再確認し、又、それらの実施にあたる際、障害問題を社会主流化することの重要性を強調し、

２０００年４月２５日の決議２０００/５１を再確認し、

障害者の機会均等化に関する基準規則を採択した１９９３年１２月２０日の総会決議４８/９６を想起し、

２００２年２月２１日の社会開発委員会で採択された、「障害者の権利及び尊厳の保護及び促進に関する包括的かつ総合的な国際条約」に関する決議を認識し、

現存する国際基準の質の高さとの一貫性を保つことに専念し、新しい国際基準を設ける際のガイドラインを明確化し、総会決議４１/１２０及びウィーン宣言段落ＩＩ．６とその行動計画、とりわけ新基準案を策定する際に人権条約機関の諮問を受ける必要性があるということについて、総会決議５６/１６８によって発足した特別委員会の関心を向け、

社会開発委員会の特別報告者による「障害者の機会均等化に関する基準規則」の２０００～２００２年の実施状況のモニタリングに関する最終報告（E/CN.5/2002/4）を認識し、

障害者の機会均等化を、障害者自身により、障害者のために、そして障害者とともに更に促進、これらの人々の人権を保護するという、２００２年２月２１日の社会開発委員会の決議を歓迎し、

障害者に関する国際会議の積極的開催を歓迎し、

障害者の社会への完全統合と参加を阻む障壁や障害物を取り除き、あるいは取り除くことを容易にし、これらの人々が特定の目標に向けて国の政策を開発しようとする努力を支援する義務が政府にあることを更に強調し、

障害を持つ人々の完全参加と平等を実現し、これらの人々が人権を完全に享有できることを保障するための世界規模の取り組みへの非政府団体、とりわけ障害者団体の貢献を認め、

国際労働機関（ＩＬＯ）第159号条約（訳注：障害者の職業リハビリテーションおよび雇用に関する条約）の批准国の法律、実施状況の調査を踏まえ、

1999年6月7日に米州機構が採択した「障害者差別撤廃米州条約」を地域模範の取り組みの例として興味深く注目し、

欧州共同体が、障害やその他の理由による差別を撤廃するために適切な方策を取ることを可能にした、１９９７年のアムステルダム条約がもたらした変革も興味深く注目し、

対人地雷の見境のない使用が、特に民間人の間に多くの障害者を生み出している事実を懸念し、

1．平等の原則に違反する行為、「障害者の機会均等化に関する基準規則」に反する一切の否定的、差別行為は障害者に対する人権侵害であると認識し、

2． 社会における障害者の権利、機会均等化、完全参加を推進するために、「国連障害に関する任意拠出基金」を含む、障害者に関する全ての国連プログラムの誠意を維持するよう事務総長に呼びかけ、

3． 社会開発委員会の障害問題特別報告者の貴重な仕事及び同委員会の第40会期における特別報告者の報告を歓迎し、特別報告者からの将来の取り組みに対する提言と障害問題を社会主流化するという提案を支持し、

4． 社会開発委員会特別報告者を人権委員会第59会期に招き、彼の任務の人権に関わる側面について報告を依頼し、又、彼自身と彼のパネルの委員が基準規則のモニタリングを通じて得た、人権関連の経験を人権委員会に定期的に報告するよう要請し、

5． 障害問題特別報告者の事務局と世界保健機構が合同で行った第三次世界調査を想起し、

6． 各国政府には、社会開発委員会の特別報告者が望む情報を提供するなど全面的に協力し、関連データを「経済的、社会的、文化的権利委員会」に提出するように呼びかけ、

7． 人権委員会の第58会期に提出された「人権と障害に関する研究」を歓迎し、そこに記載される勧告に、各国政府、国連機関、非政府団体、その他関連団体の関心を向け、

8． 「人権と障害の研究」の勧告の中から関連事項の実施を検討するよう、人権高等弁務官事務局に呼びかけ、

9．政府が、条約監視機関のメンバー選出する際、これまで推薦対象として検討されている候補者を念頭に置き、障害を持つ人自身を推薦するよう要望し、

10． 特別委員会(アド・ホック委員会)を設置し、「障害者の権利及び尊厳の保護及び促進に関するする包括的かつ総合的な国際条約」の検討を進めるとする、２００１年１２月１９日の国連総会決議56・168を関心深く注目し、

11． アド・ホック委員会に対し、人権関連文書及び人権メカニズムと基準規則の関連性を考慮し、その際に社会開発委員会第４０会期における同委員会の特別報告者による報告と提案をも入念に検討するよう勧告し、

12． 人権委員会第５８会期に提出された「人権と障害者に関する研究」を、アド・ホック委員会も利用できるようにすることを、高等弁務官事務局に要望し、

13． アド・ホック委員会に委託された任務に対して、各国政府、人権関連条約機構を含む各国連機関、地域委員会、社会開発委員会の特別報告者、政府間組織、非政府組織などが、国連の慣行に従い情報提供することを歓迎し、

14． アド・ホック委員会の検討課題に関して各国内機関からの情報提供も奨励し、

15． アド・ホック委員会が任務を遂行するにあたり、関連ＮＧＯの完全参加を可能にする手法を導入すること

を併せて奨励し、

１６．アド・ホック委員会に対して、ジュネーブで開催される人権委員会第５９会期の前に最低一回は会合を開き、以後定期的な会議を開催し、人権委員会に中間進捗報告を行なうことを奨励し、

１７．人権高等弁務官事務局内に障害の人権に関する質問を受け持つことを主な目的とする中心的担当者を任命すると言う事務局の決定を感謝し、

１８．人権高等弁務官事務局に対して、人権委員会第５８会期に提出された「障害者の人権に関する研究」に記される勧告の実施状況と、障害者に関する事務局の取り組みの計画を人権委員会第５９会期において報告するよう促し、

１９．障害者の人権の促進と保護に活発にかかわるＮＧＯが互いに密接に協力し合い、関連情報を「経済的、社会的、文化的権利委員会」及び人権高等弁務官事務局に提供するよう促し、

２０．更に、このようなＮＧＯが人権高等弁務官事務局の技術的支援を受けることで、人権関連の活動をより効果的に行なうことを奨励し、「障害者の機会均等化に関する基準規則」の規則１８に従い、障害者の人権の促進と保護に関わるＮＧＯを政府が支援することを奨励し、

２１．障害を持つ人々が個人、あるいは集団として、障害者団体を設立し、その会員になる権利を認め、又このような団体がその会員の法的な代表として発言し、活動することを認め、

２２．全ての人権条約監視機関に対して、政府が人権関連文書・メカニズムに従い、障害者が全ての権利を享有できることを保障し、その政策課題の計画及び結果観察に適切な形で障害関連課題を取り上げていることを積極的に監視することを促し、「経済的社会的及び文化的権利委員会の結論的見解No. 5」に加えて、障害を持つ人々の人権に関する見解書を作成し、障害問題のメインストリーミングのモデルとすることを要請し、

２３．当該国連人権文書・メカニズムに従い、報告を作成する際、各国政府が障害者の人権問題を完全に調査・報告することを要請し、

２４．全ての特別報告者がそれぞれの任務を遂行するにあたり、障害を持つ人々のおかれる状況と人権を考慮することを歓迎し、

２５．各国政府が、関連組織の協力と支援を得て、「障害者の機会均等化の基準規則」を実施し、その際、特に発達及び精神障害を持つ女性、子ども、その他の人々の人間としての尊厳と高潔さを保障する配慮をするよう要請し、

２６．「障害者に関する世界行動計画」の理念に基づき、基準規則を実施するための追加支援として、政府、市民社会、民間セクターに対して、「国連障害に関する任意拠出基金」への寄付を呼びかけ、

２７．２０００年以降までの「世界行動計画を実施するための長期戦略」が効果的に機能するよう、継続的に適切な支援を保障することを事務総長に要望し、

２８．　武力闘争が障害者の人権に対して、破壊的な結果を生み出していることに深刻な懸念を抱き、

２９．　対人地雷の廃絶に関する国際的な活動の増強を歓迎し、「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」及び改正された「非人道的兵器を規制する特定通常兵器禁止・規制条約（CCW）」の第二議定書の締結と実施に注目し、

３０．　各国政府及び「地雷撤去支援のための任意拠出基金」を含む当該国連機関に対して、国際的な地雷撤去作業に継続的な支援をし、性別、年齢別に応じた地雷認識プログラムとリハビリを促進することにより、地雷の犠牲者の数と被害を軽減することを呼びかけ、

３１．　障害者が社会のあらゆる面に完全参加できるよう、その能力開発を可能にする計画を奨励し、

３２．　障害を持つ人々の人権が完全に認められ、彼らがその人権を完全に享有できることを保障する努力の進捗状況を、毎年事務総長から国連総会に報告されることを要望し、

３３．　社会開発委員会・障害問題特別報告者の「障害者の機会均等化に関する基準規則」のモニタリングに関する最新報告の内容を、人権委員会第59会期の席上、事務総長から発表するよう要望し、

３４．　国連開発計画(UNDP)、及びその他全ての開発協力のための政府間組織に対し、その通常活動に障害者対策を統合し、このことを活動の報告にも反映させるよう提案し、

３５．　全ての国連組織及び専門機関が、あらゆる場面で障害者の機会均等化の妨げとなる問題に対処し、これらの問題の解決に向けての取り組みを報告するよう要望し、

３６．　各国政府が障害を持つ子どもと大人のために適切な教育政策や活動を開発し、貧困撲滅、教育の推進、雇用の拡大などを目的とした政策や計画に障害者を含め、障害を持つ人も住居、保健、保護、移動、補助機器などの権利を有することを認識することを奨励し、

３７．国際労働機関が各国政府、政府間組織と協力し、就労機会の均等化につながる政策や戦略の立案に関して、国際的なリーダーシップを発揮することを促し、

３８．平等に関する課題を解決する為の効果的な政策を立案するために各国政府及びＮＧＯが障害を持つ人々の状況に関する適切な情報やデータを収集・照合することを促し、

３９．　人権高等弁務官事務局に対して、社会開発委員会障害問題特別報告者が収集した情報のうち、障害者の人権に関する法律の情報を検討することを勧告し、

４０．　多国間開発機関に対し、それぞれがスポンサーし、資金援助する計画が、基準規則に則って、アクセス、その他障害者の権利に関する点に十分に留意することを求め、

４１．　障害をもつ人々の人権に関する使命を再認識し、これらの人々が社会の全ての場面に完全参加できるための取り組みが全ての事業に反映されることを再確認し、

４２．　この課題を委員会第５９会期にて同じ議題項目の中で継続討議することを決定する。

＊ 経済社会理事会の機能委員会の手続きの規則 69、第 3 段落に従う。
GE. 02-13028 (E) 190402

人権委員会決議 E/CN. 4/2002/L. 84く
特定集団と個人：その他の弱い立場の集団と個人
最終更新　2002 年 5 月 21 日
財団法人　全日本聾唖連盟

http://www. jfd. or. jp/int/unconv/chr48_ecn4-2002-184. html

◇題　名◇

Comprehensive and integral international convention to promote and protect the rights and dignity of persons with disabilities (Working paper by Mexico)

「障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な国際条約（メキシコ政府のワーキング・ペーパー）」

国連文書番号（A/AC.265/WP.1）（上）

◇配布日◇

2002年7月15日

［注　記］

このメキシコ条約の日本語訳は，障害者権利条約に関する第1回特別委員会（2002年7月29日～8月9日，ニューヨーク，国連本部）の討議資料としてメキシコ政府が提出したワーキング・ペーパー（A/AC.265/WP.1，2002年7月15日配布，英語版（原文はスペイン語））を訳出したものである。原則として，"United Nations"は「国連」，"disability, disabilities"は「障害」，"persons with disabilities"は「障害者」とそれぞれ訳した。〔　〕内の条文見出しは訳者による。

訳：川島　聡

前文

この条約の締約国は，

a) 国連憲章の目的及び原則を再確認し，

b) 国連憲章が，人間に固有の尊厳及び平等の原則に基づく人間の価値を再確認し，かつ，社会進歩及びすべての人のより良い生活水準を一層広い自由の概念の下で促進することを決意したことを考慮し，

c) 国連が，世界人権宣言及び人権に関する国際規約において，すべての人は，人種，皮膚の色，性，言語，宗教，政治的意見その他の意見，国民的若しくは社会的出身，財産，出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め，

d) また，いかなる障害であろうとも，障害に基づくあらゆる人に対する差別が，権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則を侵害し，かつ，市民的，社会的，経済的，政治的及び文化的生活への障害者の―平等の条件での―参加を妨げることを認め，

e) 障害者に関する世界行動計画（1982年），精神遅滞者の権利に関する宣言（1971年），障害者の権利に関する宣言（1975年），精神病者の保護及び精神保健ケアの改善に関する原則（1991年），障害者の機会均等化に関する基準規則（1993年），障害者に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する米州条約（1999年）等のような障害者の人権及び非差別を促進するために採択された国際的及び地域的な文書，宣言，規範及び計画，並びに障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する国際労働機関条約第159号（1983年）のような専門機関の制定法及び関連文書を考慮し，

f) 国連の主要な会議及びサミット並びにそれぞれの継続的再検討の成果（特に，平等及び参加を基礎とした障害者の権利及びウェル・ビーイングの促進に係るもの）を再確認し，

g) 障害者による障害者のための障害者と共同した機会均等化を助長するための国内的，地域的及び国際的レベルの政策，プラン，計画及び活動の促進，形成及び評価に影響を及ぼすことに当たり，障害者の機会均等化に関する基準規則が重要な役割を果たしてきたことに大いに満足をもって留意し，

h) この条約と人権に関する国際規約その他の人権文書との相互関係，並びにこの条約の内容を

新潟大学大学院博士後期課程・国際福祉医療カレッジ非常勤講師

実施する際の基準規則の有益性を強調し，

i) 障害者に関する世界行動計画が採択された後（1983～1992年），協力及び統合の増進並びに障害問題に関する啓発を目的として，政府，国連システムの機関及び関連組織並びに非政府組織により，多大な努力が行われてきたにもかかわらず，これらの努力が世界のさまざまな地域における障害者に対する暴力及び差別を根絶するには十分でなかったことを認め，

j) 障害者の機会均等化を実現するために，人権に関する国際規約その他の国際人権文書が確立したすべての政治的，市民的，経済的，社会的及び文化的権利の行使，並びに物理的環境を利用する機会が障害者に保障されなければならないことを認め，

k) 障害者及び複合差別又は重複差別を被りやすい者が社会的，経済的，文化的及び政治的生活のすべての領域に―平等の条件で―完全に統合し及び参加することを妨げる隘路及び障壁を撤廃する国家の責任を強調し，

l) 障害の発生を増加させる一因となる社会的環境（極度の貧困，保健に対する関心の欠如，家庭内外の暴力，事故，アルコール及び麻薬の乱用，医学的治療の不十分な施与，組織的な人権侵害，高齢化社会における適正な養護の欠如並びに武力紛争を含む。）が存在しているという事実を憂慮し，

m) 特定の障害をもたらし又は悪化させる原因を減らすための必要な行動をとることに取り組み，

n) 世界の人々の発展段階及び生活の質を向上することの重要性，並びに国際的な平和及び安全の強化に向けて作業することの重要性を想起し，

o) 障害者の利益となる世界的運動，並びに障害者の権利に関する意識及び認識を向上させる際に障害者団体及びその代表によりなされた努力を念頭におき，

p) 人間に固有の尊厳及び平等の原則，並びに尊厳，自立，機会均等及び障害者との連帯の価値により動機づけられて，

次のとおり協定した。

第1条〔目的〕

この条約は，次のことを目的とする。

a) 障害者の権利を承認し，保障し，促進し及び保護すること。

b) 公的及び私的領域において，障害者に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること。

c) 障害者の自律及び自立生活を促進し，かつ，障害者が経済的，社会的，文化的，市民的及び政治的生活に平等の条件で完全に参加することを実現すること。

d) 障害者の利益に資する国内的努力を支援するための新たな形態の国際的協力を促進し，かつ，この条約の目的を実現すること。

第2条〔定義〕

この条約の適用上，次の定義が適用される。

a)「障害」とは，永続的であるか一時的であるかを問わず，日常生活に不可欠な一つ以上の活動を行う能力を制約し，かつ，経済的及び社会的環境により生じ又は悪化し得る身体的，精神的又は感覚的な機能障害（インペアメント）をいう。

b) 障害者に対する差別とは，現在であるか過去であるかを問わず，障害，障害の経歴，従前の障害から生じた条件又は障害の認知に基づくあらゆる区別，排除又は制限であって，障害者がその人権及び基本的自由を認識し，享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第3条〔締約国の義務〕

締約国は，この条約の目的を実現するための立法上，司法上，行政上その他のあらゆる措置をとることに合意する。このため，締約国は，

1. 障害者の完全な参加を促進するための政策及び計画を自国の法令に含める。

2. 障害者に対するあらゆる形態の差別を撤廃し，かつ，障害者がその権利を行使することを促進し及び保護するために必要な措置をとる。とりわけ，これらの措置は次のことを含む。

a) あらゆる人の平等及び非差別の原則を自国の

国内法令に編入し，かつ，これらの原則に反するいかなる法令も廃止し又は改正すること。

b) 障害者に対する差別となるあらゆる慣行を防止し，かつ，それに制裁をかす措置を確立すること。

c) この条約及び他の関連のある国際文書に含まれる権利が権限のある国内裁判所で法的に保護されることを確保すること。

d) 障害者の自律及び自立生活を促進し，かつ，障害者が経済的，社会的，文化的，市民的及び政治的生活面におけるすべての活動に平等の条件で完全に参加することを実現するために必要な積極的措置を，自国の国内法令において確立すること。

3. 障害者のために採択された法令及び政策の作成及び評価に当たって，障害者の特別な環境及びニーズが考慮されるものとし，かつ，それらの作成及び評価に障害者及びその家族が参加することを確保する。

4. 自国の障害者人口の調査，並びに障害者が公的サービス，リハビリテーション，教育及び雇用を享受する機会を促進する。

第4条〔特別措置〕

1. 締約国は，障害者の権利及び機会の平等を保障するために，とりわけ積極的又は補償的措置を促進する。

2. 締約国は，弱い立場という特別の状況に置かれた障害者を保護するための特定の措置をとる。

第5条〔偏見等の除去〕

締約国は，障害者又はその家族がその権利を行使することを妨げる障壁となる固定観念，社会的文化的な風潮，習俗慣行その他のあらゆる性質を変更することを促進する。このため，締約国は，

1. 障害者の権利及びニーズに関して社会的意識を高めるための措置（正規の教育のあらゆる段階において啓発計画を作成することを含む。）をとる。

2. マス・メディアが，障害者及びその家族に関する肯定的なかつ固定観念にとらわれない像を明瞭に伝えることを奨励する。

3. これらの措置の執行において，障害者団体が参加することを保障する。

4. この条約に含まれる権利に関して社会的意識を向上させるためのキャンペーン並びに公務員の研修講座を普及することを促進する。

第6条〔移動の自由・住居等の利用についての権利〕

締約国は，移動の自由についての障害者の権利と，自律，自立及びあらゆる活動への完全な参加を保障するための利用しやすい環境を障害者が享受する権利とを認める。

締約国は次のことを確保するために法令を制定し又は行動をとる。

a) 公衆の利用に資する都市整備，公的サービス及び公共施設は，障害者による利用及び使用並びに障害者への普及を容易にするために必要な調整を行うこと。

b) 輸送機関及び公的輸送サービスは，障害者による利用及び移動を可能なものにすること。

c) 自由な移動のため並びにあらゆる公的サービス及び公衆に利用可能なサービス等を享受するため，調整を行い，標識をつけ及びコミュニケーションの基本的な形態を整えること。

d) 住居の建造及び改造は，障害者による利用のしやすさについて定めた規則に従うこと。

第7条〔言語上の権利〕

締約国は，感覚的な障害のある人々のために，さまざまな形態の代替的なコミュニケーションを享受する機会を促進し，また，そのような形態のコミュニケーションを用いる人々の言語上の権利を促進する。

第8条〔情報についての権利〕

締約国は，さまざまな種類の障害のある人々の，情報についての権利を保障する。このため，締約国は，とりわけ次の措置をとる。

1. 適当な技術を用いて，公的な情報サービスを利用可能なものとすることを確保する。

2. マス・メディアが，そのサービスを障害者に利用可能なものとすることを奨励する。

3. 障害者に固有の権利に関する意識，及びこれらの権利を執行する方法を，情報キャンペーンを通じて促進する。

第9条〔暴力・拷問等からの保護〕

締約国は，障害者が，公的及び私的領域において，さまざまな形態の暴力，並びに拷問及び他の残虐な，非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を特に受けやすいことを認める。したがって，締約国は障害者の尊厳及び高潔性の尊重を保障する。

第10条〔法的手続における人権尊重〕

1. 締約国は，あらゆる法的手続において，障害者の人権の尊重を促進し，したがって，また次のことにも取組む。

a) 法定弁護人及び通訳又は翻訳サービスを，すべての障害者に無償で提供すること。

b) 法的手続中に又は刑務所服役中に，あらゆる形態の差別を禁止すること。

c) このような差別が障害者に対して行われた場合，それを重大犯罪行為とみなし又は規定すること。

d) 犯罪の犠牲者となった障害者のために，保護サービスが提供され，かつ，補償措置が確立されることを確保すること。

2. 締約国は，これらの事項を遵守する措置（この条約に含まれる権利に関して，とりわけ法執行及び法運営について責任を有する公務員の啓発及び訓練を含むものとする。）をとる。

第11条〔政治的権利〕

この条約の締約国は，障害者の政治的権利を認め，かつ，障害者が政治的生活に完全に参加することを保障するための行動をとることを誓約し，とりわけ次の措置をとる。

1. すべての障害者が普通かつ秘密の選挙権を行使することを保障し，このため，各形態の障害に応じた機器及び専門技術の使用を選挙の仕組みに含める。

2. 意思決定過程及び政治問題への参加に当たって障害者を援助するため，情報についての障害者の権利を保障する。

3. 普通選挙，政党，社会的団体及び公の行政に障害者が平等の条件で参加することを促進する。

4. 結社の自由についての障害者の権利，及び障害者が自己の団体を形成する権利を保障する。

5. 障害に係る政府政策の設計に障害者及びその団体が参加することを促進する。

第12条〔教育を受ける権利〕

1. 締約国は，障害者が，その人格形成，自立並びに公的及び私的領域への平等の条件での参加を促進する性質を持つ教育を受ける権利を有することを認める。

2. 締約国は，障害者の特別な教育ニーズを自国の教育政策，プラン及び計画に含めるものとし，かつ，正規の教育体系における障害者のインクルージョンを可能とするために必要な資源を提供する。

3. 締約国は，正規の教育に共通した一般教育課程とともに，それとは別の統合された特別の開放学校等のような教育体系並びに対話式学習体系を選択した障害者のみを対象とした他の質の高い教育方法の存在を保障する。

上記の目的を実現するため，締約国は，

a) 障害のある学生が，適当な教育様式を選択する権利を行使できるように，利用可能な教育の選択肢に関する情報を享受する機会を持つことを確保する。

b) きわめて弱い立場にある状況下で生活する障害者を優先して，障害者が，あらゆる教育手法及び教育段階において，公教育を無償で受けることを保障する。

c) 教師，指導者及び障害のある専門家の訓練及び雇用を促進して，正規その他の教育手法において障害者の教育課程を支援する専門化された人的資本を提供し及び継続的に訓練することを確保する。

d) 学習過程に情報技術及びコミュニケーション技術を含める。

e) 必要な調整を施した正規の計画が，他の教育手法における障害者の教育と関連を持つこと，並びにそのような計画に専門家，障害者及びその家族が含まれることを確保する。

f) 障害のある学生が，全般的学校活動及び課外活動を享受し，かつ，これらの活動に参加することを可能とする設備，技術援助並びに教育及び学習用具を得ることを確保する。

g) 障害のある学生が奨学金及び財的資源を享受する機会を促進する。

第13条〔健康についての権利・医療及びリハビリテーションの享受〕

締約国は，健康についての障害者の権利を保障するため並びに障害者の自律及び自立生活を助長するため，障害者が，自己に必要な医療サービス及びリハビリテーション・サービスを享受する機会を促進する。このため，締約国は，

a) あらゆる医療職員，看護職員その他の保健職員が，適正な資格を持つこと並びに障害者の治療に関する適当な技術及び手法を享受する機会を持つことを確保する。

b) 障害者に必要な情報を提供することにより，障害者がその治療について決定することができることを確保する。

c) 障害者（特に，母乳養育期の母，子ども及び高齢者）が，自国の保健体系において質の高い医療上の関心を受けることを保障する。

d) 障害者があらゆる種類の調査研究又は医学的若しくは科学的実験を受ける前に，その障害者の同意を得ることを確保する。また同様に，遺伝学上の調査研究並びに生物医学上及び生物工学上の進歩が障害者の改善を意図することを確保する。

e) 障害者に提供される医療，リハビリテーション及び支援サービスが次のことを含むことを保障するために必要なあらゆる措置をとる。

1. 時宜を得た発見，診断及び治療

2. 新たな技術の使用を含む最新の医学上の援助及び治療

3. カウンセリング並びに障害者及びその家族のための社会的，心理的その他の援助

4. セルフケア活動に関する訓練（移動面，通信面及び日常生活面の技術を含む。）

5. 医療，移動面の技術援助及び障害者に必要な他の特別器具の提供

f) 公的及び私的な保健施設（特に精神障害者施設）における障害者の生活条件及び処遇が障害者の人権及び尊厳を尊重することを確保するため，これらの施設が保健機関及び人権機関により監視されることを確保する。

第14条〔労働と職業選択の自由についての権利〕

締約国は，障害者の労働の権利及び職業を自由に選択する権利を認め，かつ，障害者が労働市場に平等の条件で参加するために必要なあらゆる措置をとる。このため，締約国は，

a) 個別的及び集団的な労働協約及び規則が雇用，職種内昇進及び労働条件に関して障害者を保護することを保障し，かつ，障害者が労働の権利を行使することを確保する。

b) 労働市場における障害者の機会，職務継続及び昇進を制限し又は拒否するあらゆる差別的な規則及び慣行を禁止し及び廃止する。

c) 同一価値の労働に対して同一賃金を得ることについての障害者の権利を保障する。

d) 障害者が雇用の機会を享受すること及び職務を継続することを可能にする積極的措置をとることを促進する。

e) 障害者のための職場訓練，指導及び最新情報の提供を促進する。

f) 職場，労働器具及び労働時間を障害者が利用できるように調整することを促進する。

g) 障害者を雇用している会社に奨励金を与え，かつ，医療予約及び治療を受ける障害者の自由を容易なものとする。

h) 職場における障害者に影響を及ぼす否定的な態度及び偏見を克服するための啓発キャンペーンを実施する。

（次号へ続く）

◇題　名◇

Comprehensive and integral international convention to promote and protect the rights and dignity of persons with disabilities (Working paper by Mexico)

「障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な国際条約（メキシコ政府のワーキング・ペーパー）」

国連文書番号（A/AC.265/WP.1）（下）

◇配布日◇

2002年7月15日

［注　記］

前号から続くこのメキシコ条約（案）の日本語訳は，障害者権利条約に関する第1回特別委員会（2002年7月29日～8月9日，ニューヨーク，国連本部）の討議資料としてメキシコ政府が提出したワーキング・ペーパー（A/AC.265/WP.1，2002年7月15日配布，英語版［原文はスペイン語］）を訳出したものである。原則として，"United Nations"は「国連」，"disability, disabilities"は「障害」，"persons with disabilities"は「障害者」とそれぞれ訳した。〔　〕内の条文見出しは訳者による。

訳：川島　聡

第15条〔社会保障の享受〕

締約国は，障害者が社会保障上の給付を受ける機会を制限するあらゆる規範又は慣行を撤廃することを誓約する。このため，締約国は次の措置をとる。

a) 特に失業，妊娠，病気，高齢及び退職後の状況において，公衆を対象とする社会保障体系その他の社会福祉制度が障害者を排除しないことを保障する。

b) 障害者に特有なニーズを満たす社会保障計画及び措置を開発する。

c) 障害者の自立の水準及び権利の行使を向上させるために必要な技術的設備及び援助を障害者が利用することを容易にするための行動をとる。

d) 障害者の正規雇用又は終身雇用がないために障害者による社会保障サービスの利用が抑制されるということが生じないことを確保する。

e) 政府の住宅計画の下で，障害者及びその家族のために一定の住宅を割り当てることを促進する。

f) 障害者を支援し又は援助する者（障害者の親族を含む。）が，特に収入が低い者の場合には，十分な訓練支援及び財政援助を受けることを確保する。

g) 社会保障並びに公的及び私的な医療保険の利用に関して，障害者が差別されない規範を確立する。

第16条〔スポーツ・レクリエーション活動等の享受〕

締約国は，障害者が次のことを利用し及び享受することを確保する。

a) レクリエーション，文化及びスポーツ活動。これらは関連施設及びサービスを障害者が容易に利用するのに適したものにする。

b) 日常的なスポーツ活動並びに国内的及び国際的競技への障害者の統合

c) 文化，芸術及びスポーツ活動に関する奨学金又は特別奨励金の制度

第17条〔国内人権機関〕

締約国は，その法体系に従って，障害者の権利及び尊厳の保護について責任を有する国内人権機関の設置及び強化を促進する。

第18条〔国際協力〕

締約国は，この条約の規定の実施に関して相互に協議し及び協力すること，並びにこの条約の目的を実現するために協力の精神の下で共同して活動することに合意する。このため，締約国は次のことを約束する。

新潟大学大学院博士後期課程・国際福祉医療カレッジ非常勤講師

a) 障害者の機会均等化に関する基準規則，並びに障害者の人権及び尊厳を促進する他の文書に基づき，この条約の実施を容易にする計画を立てること。

b) 障害者の治療及びリハビリテーション，並びに障害者の自律，自立生活及び権利の完全な享有を制限する障壁の撤廃，並びに国内的能力の発展に関する科学研究及び技術開発についての最新の情報を交換すること。

c) 障害者に関する措置及び法令についての情報及び最良の実行を交換すること。

d) 締約国の問題及び特別のニーズを含む共通利益に関する研究及び調査を奨励すること。

e) 訓練及び調査研究のための講座，セミナー及び研究集会を促進すること。

f) 視覚障害又は聴覚障害のある人が用いる代替的な形態のコミュニケーションに関する基準の調和を促進すること。

g) 国連の機関及び関連のある組織の任務の中に，並びに障害者のニーズに取り組むための計画を作成する際に，障害者の権利を取り入れること。

h) 障害者のための専門設備及び補助器具に関する輸入税の撤廃を促進すること。

第19条〔締約国の会議〕

1. 締約国の会議（以下，「会議」という。）は，次のことを目的とする。

a) この条約の実施及び地位を評価すること。

b) 前条に規定されている国際的な協力及び援助を促進すること。

c) 専門家委員会の勧告及び提案を検討すること。

d) 会議で得られた合意に関する最終報告を作成して，それを国連事務総長に提出すること。

2. 第1回会議は，この条約の効力発生の日の後1年以内に，国連事務総長が招集するものとする。その後の会合は，3年ごとに，又は，国連事務総長が必要と考えるときに，同事務総長が召集するものとし，かつ，国連本部で開催されるものとする。

3. 会議は，その手続規則を定める。手続規則はとりわけ次のことを規定する。

a) 締約国の3分の2をもって定足数とすること。

b) 会議の決定は，出席する委員の過半数の票をもって行うこと。

4. この条約の非締約国，国連システムの専門機関及び権限のある機関，地域的機構並びに非政府組織は，合意された手続規則に従って，オブザーバーとして，これらの会合に出席するよう招請されることができる。

5. 国連事務総長は，締約国の会議を開催するために必要な資金，職員及び役務を提供する。

第20条〔障害者の権利委員会〕

この条約の実施を監視するため，障害者の権利に関する専門家委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は次の任務を行う。

a) この条約の実施における進捗及び困難に関する国家報告（この報告は締約国により定期的に提出される。）を評価する。

b) この条約の実施を一層進展させるため，締約国に対し，一般的な性格を有する勧告を行う。

c) この条約の実施に関する研究に参加するよう，専門機関，他の権限のある機関及び非政府組織に招請する。

d) 委員会は，専門機関及び他の国連機関に対し，それぞれの活動分野に係るこの条約の規定の実施に関する報告を提出するよう招請することができる。

e) 委員会は，締約国間における並びに締約国と専門機関及び権限のある機関との間における，この条約の実施を容易にする協力分野を同定する。このため，委員会は，その勧告を会議に提出する。

f) 委員会は，報告の評価過程のあらゆる段階で，又は最終勧告の実施に際して，国連機関の技術的な援助に関して勧告することができる。

g) この条約に基づき，委員会の活動に関する年次報告を国連総会に提出し，かつ，締約国が提供した報告及び情報に関する研究に基づき，提案及び勧告を行う。

第21条〔政府報告制度〕

1. 締約国は，この条約の規定を実施するためにとった立法上，司法上，行政上その他のあらゆる措置に関する報告を国連事務総長に提出すること（当該

報告は委員会により審査される。）を約束する。

2. 締約国が提出する報告は，この条約上の義務の履行の程度に影響を及ぼす進歩及び制約を特定しなければならない。また，この報告には，この条約の実施上の困難に関する十分な情報を含めなければならない。

3. 締約国は，重複障害者，及び複合差別又は深刻な差別を被りやすい立場に置かれた障害者集団の状況を定期報告に含めることを約束する。また，この報告は，これらの障害者に特有な状況に取り組むために締約国がとった行動を特定しなければならない。

4. 締約国は，この条約が当該締約国について効力を生ずるときから2年以内に，その後は，4年ごとに又は委員会が要請するときに，委員会の評価のために報告を提出する。

第22条［委員会の委員の選出］

1. 委員会は，高い徳望並びに障害者の権利及び尊厳を保護し及び促進する事項に関する能力があると認められた自国の障害者団体の指導者，学者，専門技術者，科学者及び医師から選出された12人の男女の専門家で構成するものとし，専門家は個人の資格でその任務を行う。これらの専門家は，衡平な地理的配分並びにさまざまな形態の障害に関する専門的知識を考慮して，締約国が選出する。

2. 委員会の委員は，締約国が指名した者の名簿の中から，秘密投票で選出される。各締約国は，自国民の中から一名を指名することができる。

3. 委員会の委員の選挙は，国連事務総長が招集しかつ国連本部で開催される，2年ごとの締約国の会合において行う。この会合は，締約国の3分の2をもって定足数とする。委員会の委員の候補者は，この会合において出席しかつ投票する締約国の代表が投じた票の最多数，かつ絶対多数を得た者をもって，委員会の委員に選出された者とみなす。

4. 委員会の委員の最初の選挙は，最初の会議の日から遅くとも6箇月以内に行うものとし，その後は，2年ごとに行う。国連事務総長は，各選挙の日の遅くとも4ヶ月前までに，締約国に対し，自国の候補者を3ヶ月以内に提出するよう書簡で招請する。その後，同事務総長は，指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し，この条約の締約国に通告する。

5. 委員会の委員は，4年の任期で選出される。委員は，再指名された場合には，再選される資格を有する。ただし，第1回選挙で選出された委員のうち6人の任期は2年で終了する。これらの6人の委員は，最初の選挙の後直ちに，委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6. 不測の欠員に対処するために，委員会の任務を遂行できなくなった委員を指名した締約国は，委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命することができる。

第23条〔評議員の選出〕

1. 委員会は，2年の任期でその評議員を選出する。評議員は同様の任期で再選されることができる。

2. 委員会は，その手続規則を定める。

3. 委員会は，先の条に従って提出される報告を評価するため，通常，毎年2週間を超えない期間で国連本部において会合をもつ。この会合の期間は，締約国会議において決定するものとし，必要な場合には再検討される。

4. 国連事務総長は，この条約に基づいて，委員会の任務の効果的な遂行のために必要な財源，職員及び役務を提供する。

5. 委員会の任務の重要性を想起して，委員会の委員は，国連総会が決定する期間及び条件に従い，国連総会の事前の承認を得て，国連の財源から報酬を受ける。

第24条〔個人通報制度〕

締約国は，この条約が定めるいずれかの権利の当該締約国による侵害の被害者であると主張する，当該締約国の管轄の下にある人又はその代理人からの通報を，委員会が受理しかつ検討する権限を有することを認める旨を，いつでも宣言することができる。委員会は，この宣言を行っていない締約国について

の通報を受理しない。

第25条〔改正〕

この条約のいずれの締約国も，改正を提案し及び改正案を国連事務総長に寄託することができる。この場合に，

a) 国連事務総長は，提案された改正案に関する情報を締約国に送付するものとし，その改正案の審査及び投票のための締約国会議の開催について賛否を示すよう求める。

b) その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には，国連事務総長は，国連の主催の下に改正のための会議を招集する。

c) この会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は，承認のため，国連事務総長が国連総会に提出するものとする。

d) 本条1の規定により採択されたいかなる改正も，国連総会が承認し，かつ，締約国の3分の2以上の多数が受諾したときに，効力を生ずる。

e) 改正は，効力を生じたときは，改正を受諾した締約国を拘束するものとし，他の締約国は，この条約の規定に引き続き拘束される。

f) この条約の非締約国，専門機関，非政府組織その他の権限のある機関は，合意された手続規則に従って，オブザーバーとして，改正のための会議に出席するよう招請されることができる。

第26条〔留保〕

1. 国連事務総長は，批准又は加入の際に締約国が行った留保を受領し，かつ，その留保をすべての国に送付する。

2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は，認められない。

3. 留保は，国連事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし，同事務総長は，その撤回をすべての国に通告する。当該通告は，その受領の日に効力を生ずる。

第27条〔紛争解決〕

この条約の解釈又は実施に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは，いずれかの紛争当事国の要請により，仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の形態について紛争当事国が合意に達しない場合には，いずれの紛争当事国も，国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

第28条〔広報〕

各締約国は，この条約及びその定期報告を広く普及し，かつ，公布することを約束する。

第29条〔署名，批准，加入，寄託〕

1. 国連事務総長は，この条約の寄託者とされる。

2. この条約は，すべての国連加盟国による署名のために開放しておく。

3. この条約は，すべての国連加盟国による批准又は加入のために開放しておく。

4. 国連事務総長は，この条約の署名，加入又は批准の数，並びにこの条約を促進し及び普及するための努力及び行動に関する情報を定期的に伝える。

第30条〔効力発生〕

この条約は，10番目の批准書又は加入書が国連事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

この条約は，10番目の批准書又は加入書が寄託された後に，この条約を批准し又は加入した各締約国について，当該国がその批准書又は加入書を寄託した日の後30日目の日に効力を生ずる。

第31条〔正文〕

1. この条約は，アラビア語，中国語，スペイン語，フランス語，英語及びロシア語をひとしく正文とし，国連の保管所に寄託される。

2. 国連事務総長は，この条約の認証謄本をすべての締約国に送付する。

※本翻訳にあたって，他の条約の日本語正文（又は公定訳）を参考にした。

R

「リハビリテーション研究」（日本障害者リハビリテーション協会発行）第114号（平成15年3月1日），「リハビリテーション研究」（日本障害者リハビリテーション協会発行）第115号（平成15年6月1日発行）から転載

＜アジア太平洋地域レベルの資料＞

国際連合アジア太平洋経済社会委員会第48回総会決議48/3
（1992年4月23日採択）

48/3.　アジア太平洋障害者の十年，1993年－2002年

（Asian and pacific Decade of Disabled Persons，1993-2002）

（仮訳）

提案国：　アフガニスタン，オーストラリア，バングラデシュ，ブルネイ，カンボディア，中国，朝鮮民主主義人民共和国，フィジー，香港，インド，インドネシア，イラン（イスラム共和国），日本，キリバス，ラオス人民民主主義共和国，マカオ，マレイシア，モルディヴ，マーシャル諸島，ミクロネシア（連邦），モンゴル，ミャンマー，ネパール，ニュー・ジーランド，パキスタン，パプア・ニューギニア，フィリピン，大韓民国，パラオ共和国，ロシア連邦，スリ・ランカ，タイ，ヴィエトナム

アジア太平洋経済社会委員会は，

障害者に関する世界行動計画についての1982年12月3日の国連総会決議（37/52）と，国連総会が1983年から1992年を国連障害者の十年と宣言した障害者に関する世界行動計画の実施に関する1982年12月3日の決議（37/53）をはじめとする障害問題に関する全ての総会並びに経済社会理事会決議を想起し，

国際障害者年の目的である「完全参加と平等」の効果的な実施とフォローアップに関わる，国際障害者年についての1980年3月29日のＥＳＣＡＰ決議207(XXXVI)をも想起し，

障害の危険が高齢化と共に高まり，また，域内各国で予測される社会の急速な高齢化に伴い，障害者の数が相当増加することに留意し，

国連障害者の十年が障害問題への認識を高め，ＥＳＣＡＰ域内での障害予防と障害者の更生の両面でかなりの進展をもたらしたものの，とりわけ，開発途上国と後発開発途上国における障害者対策に格差がみられることを認識し，

1991年10月の第4回アジア太平洋社会福祉・社会開発閣僚会議が第2の障害者の十年への支持を表明したことに留意し，

更には，アジア太平洋経済社会委員会によって1991年8月に開催されたアジア太平洋地域における国連障害者の十年の成果を評価する専門家会議が，ＥＳＣＡＰ地域での現在までの成果をさらに確実にするために第2の障害者の十年が必要であると勧告したことに留意し，

1.　ＥＳＣＡＰ地域で1992年以降，障害者に関する世界行動計画の実施に向けて新たな刺激を与えると共に，同世界行動計画の目標，特に完全参加と平等の達成に影響している問題を解決するための域内協力の強化を目的として，1993年から2002年をアジア太平洋障害者の十年と宣言する。

2.　経済社会理事会及び国連総会に対し，本決議を承認し，世界レベルで本決議の実施への支持を勧めるよう要請する。

3.　全ての加盟国，準加盟国政府に対し，以下の諸事項を含む障害者の完全参加と平等を促進する施策の策定を目的とし，自国，自地域での障害者の状況をレヴューするよう要請する。

a. 経済・社会開発における障害者の参加を促進するための国内政策と計画の策定及び実施。
b. 障害者問題に関する国内調整委員会の設立及び強化。同委員会内での障害者，障害者組織の役割と適切且つ効果的な代表の強調。
c. 国際開発機関・ＮＧＯと協力し，障害者への地域に根ざした支援サービスの拡大と家族へのサービス提供のための支援。
d. 障害を持つ児童・成人への肯定的な態度を二養するための特別な努力と障害を持つ児童・成人の更生，教育，雇用，文化・スポーツ活動，物理環境へのアクセスの改善。

4. 障害に関係する要素を各機関の活動計画に系統だてて統合し，本決議の各国内での実施を支援するために，関連する全ての国連システムの専門機関と機関にＥＳＣＡＰ地域内で実施中のプログラム，プロジェクトの調査を行うよう要請する。

5. 障害者組織の能力と活動を強化するために，社会開発分野の非政府組織に，その経験と専門知識を活用するよう要請する。

6. 障害を持つ市民が潜在的可能性を完全に発揮できる手段を整備するために，政府機関と協力すると共に，自助能力を高めるために，先進国と途上国の障害者間の結び付きを強化するよう，障害者組織に要請する。

7. 以下の面で，加盟国・準加盟国政府を支援するよう事務局長に要請する。

a. 新「十年」での国内行動プログラムの策定・実施。
b. 建築物，公共施設，運輸・通信システム，情報，教育・訓練，福祉機器への障害者のアクセスを促進するためのガイドライン，立法の策定と実施。

8. 「十年」終了まで，本決議の実施について本委員会に２年毎に報告し，必要に応じて「十年」の勢いを維持するための行動を本委員会に勧告するよう，事務局長に要請する。

アジア太平洋地域の障害者の完全参加と平等に関する宣言

（ＥＳＣＡＰ総会決議、１９９３年４月）
（日本障害者リハビリテーション協会訳）

１．われわれ、アジア太平洋経済社会委員会（Economic and Social Commission for Asia and the Pacific, ESCAP）加盟国、ならびに準加盟国の政府指導者は、次の認識に立つ。

- この地域では、栄養不良や病気、環境面での危険、天災、交通事故、労働災害、市民闘争、戦争によって、日々人々は障害者となっている。
- 子供の生存状態の向上にともない、障害をもちながら生存する子供の数は増加している。
- 寿命の伸びにともない、障害をもつ高齢者も増加している。
- 大多数の障害をもつ人々、とりわけ農村地域における生活状況は、一層改善される必要がある。

２．アジア太平洋諸国においては、障害をもつ人々に対する、最低限のケアとサービスの大部分は、伝統的家族や地域社会の枠内で提供されている。しかし、障害をもつ人々が自身の可能性を最大限に発達させ、急速に変貌しつつある地域の経済・社会的状況に対応し、自らの手で自らの運命を切り開いて生きていけるようにするためには、もっと多くのことがなされなければならない。

３．当地域全体において、障害をもつ人々の完全参加と平等の機会は、障害のない人に比べて未だにはるかに少ない。これは特に、リハビリテーション、教育、雇用において顕著である。この理由はおもに、社会の否定的態度によって、障害のない人と同等の権利をもつことから排除されるためである。このような社会的態度は、障害をもつ人々が社会的接触をもち、障害のない人と個人的に親密な関わりをもつ機会をも奪っている。あまりにもしばしば障害に関連して引き起こされる社会的偏見は、すべて根絶しなければならない。

４．アジア太平洋の多くの既存の環境は、障害をもつ人々の特別のニーズへの配慮なく計画されてきた。物理的・社会的障壁により、障害をもつ市民は、地域社会や国家の活動に参加する機会を奪われている。参加や平等へのさまざまな障壁は、特に障害をもつ少女や女性にとってきわめて大きい。障害をもつ人々に対する社会の態度を改善し、認識を増し、より多くのサービスを提供することにより、だれもが参加できる社会を建設できるはずである。すなわち、われわれは、すべての人々のための社会の建設へ向かって進まなければならない。このことに関連して、自由な情報交換をわれわれは要請する。

５．アジア太平洋地域が、経済的には、今日、世界で最も急速な成長を遂げている地域であるという事実を、われわれは誇りとしている。同時に同地域内の諸国の発展状況がさまざまであることも認識している。そこでわれわれは、われわれの社会の中でこの極度に脆弱な社会的集団、すなわち障害をもつ人々のために捧げるわれわれの努力に、経済の進歩が反映されるようにすることを決意する。

６．われわれは、アジア太平洋経済社会委員会による「『アジア太平洋障害者の十年 1993-2002』に関する決議４８／３」の採択を歓迎する。これは、われわれの総人口のおよそ10分の１を占める障害をもつ人々を取り巻く状況の制度的な改善をめざす、国、小地域、地域レベルでの効果的かつ新たな政治的イニシアティブと行動、および障害をもつ人々の発達可能性の完全実現化の媒体となる。

７．ここにわれわれは、それぞれの国や領地において、アジア太平洋障害者の十年の理想と目的を行動に移すための共同の決意を宣言し、誓うものである。そして、“…人間としての尊厳と価値において…”との信念をうたった国連憲章に基づき、努力を続けることを確認する。

※全日本ろうあ連盟による仮訳

ＥＳＣＡＰ決議５８／４
「２１世紀における、アジア太平洋地域の障害者にとって包括的でバリアフリーの、権利に基づいた社会の促進」

決議５８／４．２１世紀における、アジア太平洋地域の障害者にとって包括的でバリアフリーの、権利に基づいた社会の促進

アジア太平洋経済社会委員会は、

国連総会が障害者に関する世界行動計画を採択した１９８２年１２月３日の総会決議３７／５２、及び障害者に関する世界行動計画の実施に関連する２００１年１２月１９日の決議５６／１１５「２１世紀における全ての人のための社会に向けて」を思い起こし、

委員会がアジア太平洋障害者の１０年（１９９３～２００２）を宣言した１９９２年４月２３日の委員会決議４８／３、及びアジア太平洋地域における障害者の完全参加と平等に関する宣言に対して高い評価を示し、アジア太平洋障害者の１０年（１９９３～２００２）行動課題を採択した１９９３年４月２９日の決議４９／６をも思い起こし、

教育、保健、生産的な就労のための訓練、及び社会開発の主流への統合を保障する他の社会サービスの分野において、既存のサービスへのアクセスを障害者に提供する効果的な施策の実施を政府に求める、１９９４年１０月にマニラで開催された世界社会開発サミットに向けた準備のためのアジア太平洋閣僚会議で採択された、ＥＳＣＡＰ地域における社会開発の行動課題を思い起こし、

アジア太平洋障害者の１０年の開始以来、行動課題の１２の政策分野において、国家調整と法律の分野で大きな成果があり、また、障害要因の予防、リハビリテーション・サービス、建設環境へのアクセス、障害者の自助団体の開発の分野で部分的な成果があるなど、成果は一定でないにしても行動課題の全１２政策分野において全体的な改善が見られたこと、しかしながら障害を持つ子供や青年の教育へのアクセスが今もなお驚くべき低いこと、そして行動課題の実施状況に地方間で著しい格差があることを認識し、

２００１年１２月１０～１５日にハノイで開催されたアジア太平洋障害者の１０年キャンペーン２００１の参加者が採択した、障害者の地域社会への統合促進に関するキャンペーン２００１ハノイ宣言の中で、アジア太平洋障害者の１０年（１９９３～２００２）を、国際障害者権利条約の起草と施行を促進する地域メカニズムとして、さらに１０年延長することが政府に強く促されていることを心に留め、

最近の世界銀行の概算によると、世界で最も貧しい人々の５人に１人は障害者であり、障害により教育と就労へのアクセスが制約されるため、これが経済的社会的排斥に至ること、また、貧困と障害は相互の原因ならびに結果となるため、貧しい障害者が貧困・障害という苦境のサイクルから抜け出せないことをも心に留め、貧困軽減プログラムに障害問題対策を組み込む世界銀行とアジア開発銀行のイニシアチブを歓迎し、

障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な国際条約に関する２００１年１２月１９日の総会決議５６／１６８と、障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な国際条約の案を検討するための、国連の全ての加盟国とオブザーバーが参加可能な特別検討会の設立が決定されたことを歓迎し、

アジア太平洋地域における障害者のエンパワーメントとバリアフリー社会の促進のため、アジア太平洋障害者の１０年の成果の象徴として、アジア太平洋障害開発センターを２００４年までに設立する運動が、タイ政府と日本政府の共同後援のもとで進められていることを歓迎し、

障害に配慮した事業の計画と評価に関する適時で信頼可能なデータの重要性と、障害者人口に関するデータの収集と処理のための実用的な統計方法をさらに発展させる必要性を認識し、

情報と通信技術が、情報、教育、就労機会へのアクセス改善、そして社会における完全参加の促進に新しい可能性を障害者にもたらすことへの認識を深め、

障害者によるアクセスを改善する施策は、高齢者、幼い子供、妊娠中の女性、幼児を持つ親などの利益ともなることに留意し、

武力紛争が今もなお障害者の権利にとりわけ深刻な被害を与えていることに重大な関心を示し、長期で破壊的な紛争状態からアフガニスタンを再建するための国際的な運動を認知し、

日本政府と滋賀県の主催で２００２年１０月２５～２８日に滋賀県大津市で開催される、アジア太平洋障害者の１０年最終年ハイレベル政府間会合に向けた準備を高い評価をもって歓迎し、

２００２年がアジア太平洋障害者の１０年の最終年であることに留意し、

１．ＥＳＣＡＰ地域において２００２年以降も、障害者に関する世界行動計画およびアジア太平洋障害者の１０年行動課題の実施をさらに活発化させることを視野に入れ、アジア太平洋障害者の１０年（１９９３～２００２）をさらに１０年間延長することを宣言する。

２．障害者の平等な権利のさらなる促進と擁護を視野に入れ、障害者の権利条約の起草を行う特別検討会の活動、さらに条約に関連する他の活動に支援ならびに貢献するよう政府に強く促す。

３．アジア太平洋障害者の１０年最終年ハイレベル政府間会合へ積極的に参加すること、さらに以下の作業に積極的に関わることを、全ての加盟国と準加盟国に強く促す：

（ａ）行動課題の実施結果の評価

（ｂ）とりわけ以下の分野の強化を目的とした、次期１０年の行動枠組みの考案ならびに採択

（ｉ）教育、訓練と就労、建設環境と情報・通信技術へのアクセス、社会保障と持続可能な生計などの重要分野

（ｉｉ）地方協力と共同活動

４．これらの目標の実現において、ハイレベル政府間会合はとりわけ以下の点に強い関心を示すべきことを強調する：

（ａ）２１世紀の包括的なバリアフリー社会に完全な形で寄与できるメンバーとなれるようなエンパワーメントを視野に入れた、農村地域の貧困で様々な障害を持つ人々、とりわけ女性障害者の、自助団体やその連盟の設立支援と強化。

（ｂ）全国的な政策や事業の開発における早期発見や家族に対する支援の導入を含めた、障害児の完全な発育に必要な教育へのアクセスの積極的な促進。

（ｃ）アジア太平洋地域における社会への統合と人権促進を重要視した、障害を持つ女児や女

性、障害者を持つ高齢者、発達障害や精神障害を持つ人々に対する特別な擁護の提供。

（d） アジア太平洋地域における情報格差の排除と情報・通信技術の活用を通した、障害者の社会参加を実現するための促進活動。

5．ハイレベル政府間会合と、会合のテーマに関連する会議や研究の実施を含めたその準備プロセスに参加し貢献するよう、国連団体と特別機関、さらに他の政府間組織や障害分野の非政府組織に要請する。

6．アフガニスタンに対する全国的な再建支援において、８０万人いると予想されるアフガニスタン人障害者を、支援の対象集団として明示するよう、国連機構、国際的な資金提供団体、供与国政府、非政府組織に要請する。

7．アジア太平洋障害者の１０年の成果をまとめ、長期的なフォローアップを保障する実質的な施策としてタイに設立されるアジア太平洋障害開発センターの重要性を認識し、経済的支援、技術的支援、及び物資による他の支援の提供を通じ、アジア太平洋障害開発センターの運営と活動を支援するよう、全ての政府、国連機構、政府間組織に奨励し、さらに障害者組織、非政府組織、民間部門にも、センターの運営と活動に適切な支援を提供するよう奨励する。

8． 障害に関するデータの収集と普及、さらにデータ収集と障害統計を行う方法の必要に応じた開発を含め、障害に関する統計の開発と、全国的なデータ収集システムのための国の能力育成において、アジア太平洋統計研修所との協力で、事務局の技術的支援と訓練の提供能力を強化するよう、政府に強く促す。

9． 国連機構で関心をよせる全ての特別機関と団体、さらに政府間組織、地方組織、資金提供機関に、アジア太平洋地域で実施中のプログラムや事業、とりわけ貧困軽減や他の主流の開発問題の分野に関するものにおいて、その活動計画に体系的な形で障害問題を取り入れること、そして本決議の全国的な実施に対する支援を行うことを視野に入れ、プログラムや事業の見直し調査を行うよう強く促す。

１０．利用可能な資金的資源に応じて、以下を強化するよう事務局長に要請する：

（a） 来たる１０年の全国的な行動プログラムを開発ならびに推進する、加盟国と準加盟国の国家能力。

（b） アフリカ障害者の１０年（２０００～２００９）の実施運動との最良の慣行に関する情報共有などを含めた、障害分野の他の地域イニシアチブとの共同活動。

１１．さらに、本決議の実施の進捗状況について、委員会への隔年報告を１０年の最後まで続けること、また、１０年の運動の勢いを維持するための行動勧告を必要に応じて提出することを、事務局長に要請する。

第５回会議
２００２年5月２２日

国連ＥＳＣＡＰ決議５８／４
最終更新 2002年6月14日
財団法人 全日本聾唖連盟

http://www.jfd.or.jp/int/escap/res56-4-j.html

※全日本聾唖連盟による仮訳

「障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する包括的かつ総合的な国際条約」の起草に関するバンコク提案

「障害者の権利及び尊厳の促進及び保護に関する国際条約」に関するアジア太平洋地域専門家グループ会議の参加者は、2003年6月2～4日にバンコクで会合を行った。

「条約案を検討する際に考慮すべき提案と構成要素を特別委員会(訳注：Ad Hoc Committee)に提供する」ことを奨励する国連総会決議57/229を受けて、政府、非政府組織、国内障害及び人権組織、及び個々の専門家として、下記提案を作成した。

我々は、全ての障害者が全ての人権を享有することを保障するには、新しい国際人権条約が必要であると確信する。

A. 背景と総合アプローチ

1. 国際人権規範は、障害者も他の人と等しく基本的人権を享有することを謳っているが、世界各地において障害者の人権が侵害されているケースが広く見受けられる。これらの人権侵害には栄養失調、強制不妊手術、性的搾取、教育・職業訓練機会の欠如、公共サービスへのアクセスの欠如、強制的な施設収容、参政権・コミュニケーションの権利・政策決定に参加する権利の侵害などが含まれている。

2. 障害者の人権に関する新しい国際条約の制定は緊急に必要とされている。現在の条約システムでは、国際法における障害への整合的・総合的・集中的な取り組みを構築することはできない。従って、障害問題に「地位・権威・可視性」を与えるにはこの分野に限定した条約が必要であり、既存の国際条約やモニタリング機構の修正では実現できない。

3. 単独の包括的な条約が実現すれば、締約国は障害を取り込んだ基盤整備や政務手順の開発に関する目標を設ける義務を理解することが可能となる。新しい条約の追加は、不利な者の権利に関する既存の国際規範を補完するものとなる。

4. 新しい条約は、人権と基本的自由は障害者を含む全ての人間が有することを再確認する人権条約であるべきである。従って、社会福祉の取り組みから、「障害者に関する世界行動計画」や「障害者の機会均等化に関する基準規則」などで具体化されてきた、権利に基づくモデルへの移行を反映するべきである。新しい人権条約は、開発の全側面における障害者の前進を促す上で、重要な役割を果たすことになる。

5. 新しい条約は、既存の国連人権条約(国際労働機関などの専門機関が採択した条約を含む)や他の規範(基準規則など)で述べられる人権規範を再確認し、これらを土台として築かれるべきである。新しい条約は、これらの条約に明記される権利の現在の保障体制を減退することなく、既存の保障体制を必要に応じて補完し、障害者にとって特に重要な問題に取り組むものであるべきである。

6. 新しい条約は、市民的・政治的権利、及び経済的・社会的・文化的権利の両方の保障を含むべきであり、保障される全ての権利の侵害について、国際レベルと国内レベルにおいて適切な対処方法を提供するべきである。

7. 新しい条約の採択は、障害者の人権の実現と、人間開発と社会開発における目標の達成を含む多路線的(訳注：マルチトラック)な取り組みの一つとなるべきである。とりわけ以下が重要である：

a. 既存の人権団体と人権機構は、それぞれの活動の範囲内において起きる障害問題を解消するため、取り

組みを拡大するべきである。
b.　「障害者の機会均等化に関する基準規則」のモニタリングを行う、社会開発委員会の障害に関する特別報告者(及び専門家パネル)の活動に、引き続き強い支援が提供されるべきである。
c.　政府、国際組織、市民団体(障害者組織や非政府組織を含む)は基準規則に関わる活動を引き続き実施するべきである。また、「世界行動計画」や「びわこミレニアム・フレームワーク」など、障害問題を扱う文書やプログラムなどの実施も進めるべきである。

当会議は、障害者の人権の実現における国内機関の役割の重要性を確認した。また、これらの権利を国内レベルで有効にするために、政府が国内人権機関や他の適切な組織を設立する必要性も確認された。

8. 締約国と国連機構は、条約の起草プロセスにおいて、障害者を代表する団体や障害者、とりわけ開発途上国の団体や障害者の完全な参加を保証するための適切な措置を講じるべきである。また、「障害に関する国連任意基金」に寄付をできる政府には、この目的のために寄付を行うよう奨励する。アジア太平洋地域の全ての政府は、条約に関する障害者組織の見解を聞き、総会決議 56/168 で設置された特別委員会(訳注：Ad Hoc Committee)の協議における障害者組織の参加を促進し、特別委員会へ派遣する公式代表団へ障害者組織の障害者を含めるべきである。

B. 条約の要素

条約の本質

9. 条約は包括的である必要があり、「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」、及び他の関連文書などの既存の人権文書に含まれる権利が、(訳注：障害という観点から)明確に再表示されていなければならない。従って条約は、人権と基本的自由の享有における平等と非差別の権利を単に述べるのではなく、さらに踏み込んだものでなければならない。

構造

10. 当会議では、条約に含まれるべき要素として以下が考案された：

- 前文
- 目的や全般的な原則の記述
- 対象範囲や定義(障害や差別の定義も含む)
- 条約で保障される権利を尊重し保障する締約国の全般的な義務
- 平等と非差別の保障(全般的、及び条約で保障される権利の享有におけるもの。ジェンダーの平等も明記する)
- 特定の権利の保障(対象を障害の側面に広げた「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」、及び他の文書を基にする)
- 締約国の他の義務
- モニタリング機構
- その他の規定

前文

11. 当会議では、前文の効果的な内容として、以下が考案された：

- 既存の国連人権文書にある国際人権保障体制の価値の認識
- 障害者の人権と非差別を促進する、障害に特定した国際的および地域的な文書、宣言、規範、ガイドラインなどの認識
- 国際的に保障されるべき人権と基本的自由が依然として広範にわたり障害者から奪われている状況の認

識

- 一般的な(訳注：メインストリーム)人権機関における障害問題への関心の拡大に関わらず、障害者の人権保障と障害者の代表組織が適切に配慮され、適切な行動が起こされるためには、新しい条約の採択が必要であるとの認識
- 条約の解釈及び実施と基準規則との関連性の留意
- 「アジア太平洋障害者の十年(1993～2003)」期間中の取り組み、成果、困難の認識
- 「びわこミレニアム・フレームワーク」、「アクセス可能な情報とコミュニケーション技術に関するマニラ宣言」、「世界情報社会サミット」、及び障害に焦点を置いた他の地域文書の再確認

目的や全般的な原則の記述

12. 条約の目的と、条約の解釈と適用方法の基礎となる基本原則を明記することは重要である。条約の原則と目的の記述には、全ての条約の柱となる中心的な価値基準として、尊厳、自律、平等、団結、代表参加などに関する確約を含めることもできる。

13. 条約は：

a. 社会的公正、市民権、福利における国際的な人権規範や基準を土台とした、「人権に基づいた」文書であるべきである。既存の人権基準より低い基準は受け入れてはならない。
b. 全ての障害者が例外および差別なく、平等、尊厳、自律を原則とする全ての基本的人権および自由を完全に享有し、この恩恵を受けられることを保障しなければならない。
c. 全ての障害者グループの状況、及びジェンダー、人種、肌色、年齢、民族性、及び他の点に関する多様性も考慮する必要があることを強調し、障害を持つ女性、子ども、先住民などが直面する重複的な差別や二重の不利の影響を認識しなければならない。
d. 障害者とその組織の問題において、非差別と均等な機会の原則が適用されることを保障しなければならない。
e. 完全参加への障壁を取り除く適切な配慮(訳注：reasonable accommodation)及び(あるいは)積極的な措置(訳注：positive action：差別撤廃措置)の欠如は、一種の差別であることを認識しなければならない。
f. 主に法的に強制可能な権利を含め、障害者がその人権と基本的自由を行使できるようにするための方策を取り入れなければならない。
g. 条約のモニタリングと実施に障害者組織が参加するための機構を提供しなければならない。
h. 国内の活動を支援するための国際協力を促進しなければならない。
i. 国内レベルでの政府と障害者組織の間の協力を促進し、障害者組織による成功したイニシアチブの認識を保証しなければならない。
j. インクルーシブでバリアフリーの社会を促進しなければならない。
k. 政策および意志決定における障害者の参加と適切な代表を促進しなければならない。

定義

14. 条約には、障害、差別、アクセシビリティの定義が含まれるべきである。

障害

15. 国際レベルで採用されている障害の定義は多様な範囲に及ぶ。これは目的の違いや、障害に対する理解の変遷に起因する。当会議は、WHO-ICF の定義を出発点として用いることができると考えたが、現在使用されている一部の定義、とりわけ精神疾患の生還者(訳注：survivor)及び精神医療の利用者(訳注：user)や生還者に関する定義において、いくつか懸念される点が存在することも合わせて確認された。

16. 条約に書かれる障害の定義は、障害が社会的・環境的な要因により生じるものであるとの考え方を反映すべきである。身体障害・感覚障害・知的障害・精神障害、重複障害など全ての機能障害の分類を含めた、包括的な

アプローチが採用されなければならない。

17. 障害の定義を考えるにあたって、個人は障害を持つが、障害は個人的な病変でないことを認識する必要がある。障害とは、社会的なアイデンティティと行動に関係する一連の影響があり、状況により大きく変化するものである。障害はまた、差別、偏見、排斥などから生じる可能性もある。

18. 障害の定義は制限的であってはならない。例えば、身体的・感覚的・知的・精神的・重複的な障害が含まれるべきである。また、障害には恒久的・一時的・間欠的な場合、及び障害があると理解される場合(訳注：perceived disability)があることを認知するべきである。

差別と平等

19. 条約は「差別」の定義について、直接的・間接的・意図的・意図的でない・目に見えない・体系的な差別を含む、全ての形の差別を取り上げるべきである。条約は既存の国際的な定義に基づきながらも、平等と差別に関する障害者固有の性質を反映するための修正を加えた差別の定義を導入するべきである。

20. 差別の定義について、「女性差別撤廃条約」、「人種差別撤廃条約」、「雇用・職業上の差別待遇に関する ILO の第 111 号条約」、「人権委員会」、「経済的・社会的・文化的権利に関する委員会」が採用する共通な認識がある。これらによると、「制約的特徴(訳注：prohibited characteristic)(例：障害)を理由に、人権の認識、享有、又は行使を阻害もしくは無効にする効果または目的を持つ、区別、排除及び制限がある」場合に差別が存在すると言う。

21. 差別の定義は：

a. 権利と自由の剥奪につながる全ての取り決め、慣行、社会構造を含む、直接的差別(差別的取り扱い)、間接的差別(差別的効果)、目に見えない差別、体系的差別を網羅すべきである。
b. (経済的・社会的・文化的権利に関する委員会による一般的意見第 5 号と同じ形で)適切な配慮(訳注：reasonable accommodation)の欠如を差別の一つとして扱い、適切な配慮の定義も含めるべきである。
c. 平等を保障するために必要とされる様々な「差別撤廃措置」(訳注："positive measures")の種類を明確にしなければならない(一部は継続的、一部は一時的で十分な場合がある)。また、これらの「差別撤廃措置」と差別の定義の関連性を明確化しなければならない。
d. 完全参加へのバリアを減少もしくは撤廃する積極的な行動(訳注：affirmative action)もしくは「特別措置」(訳注："special measures")、さらに均等な機会と平等な取り扱いを実現するための支援環境(訳注：enabling environments)の提供は、差別としてみなされないことを定めなければならない。
e. 均等な機会を実現するため、障害により生じた直接的・間接的制限や制約を適切な修正、調整、支援などにより改善しなければならない。
f. 障害を含む複数の要因(多分野の要因(訳注：intersectionality))により異なった取り扱いが生じ(障害を持つ女性や先住民など)、結果として差別に至る場合があることを認識し、さらに、障害の種類により異なる取り扱いが存在する場合差別となり得ること、また異なる取り扱いが、個人や集団に差別的な影響を与える場合があることも、認識しなければならない。
g. 障害者に関わる人々が、障害者との関わりを理由に差別的な扱いを受けないような保護も含める必要がある。
h. 障害があると予想、仮定、または理解される場合、または過去の障害に基づいた差別が存在する場合において、差別からの保護を提供する。

22. 平等の定義は、直接的または間接的に障害に起因する全ての制限や制約を適切な修正、調整、支援により改善することで均等な機会を実現し、積極的な行動(訳注：affirmative action)、適切な配慮(訳注：reasonable accommodation)、または「特別措置」(訳注："special measures")により全ての分野におけるバリアのないアクセスを提供し、必要に応じて支援環境(訳注：enabling environments)を提供することが、機会と扱いにおける平等の実現に必要であることを認識するべきである。このような行動や措置は差別とみなしてはならない。当会議は、平等の概念が、機会の平等、あるいは結末・結果の平等のいずれであるかという課題も検討した。

アクセシビリティ

23. アクセシビリティの概念はあらゆる条約において非常に重要な要素であり、慎重に定義する必要がある。以下の定義が提案された[1]：

「アクセシビリティ」とは、障害者を含めた人々が、障害の種類に関わらず、デザイン及び(あるいは)適応により達成可能な、(身体的、視覚的、聴覚的および(あるいは)認知的なレベルにおいて)容易に入手または利用できる物やサービスの尺度や状態を意味する。障害関連分野で使われる「アクセシビリティ」という言葉は、以下の意味を含む場合がある(ただしこれらに限られない)：

i. 物理的環境・建築環境および公共交通機関へのアクセス
ii. 情報・コミュニケーション・補助の技術を含む、情報やコミュニケーションへのアクセス

当会議では、国連の「アクセス可能なICTと障害者に関する地域間セミナー及びデモンストレーション・ワークショップ(2003年3月3〜7日、マニラ)」で採択された「アクセス可能な情報とコミュニケーション技術に関するマニラ宣言」に含まれる、適切な配慮を取り入れたアクセシビリティの構築についても検討された。この会議は、国連施設や資料における、適切は配慮を取り入れたアクセシビリティなどを求める総会決議57/229を受けて開催された。

全般的な義務

24. 条約には、その内容の実施に関する締約国政府の義務、とりわけ条約に謳われる権利を尊重し、保障し、それらに対する違反を是正する義務が明記されるべきである。締約国は、条約の実施のために法的、計画的、政策的な行動を実行し、条約に謳われる権利の違反を取り締まる制度を提供しなければならない。これらの方策には、障害者が差別なく、その基本的人権と自由を享有できることを憲法上、法律上はっきりと保障することが含まれる。締約国政府は、支援環境(訳注：enabling environment)とバリアフリーな社会を保障しなければならない。

25. 条約は、政府関係者以外の人々の行動が障害者の人権を侵す場合の締約国政府の義務も明記すべきである。

26. 締約国は全般的に、そして条約が保障する全ての権利について、均等な機会と非差別を保障しなければならない。

平等と非差別の保障

27. 条約は、そこに謳われる全ての権利の享有に関して、全体として平等と非差別を保障する必要があるが、同時に、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」(ICCPR)の第26条のように、平等と非差別を保障する独立した条項も必要である。

28. 条約は、人権と基本的自由の享有の平等と非差別の保障に関して、女性と男性の平等の権利を明記するべきである。

特定の権利の保障

29. 条約は、障害者も全ての人権と基本的自由を享有できることを再確認するべきである。したがって、「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(ICCPR)、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」(ICESCR)、ならびにその他の文書に謳われる権利を用いて、その権利の保障を具体的に明記するべきである。また、これらの権利を障害者が平等に享有するために必要なことを詳しく明記し、障害者の状況を反映する新たな条項が必要な場合は補足する。「子どもの権利条約」や「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約」などは、このようなアプローチを開発する際の便利な出発点となり得る。

30. 当会議では、全ての権利をさらに詳しく説明し、障害者も平等に享有できることを保障すべきであることが確認された。いくつかの具体的な例が挙げられた：

a. 障害者の言語権は表現の自由などいくつかの権利から派生する(障害者に当てはめた例として、ろう者がコミュニケーションのために手話を使用する権利、手話通訳サービスを受ける権利、教育を手話で受ける権利、あらゆるコミュニケーション・システムに効果的にアクセスできる権利を有することや、視覚障害者は点字を使用する権利を有する事などが挙げられる。)
b. プライベートな生活や家族生活が尊重される権利及び表現の自由を用いて、障害者のセクシャリティ(訳注：性的生活)への権利を裏付けることができる。
c. 強制的な干渉や強制的な施設収容に関しては、人間の自由と安全確保の権利、残虐、非人間的、侮蔑的な扱いを受けない権利などを用いることができる。
d. 国籍や移住に関して差別を受けない自由を用いて、障害者が移住し、家族とともに暮らす権利を保障することができる。(国によっては、この分野において差別が存在する。)
e. 集会・結社の自由、表現の自由、政治参加の自由を用いて、全ての決定に障害者組織が完全に代表されることを保障することができる。

31. 当会議は、障害者の権利が含む意味合いは、論議を起こす可能性があることを確認した。生命の権利に関連して遺伝カウンセリングの利用の問題や妊娠中絶の権利などの論理が起きる可能性が例として挙げられた。条約は、必ずしもこのような論争を解決するものではないことが確認された。

32. 当会議参加者は、既存の人権保障制度に特定の解釈を加えるほか、さらに既存の権利の見方、または側面として条約に明記すべき点として下記を確認した：

a. 参加/インクルージョンの権利
b. 物理的環境にアクセスする権利(場所、サービス、家族へのアクセスを含む)、バリアフリー社会へのアクセス
c. 情報とコミュニケーションにアクセスする権利(効果的なアクセスのために必要な特定の変更や修正を反映するべきである)
d. 資源を享有する権利
e. 自己決定の権利と、地域社会[2](訳注：community)において自立して生活する権利
f. 暴力と暴行を受けない自由
g. 安全な食糧と水を含む、基本的経済資源にアクセスする権利
h. 農村部に暮らす障害者の状況は、重要な点で都市部に暮らす人と異なる場合があることを認める条項。

33. 適切な配慮(訳注：reasonable accommodation)の概念は別な権利を意味するか、あるいは、差別の概念の一部として理解した方がわかりやすいかについて議論された。また、開発への権利(訳注：right to development)等、第三世代の権利も条約に含むべきかどうかについて議論された。このような集合的な権利(訳注：collective rights)を条約に盛り込んだ場合、大変複雑になるため、個々の権利の保障に焦点を当てることで、開発のプロセスへの障害者の参加を促進し、開発からの利益を得られることを保障する方が、開発への権利として条約に書き込むより望ましいことが合意された。

その他の政府の義務

34. 条約には締約国が行うべきその他の方策も明記すべきである。これには次のようなことが含まれる：

a. 条約の遵守を監視(訳注：モニタリング)し、促進する国内制度に関する条項。これには、国内の人権組織が一翼を担うことができる。
b. 障害者の権利擁護に関する責任を、実施の権限を持つ政府内の専門部署(訳注：focal point)に置くことを政府に義務付ける条項

c.　障害に配慮した基盤整備やプロセスの開発に関する明確な目標を設定することに関する条項
d.　障害を持つ人及び障害者に関係する人に対してアクセシビリティを提供し、促進することを政府に義務付ける条項
e.　報告の作成や監視(訳注：モニタリング)のために、統計及びその他の情報を収集することに関する条項
f.　条約に関する啓蒙・広報を行うことを政府に義務付ける条項
g.　条約の実施のために特定の財源を確保し、障害者組織の活動を支援することを政府に義務付ける条項。

監視機構(モニタリング・メカニズム)

国際及び地域レベル

35. 当会議は、条約の実施の監視には、国際、地域、小地域、国内の各レベルでそれぞれモニタリング制度が必要であると考えた。他の国連人権条約のために設置されているような、独立した専門家委員会の設置が条約の重要な要素であることが確認された。この他さらに、地域レベル、国内レベルでもモニタリングの必要性が確認された。

36. 当会議は、障害分野に関する独立した専門家で構成される新しい人権条約機関を設立し、締約国の条約実施状況を監督することを検討した。この新しい委員会は、全般的なモニタリング機能を有するだけではなく、国内機関では解決のつかない権利違反に関する主張を検討する権限も持つべきである。全てのモニタリング制度は、締約国の実施状況の評価を独立して行うべきである。

37. 委員会は、締約国から提出された報告の評価を担い、条約によって保障される権利の侵害に関する個々の訴えを受け付けることもできる。特に深刻な、あるいは制度的な条約違反が認められた締約国において、調査を実施する権限を有する。また、一つの締約国が別な締約国による条約違反を訴えた場合、その苦情を検討する権限も委員会に与えることが考えられる。

38. この委員会の構成メンバーには障害者が含まれるべきであり、委員会のメンバーの選出に障害者組織が関わる方法も検討すべきである。政府及び国連によって作られた条約に関する情報は、全ての人が入手でき、アクセスできる形態で提供されるべきである。

39. 新しい条約委員会を設立するのほかに、地域内の政府間組織にも障害者の権利の実施を監視するよう促し、既存のまたは今後作成される地域人権憲章や機構には障害者の人権がはっきりと取り込まれるべきである。びわこミレニアム・フレームワークのモニタリング・システムが特に取り上げられ、この制度が新しい条約の実施を監視(訳注：モニター)し、新しい条約委員会の作業に対して助言する権限があることが確認された。

国内機構

40. 条約には国内制度に関する特定の義務を明記することができる。特に締約国が国内制度を利用し、条約を監視し、その遵守を促進することができることを挙げられるが、その際、国内人権組織が一翼を担うことができる。また、苦情処理、促進、告訴、監視(モニタリング)、報告などの機能に関する記述が必要である。さらに執行制度も必要であり、公共及び(あるいは)司法制度の中に対処方法も示されなければならない。また会議参加者は、このような国内制度には十分な予算配分が必要であると考えた。会議参加者は国内レベルで、障害者や障害者組織を含む諮問機関を設置することの重要性も確認した。

□1：アジア太平洋地域における障害者のICTアクセシビリティに関するセミナー(2002年6月20～22日)より
□2：地域社会(訳注：community)という言葉を条約で使用する際には、定義が必要であることが確認された

作成日　2003年6月11日
財団法人　全日本聾唖連盟

http://www.jfd.or.jp/int/unconv/bangkok-rec_j.html

戻る

Bangkok Recommendations on the Elaboration of a Comprehensive and Integral International Convention to Promote and Protect the Rights and Dignity of Persons with Disabilities

We, the participants in the Asian and Pacific regional expert group meeting on an international convention to promote and protect the rights and dignity of persons with disabilities, met from 2–4 June 2003 in Bangkok.

As experts from governmental and non-governmental organizations, national disability and human rights institutions and independent experts, we have formulated these recommendations in response to the invitation by the General Assembly in Resolution 57/229 to "make available to the Ad Hoc Committee suggestions and possible elements to be considered in proposals for a convention."

We are convinced that a new international human rights treaty is necessary to ensure that persons with disabilities enjoy all their human rights.

A. BACKGROUND AND GENERAL APPROACH

1. While international human rights standards require that people with disabilities should enjoy the same basic human rights as all other human beings, persons with disabilities throughout the world are subjected to widespread violations of their human rights. These violations include malnutrition, forced sterilisation, sexual exploitation, the denial of educational and vocational training opportunities, inaccessible public services, institutionalisation, the denial of voting rights, rights to communication, and the right to participate in policy-making.

2. There is a pressing need for the elaboration of a new international convention on the human rights of persons with disabilities. A coherent, integrated and focused approach to disability in the international law cannot be developed under the present treaty system. Therefore, an exclusive convention is necessary to give "status, authority and visibility" to disability issues which cannot be achieved through the process of reform of existing international instruments and monitoring mechanisms.

3. A single comprehensive treaty would enable the States Parties to understand their obligations to set targets for the development of disability-inclusive infrastructure and processes. Adding a new treaty would complement existing international standards for the rights of the disadvantaged.

4. A new convention should be a human rights treaty, which reaffirms that human rights and fundamental freedoms apply to all human beings, including persons with disabilities, thus reflecting the movement from a social welfare approach to a rights-based model embodied at the international level in documents such as the World Programme of Action concerning Disabled Persons and the Standard Rules for the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities. A new human rights convention would play a critical role in enhancing the advancement of persons with disabilities in the context of all aspects of development.

5. A new convention should reaffirm and build on human rights norms laid down in the

existing UN human rights treaties (including treaties adopted by the specialised agencies such as the International Labour Organisation) and other norms (such as the Standard Rules). A new treaty should in no way diminish existing guarantees of rights under those treaties, but should supplement existing guarantees as appropriate and address issues of particular concern to persons with disabilities.

6. A new convention should include guarantees of both civil and political and economic, social and cultural rights, and should provide for appropriate remedies at the international and national levels for violations of all the rights it guarantees.

7. The adoption of a new convention should be one part of a multi-track approach to the fulfilment of the human rights of persons with disabilities and the achievement of the goals of human and social development. In particular:

a. existing human rights bodies and mechanisms should increase their efforts to address issues of disability that arise within the scope of their activities;
b. there should continue to be strong support for the work of the Special Rapporteur on Disability of the Commission on Social Development (and the panel of experts) in monitoring the implementation of the Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities;
c. governments, international organisations, and civil society groups (including DPOs and NGOs) should continue to work to implement the Standard Rules, as well as to implement other instruments or programmes which address disability issues, such as the World Programme of Action and the Biwako Millennium Framework.

The meeting noted the importance of the role of national institutions in realising the human rights of persons with disabilities and the need for governments to establish national human rights institutions and other appropriate bodies to give effect to those rights at the national level.

8. Member States and the United Nations system should take steps to ensure the full participation of representative disability groups and persons with disabilities, especially those from developing countries, in the process of elaboration of a convention. Governments which are in a position to do so are urged to make contributions to the United Nations Voluntary Fund on Disability for this purpose. All governments in the Asia-Pacific region should ensure that they consult DPOs for their views on the issue of a convention, facilitate the participation of DPOs in the discussions of the Ad Hoc Committee established by General Assembly resolution 56/168, and should include persons with disabilities from DPOs in their official delegations to the Ad Hoc Committee.

B. ELEMENTS OF A CONVENTION

NATURE OF THE CONVENTION

9. The convention should be comprehensive, containing an explicit restatement of the rights contained in existing human rights instruments, including the Universal Declaration of Human Rights, the International Covenant on Civil and Political Rights, the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, and other relevant instruments. . The Convention should thus go further than a simple statement of the right to equality and non-discrimination in the enjoyment of human rights and fundamental freedoms..

STRUCTURE

10. The meeting considered that a convention should include the following elements:

- Preamble
- Statement of objectives and general principles
- Scope/Definitions (including definitions of disability and discrimination)
- General obligations of States parties to respect and ensure the rights guaranteed in the convention
- Guarantee of equality and non-discrimination (generally and in the enjoyment of the rights guaranteed in the Convention; statement of gender equality)
- Guarantees of specific rights (drawing on the Universal Declaration of Human Rights, the International Covenant on Civil and Political Rights, the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, and other instruments, expanded by reference to disability perspectives)
- Other State obligations
- Monitoring mechanisms
- Miscellaneous provisions

PREAMBLE

11. The meeting considered that the following matters might be usefully addressed in a Preamble:

- Recognition of the value of international human rights guarantees in existing United Nations human rights instruments
- Recognition of international and regional disability-specific instruments, declarations, norms, and guidelines to promote human rights and non-discrimination against people with disabilities
- Recognition of the continuing widespread denial to persons with disabilities of their internationally guaranteed human rights and fundamental freedoms
- Recognition of the fact that, despite the increase in emphasis placed on disability issues by mainstream human rights institutions, the adoption of a new convention is necessary to ensure that the human rights of persons with disabilities and their representative organizations receive adequate attention and action;
- Noting the relevance of the Standard Rules to the interpretation and implementation of the convention;
- Recognition of the efforts, achievements and obstacles during the Asian and Pacific Decade of Disabled Persons (1993-2002)
- Reaffirmation of disability-focused documents such as the Biwako Millennium framework, the Manila Declaration on Accessible Information and Communication Technologies, the World Summit for Information Society, and other regional instruments.

STATEMENT OF PRINCIPLES AND OBJECTIVES

12. It would be important to set out clearly the objectives of the Convention and the basic principles underlying its interpretation and application. The statement of principles and objectives of the convention might include reference to an affirmation of dignity, autonomy, equality, solidarity, and representative participation as overarching values underpinning any convention.

13. The Convention should:

a. be a "rights-based" instrument built on international human rights norms and standards of social justice, citizenship and well-being. Standards below already existing human rights standards must not be accepted.
b. ensure that that all persons with disabilities, without exception, are entitled to the full benefit and enjoyment of all fundamental human rights and freedoms on the principles of equality, dignity, autonomy, and without any discrimination.
c. stress that the situation of all disability groups and the diverse conditions related to gender, race, colour, age, ethnicity and other considerations must be taken into account, and recognise the impact of dual disadvantage and multiple discrimination faced by individuals such as, women, children or indigenous people with disabilities.
d. ensure that the principles of non-discrimination and equal opportunity apply to persons with disabilities and their organizational issues
e. acknowledge that the lack of provision of reasonable accommodation and/or positive actions to eliminate barriers to full participation is a form of discrimination
f. primarily contain rights that are enforceable, and should incorporate measures to enable persons with disabilities to exercise their human rights and fundamental freedoms
g. provide for a mechanism for the participation of organization of persons with disabilities in the monitoring and implementation of the treaty
h. promote international cooperation to support national efforts
i. promote cooperation between governments and DPOs at the national level and ensure recognition of the successful initiatives of DPOs
j. promote an inclusive, and barrier-free society
k. promote the participation and proper representation of persons with disabilities in policy and decision-making,

DEFINITIONS

14. The convention should include definitions of disability, discrimination, and accessibility.

Disability

15. There is a range of definitions of disability adopted at the international level. This reflects different purposes as well as changes in the understanding of disability. The meeting noted that the WHO-ICF definition might be taken as a starting-point, but also noted that there were concerns about some definitions currently employed, particularly in relation to survivors of mental illness or users and survivors of psychiatry.

16. The convention should contain a definition of disability that reflects an understanding of disability as something which is the result of social and environmental factors. There should be an inclusive approach to all categories of impairment, covering physical, sensory, intellectual, psychiatric and multiple disabilities.

17. In elaborating the definition of disability, it should be recognized that, while individuals have impairments, disability is not an individual pathology. It has a range of implications for social identity and behaviour, and largely depends upon context. Disability may also be a consequence of discrimination, prejudice and exclusion. A definition of disability should not be restrictive. For example it should cover physical, sensory, intellectual, psychiatric and multiple disabilities. It should

acknowledge that disability can be permanent, temporary, episodic and perceived.

Discrimination and equality

19. With regard to the definition of "discrimination" the Convention should address all forms of discrimination including direct, indirect, intended and unintended, hidden, and systemic discrimination. The convention should contain a definition of discrimination on the basis of disability which draws on existing international definitions but which modifies them to reflect the particular nature of equality and discrimination in relation to persons with disabilities.

20. There is a consistent approach taken by the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination, ILO Convention No 111 on Discrimination in Occupation and Employment, and by the Human Rights Committee and the Committee on Economic, Social and Cultural Rights to the definition of discrimination. Discrimination exists where there is "any distinction, exclusion or restriction on the basis of a prohibited characteristic (i.e. disability) which has the purpose or effect of impairing or nullifying on a basis of equality the recognition, enjoyment or exercise of human rights"..

21. A definition of discrimination should:

a. cover direct (disparate treatment), indirect (disparate impact), hidden and systemic discrimination, including all arrangements, practices, and social structures that lead to the denial of rights and freedoms.
b. include a failure to accord reasonable accommodation as discrimination (as does the Committee on Economic, Social and Cultural Rights in its General comment 5), and should include a definition of reasonable accommodation
c. clarify the different types of "positive measures" that may be required to ensure equality (some continuing, some which may need to be only temporary) and the relationship of these "positive measures" to the definition of discrimination
d. provide that affirmative action or "special measures" to reduce or remove barriers to full participation and to provide enabling environments in order to achieve equality of opportunity and equality of treatment should not be regarded as discriminatory.
e. Equality of opportunity requires that any relevant restrictions or limitations caused directly or indirectly by a disability should be remedied by appropriate modifications, adjustments or assistance.
f. recognise that discrimination can result where different treatment is based on multiple grounds including disability (intersectionality) – for example, women with disabilities, indigenous people with disabilities – and that there can also be discrimination where different disabilities are treated differently and where in relation to different treatment there is a disparate effect on an individual or group.
g. include protection for associates of persons with disabilities against discriminatory treatment because of their association
h. provide protection against discrimination where disability is suspected, assumed, perceived or where the discrimination is based on a past disability.

22. The definition of equality should recognize that equality of opportunity requires that any relevant restrictions or limitations caused directly or indirectly by a disability should be remedied by appropriate modifications, adjustments or assistance

and requires affirmative action, reasonable accommodation or "special measures" to provide barrier free access in all spheres for full participation and to provide enabling environments, where necessary, in order to achieve equality of opportunity and treatment. Such action or measures should not be regarded as discriminatory. The meeting raised the issue of whether the concept of equality to be adopted was one of equality of opportunity or equality of outcome/result.

Accessibility

23. The concept of accessibility, which was a critical component of any convention, need to be defined carefully. The following definition was proposed:

> "Accessibility" means the measure or condition of things and services that can readily be reached or used (at the physical, visual, auditory and/or cognitive levels) by people including those with disabilities, which could be achieved, through design and/adaptation irrespective of any types of disabilities. The term "accessibility", as commonly used in the disability-related field, may include but not limited to:
>
> i. access to physical/built environments and public transport;
> ii. access to information and communications, including information, communications and assistance technology.

The meeting also noted the elaboration of accessibility with reasonable accommodation contained in the Manila Declaration on Accessible Information and Communications Technology adopted by the United Nations Interregional Seminar and Demonstration Workshop on Accessible ICT and Persons with Disabilities (Manila, 3-7 March 2003). That meeting was organized in response to General Assembly resolution 57/229, which inter alia calls for accessibility with reasonable accommodation in United Nations facilities and documents.

GENERAL OBLIGATIONS

24. The convention should contain a clear statement of the obligations of a State party to implement its provisions, in particular the obligations to respect, ensure and provide remedies for violations of the rights set out in the Convention. State parties should be obliged to take legislative, programmatic and policy actions to implement the provisions of the convention, in particular the obligations to respect, ensure and provide enforcement mechanisms for violations of the rights set out in the convention. These measures should include specific constitutional or legislative guarantees of the rights of persons with disabilities to enjoy human rights and fundamental freedoms without discrimination. States should be obliged to ensure an enabling environment and a barrier-free society.

25. The convention should clearly set out the obligations of States parties in relation to the acts of non-State actors which involve the denial of the human rights of persons with disabilities.

26. States parties should provide guarantees of equality of opportunity and of non-discrimination, both generally and in the enjoyment of rights guaranteed in the convention.

GUARANTEE OF EQUALITY AND NON-DISCRIMINATION

27. The Convention should contain a general guarantee of equality and non-discrimination in the enjoyment of the rights set forth in the convention, as well as a free-standing guarantee of equality and non-discrimination as set out in article 26 of the ICCPR.

28. The Convention should make specific reference to the right of women and men to equality and non-discrimination in the enjoyment of human rights and fundamental freedoms.

GUARANTEES OF SPECIFIC RIGHTS

29. The convention should reaffirm the entitlement of persons with disabilities to the enjoyment of all human rights and fundamental freedoms. It should therefore contain a statement of specific rights guarantees, drawing on the rights contained in the UDHR, ICCPR, ICESCR and other instruments. These rights should be supplemented by more detailed elaborations of what is required for persons with disabilities to enjoy those rights on the basis of equality, or by new formulations that reflect the perspectives of persons with disabilities. The Convention on the Rights of the Child and the Convention on the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families may provide useful starting-points for developing such an approach.

30. The meeting noted that all rights could be further elaborated to ensure that persons with disabilities enjoyed them on an equal basis. A number of specific examples were given:

a. the linguistic rights of persons with disabilities (as illustrated by the the rights of deaf persons to use sign language to communicate, to have interpretation services in sign language, education in sign language as well as effective access to all systems of communication; or by the right of persons with visual impairment to use Braille), which might be derived from various rights including the rights to freedom of expression;
b. the rights to respect for private and family life, and to freedom of expression might be relied on to underpin the right to sexuality of persons with disabilities
c. right to liberty and security of the person and to freedom from cruel, inhuman or degrading treatment could be drawn on in relation to forced intervention, and institutionalisation
d. the right to non-discrimination in relation to nationality and immigration might be drawn on to support the rights of persons with disabilities to immigrate to join family members (a field in which some countries discriminate)
e. the rights to freedom of association, freedom of expression, and of political participation could be drawn on to ensure the full representation of DPOs in decision-making.

31. The meeting also noted that the implications of some rights for persons were contentious. The example of the right to life and its implications for the use of genetic counselling, or rights of access to abortion was mentioned. It was recognised that a convention would not necessarily resolve debates over these contentious issues.

32. In addition to specific interpretations of existing human rights guarantees, participants identified a number of additional perspectives or aspects of existing

rights that might be considered for explicit inclusion in a convention. These included:

a. Right to participation/right to inclusion
b. Right of access to the physical environment (including access to places, services and facilities)/Right to a barrier-free society
c. Right of access to information and to communication (which should reflect the specific modifications necessary for effective access)
d. Right to enjoy resources
e. Right to personal self-determination and to independent living in the community*
f. Right to freedom from violence and abuse
g. Right of access to basic economic resources, including safe food and water
h. Provisions recognizing that the position of persons with disabilities living in rural areas may be different in important respects to persons living in urban areas.

33. There was some discussion of whether the concept of reasonable accommodation should be seen as involving a separate right or whether it was better understood as part of the concept of discrimination. Some consideration was also given to whether third generation rights, such as the right to development, should appear in the convention. The consensus of the meeting was that, given the complexities of introducing such a collective right into the proposed convention, it might be more appropriate to focus on guaranteeing enjoyment of individual rights as a means to enhancing the participation of persons with disabilities in the development process and ensuring that they enjoy the benefits of development, rather than including the right to development as such in the body of the convention..

OTHER STATE OBLIGATIONS

34. The convention should also contain provisions dealing with other measures to be taken by States parties, which could include:

a. provision for national institutional frameworks to monitor and promote compliance with the convention, in which national human rights institutions can play a role;
b. provisions requiring national governments ensure that the responsibility for matters relating to upholding the rights of persons with disabilities should be allocated to a specific focal point within Government with authority for implementation;
c. provision for setting clear targets for the development of disability-inclusive infrastructure and processes;
d. provisions requiring States parties to provide and promote accessibility for all persons with disabilities and their associates;
e. provision for collection of statistics and other data for reporting and monitoring purposes;
f. provision requiring States parties to promote awareness of the convention
g. provisions requiring States parties to set aside specific resources to implement the convention and to provide support for the activities of DPOs.

MONITORING MECHANISMS

International and regional

35. The meeting considered that there were a number of international, regional and sub-regional and national level mechanisms that might be used to monitor the implementation of the convention. The establishment of an independent committee of experts similar to that established under other United Nations human rights treaties was seen as a central component of a convention, though it was recognized that monitoring also needed to take place at the regional and national levels.

36. The meeting considered that there should be established a new human rights treaty body, consisting of independent experts in the field of disability, to oversee the implementation by States parties of the provisions of the Convention. Such a new committee should have a general monitoring function, as well as being empowered to consider allegations of violations of rights where the national system concerned has failed to provide a remedy. Any monitoring system should involve an independent assessment of implementation by State parties.

37. The committee should perform the functions of reviewing reports submitted by State parties, have competence to receive individual complaints alleging violations of the rights guaranteed in the convention, and should have the power to initiate an inquiry into the situation in a State party where it appears that serious or systematic violations of the convention are occurring. The committee might also be given the competence to consider complaints by one State party against another alleging violation of obligations under the convention.

38. Membership of that committee should include persons with disabilities, and ways of involving DPOs in the selection of the members of the committee should be explored. Information concerning the Convention produced by governments, and the United Nations should be made available in formats which are available and accessible to all.

39. In addition to the establishment of a new treaty committee, regional intergovernmental organisations should be encouraged to monitor implementation of the rights of persons with disabilities, and existing or future regional human rights charters and mechanisms should expressly incorporate the rights of persons with disabilities. Particular mention was made of the Biwako Millennium Framework monitoring system as having the potential to monitor the implementation of a new convention and to provide input into the work of a new treaty committee.

National mechanisms

40. The convention could also include specific obligations relating to national institutional frameworks, in particular providing that States parties should use national institutions to monitor and promote compliance with the convention, in which national human rights institutions can play a role. There should be provision for complaints handling, promotion, litigation, monitoring and reporting functions. There should be enforcement mechanisms including provision of remedies within institutional and/or judicial systems. The meeting considered that such national frameworks should be adequately resourced. The meeting also noted the importance at the national level of the establishment of consultative bodies incorporating persons with disabilities and DPOs.

****

国連障害者の権利条約

関連資料

2003年8月8日

162-0052　東京都新宿区戸山１－２２－１
日本障害者リハビリテーション協会
TEL:03-5273-0601　　FAX:03-5273-1523

この冊子は社会福祉・医療事業団（高齢者・障害者福祉基金）の助成により作成されました。